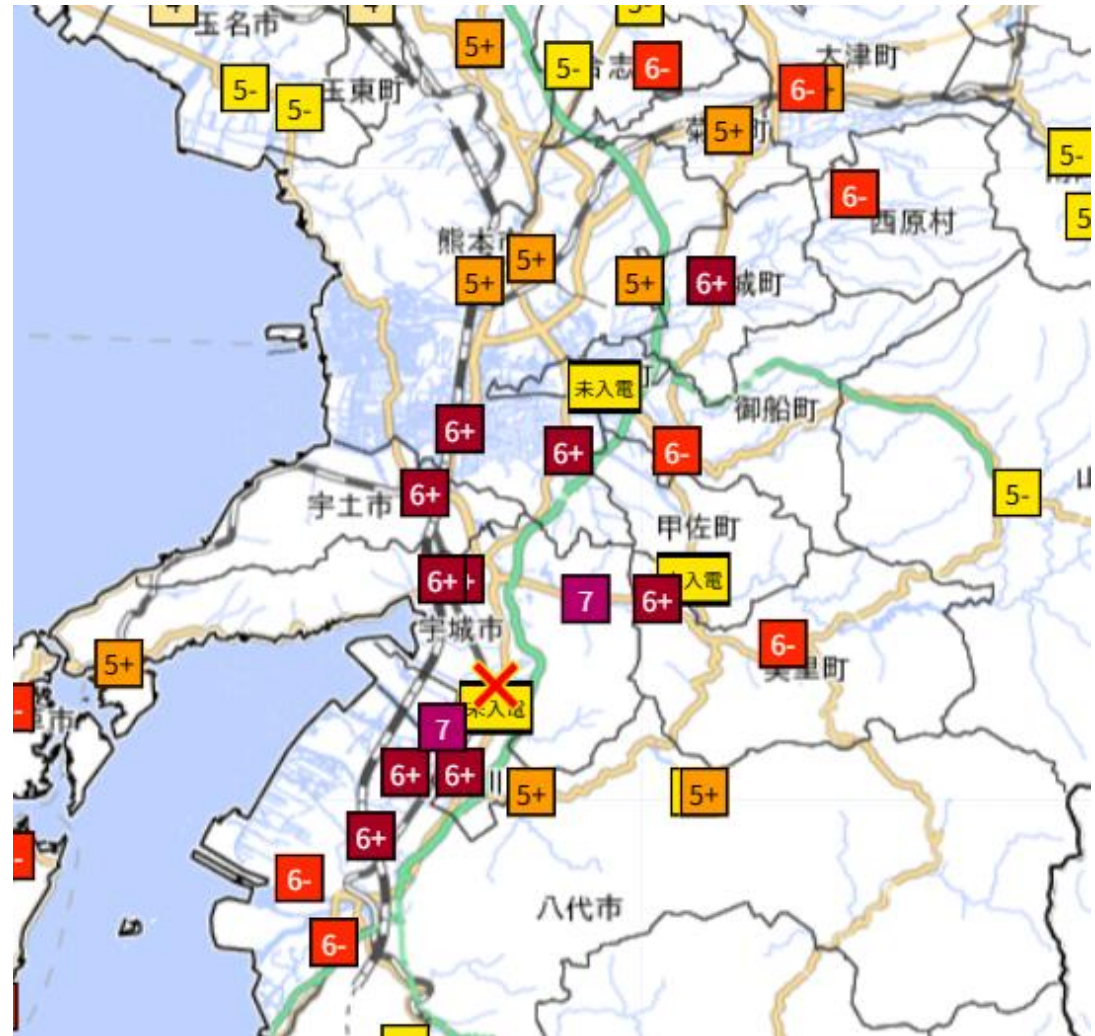


第11回熊本市災害対策本部会議資料

1 地震の概要

項目	内容
発生時刻	7月28日（火） 16時27分
最大震度	7
震源の深さ	約16km
地震の規模	マグニチュード7.1

震度の分布	自治体
最大震度 7	宇城市、氷川町
震度 6 強	熊本市南区
震度 5 強	熊本市中央区 熊本市東区 熊本市西区 熊本市北区



出典：気象庁「地震情報」(https://www.jma.go.jp/bosai/map.html#9/32.704/130.685/&elem=int&contents=earthquake_map) を加工して作成

第11回熊本市災害対策本部会議資料

1 地震の概要（震度1以上の地震の発生状況）

【最大震度別・日別地震回数表】

（7月28日16時～8月4日15時）

日別	最大震度別回数										震度1以上を観測した回数	
	1	2	3	4	5弱	5強	6弱	6強	7		回数	累計
7/28	87	59	33	11	3	0	0	0	1		194	194
7/29	92	37	10	4	1	0	0	0	0		144	338
7/30	42	15	3	2	0	0	0	0	0		62	400
7/31	23	8	3	0	0	0	0	0	0		34	434
8/1	22	6	1	0	1	0	0	0	0		30	464
8/2	19	9	1	1	0	0	0	0	0		30	494
8/3	11	2	1	0	0	0	0	0	0		14	508
8/4	8	2	2	1	0	0	0	0	0		13	521
総計	304	138	54	19	5	0	0	0	1			521

【最大震度別・時間別地震回数表】

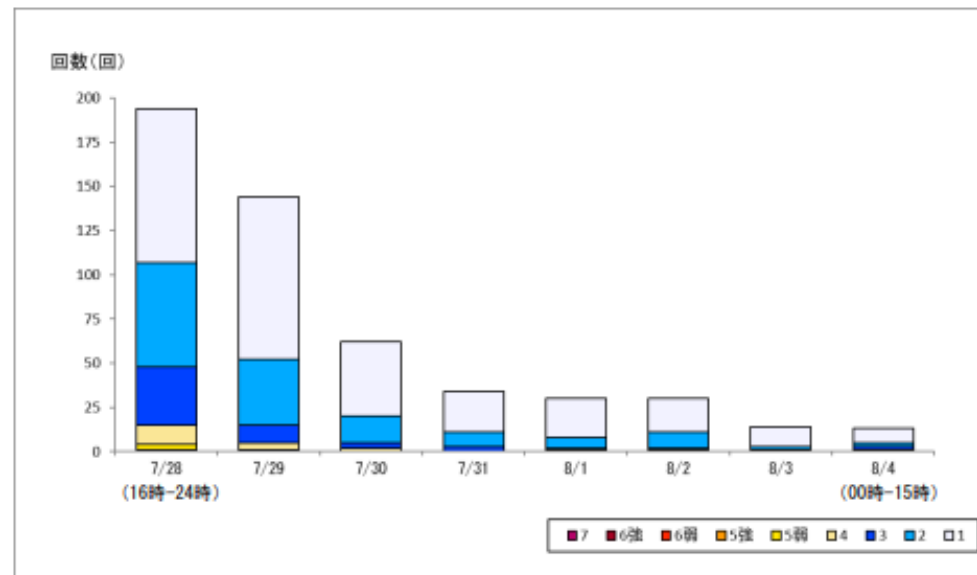
（8月4日0時～15時）

時間別	最大震度別回数										震度1以上を観測した回数	
	1	2	3	4	5弱	5強	6弱	6強	7		回数	累計
8/4 00時～01時	1	0	0	0	0	0	0	0	0		1	509
01時～02時	0	0	0	0	0	0	0	0	0		0	509
02時～03時	1	0	0	0	0	0	0	0	0		1	510
03時～04時	0	0	0	0	0	0	0	0	0		0	510
04時～05時	0	0	0	0	0	0	0	0	0		0	510
05時～06時	0	0	0	1	0	0	0	0	0		1	511
06時～07時	0	0	1	0	0	0	0	0	0		1	512
07時～08時	1	1	0	0	0	0	0	0	0		2	514
08時～09時	1	0	0	0	0	0	0	0	0		1	515
09時～10時	0	0	0	0	0	0	0	0	0		0	515
10時～11時	1	0	0	0	0	0	0	0	0		1	516
11時～12時	0	0	0	0	0	0	0	0	0		0	516
12時～13時	1	0	0	0	0	0	0	0	0		1	517
13時～14時	0	0	0	0	0	0	0	0	0		0	517
14時～15時	2	1	1	0	0	0	0	0	0		4	521
総計	304	138	54	19	5	0	0	0	1			521

※掲載している地震回数は、後日の調査で変更になることがあります。

【日別地震回数図】

（令和8年7月28日16時～8月4日15時、震度1以上の地震）



第11回熊本市災害対策本部会議資料

2 気象情報

今後の気象の見通し

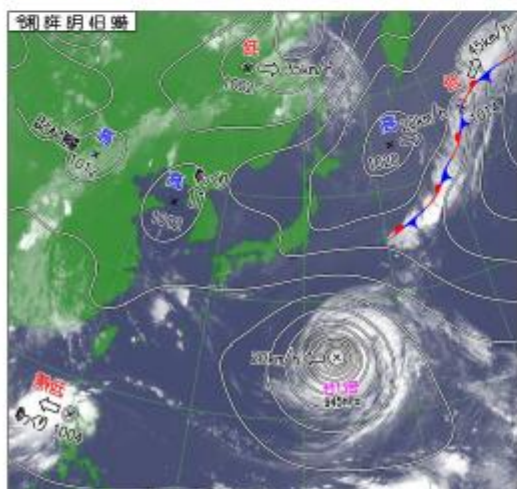
【天気の見通し】

- 熊本県では、8月4日（火）、5日（水）は高気圧に覆われて概ね晴れるが、4日（火）は湿った空気や日射の影響により、雷を伴う激しい雨の降る所がある。
- 暖かく湿った空気の影響で、6日（木）は晴れ後曇りとなり、7日（金）から11日（火）にかけては曇りや雨となる。

【留意事項】

- **11日（火）にかけて最高気温が35度前後となる日が多く、最低気温も30度前後と高く、熱帯夜が続く。昼夜問わず熱中症などの健康管理に注意。**
- 4日（火）夜のはじめ頃にかけて、落雷や突風に注意。
- 9日は、台風第13号の影響により、天草地方の外海を対象に早期注意情報（警報級の可能性）高波〔中〕を発表。

■衛星赤外画像と地上天気図（4日9時）



■熊本県の天気予報

熊本県の天気予報（7日先まで）								
2026年08月04日11時 熊本地方気象台 発表								
日付	今日 04日(火)	明日 05日(水)	明後日 06日(木)	07日(金)	08日(土)	09日(日)	10日(月)	11日(火)
熊本県	曇時々晴 	晴 	晴後曇 	曇一時雨 	曇一時雨 	曇一時雨 	曇一時雨 	曇一時雨
降水確率(%)	-/20/20	10/0/0/10	30	50	50	50	50	50
信頼度	-	-	-	C	C	C	C	C
熊本 気温 (℃)	最高	37	39	36 (25~38)	35 (33~37)	34 (32~36)	34 (32~36)	36 (33~40)
	最低	-	29	29 (28~31)	30 (29~32)	31 (29~32)	28 (26~30)	28 (25~30)

第11回熊本市災害対策本部会議資料

台風第13号の熊本県への影響

8月4日(火) 13時00分 気象庁・福岡管区気象台・熊本地方気象台

【台風第13号の予報と熊本県への影響】

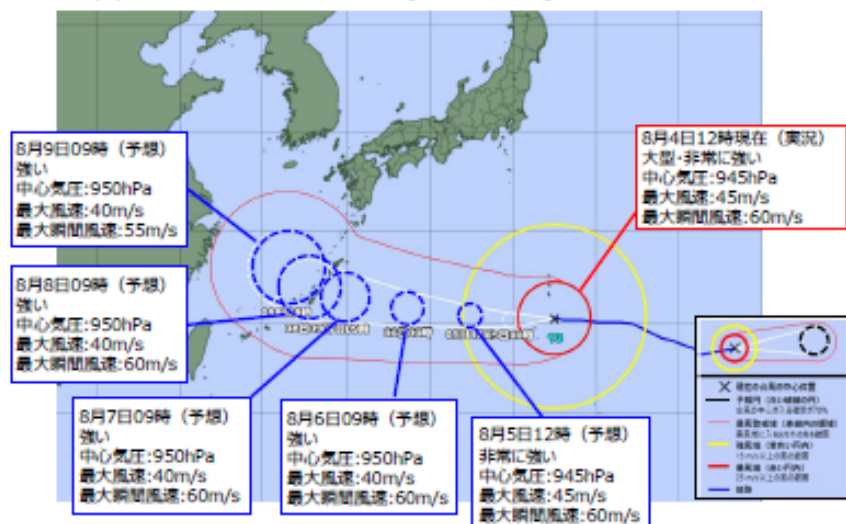
➤ 台風は、8月7日(金)から8日(土)にかけて強い勢力で沖縄・奄美に接近して動きが遅くなる。**熊本県は6日(木)～11日(火)にかけて、①、②の影響を受ける可能性**がある。熊本県が暴風域に入る可能性は低いが、沖縄・奄美を通過後の進路予報に留意。

① 雨雲が九州山地を越えて流れ込むため、地震で地盤が緩んでいる地域の土砂災害

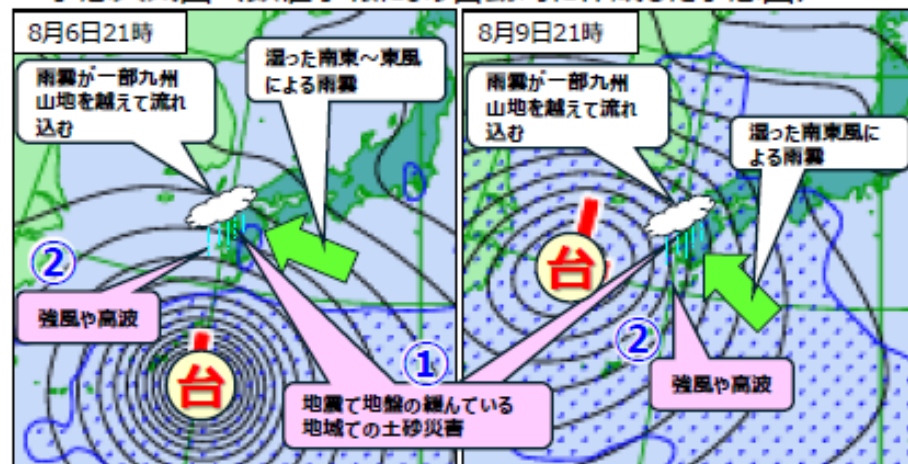
② 台風の影響による強風や高波

最新の防災気象情報に留意。

■ 台風情報 (台風第13号) [8月4日12時]



■ 予想天気図 (数値予報により自動的に作成した予想図)



※ハッチ域は降水が予想される地域

第11回熊本市災害対策本部会議資料

3 熊本市災害対策本部対応状況

日付	時間	対応状況
7月28日（火）	16時27分	地震発生、熊本市災害対策本部設置 ※【レベル5強化】全庁総力態勢設置
	18時00分	第1回災害対策本部会議
	19時00分	災害救助法適用（熊本市含む21市町村）
	21時30分	第2回災害対策本部会議
7月29日（水）	1時00分	第3回災害対策本部会議
	10時30分	第4回災害対策本部会議
	17時00分	第5回災害対策本部会議
7月30日（木）	17時00分	第6回災害対策本部会議
7月31日（金）	17時00分	第7回災害対策本部会議
8月1日（土）	17時00分	第8回災害対策本部会議
8月2日（日）	15時30分	第9回災害対策本部会議
8月3日（月）	13時30分	第10回災害対策本部会議
8月4日（火）	17時30分	第11回災害対策本部会議

第11回熊本市災害対策本部会議資料

4 支援団体等の状況

【関係機関】

- ・自衛隊、熊本県

【全国知事会】

- ・東京都 (※1)、山梨県、千葉県、埼玉県、神奈川県、栃木県、群馬県、茨城県

(※1) 総括支援

【指定都市市長会】

- ・静岡市、大阪市、堺市、札幌市、北九州市 (※2)、京都市、千葉市、新潟市、福岡市、川崎市、仙台市、さいたま市、浜松市、神戸市、名古屋市、岡山市、広島市、横浜市、相模原市

(※2) 保健師派遣

【個別協定等】

- ・総社市、宮崎市、松山市、福井市、西予市、海南市、高槻市、荒尾市、山鹿市、小国町、長洲町

第11回熊本市災害対策本部会議資料

5 被害の状況（8月4日(火) 15：00時点）

人的被害

死者	安否不明者	行方不明者	重傷者数	中等症数	軽負傷者数
0名	0名	0名	2名	49名（+1名）	11名

※救急出動：1,082件（+187件）（うち災害に起因する事案76件（+5件））

火災：7件（+1件）（うち災害に起因する事案5件）

救助要請：16件（+3件）（うち災害に起因する事案9件）

住家被害 計3,716棟

全壊	大規模半壊	中規模半壊	半壊	準半壊	一部損壊	分類未確定
4棟	0棟	1棟	2棟	13棟	907棟	2,789棟

※現在も調査継続中のため、数値は変動する可能性あり。

第11回熊本市災害対策本部会議資料

5 被害の状況（8月4日(火) 15：00時点）

ライフライン・公共交通

停電	県内約60戸（+60戸）
ガス	7月31日11:30復旧完了
上水道	・城南で断水 8月3日19:30 解消（▲900戸） ・北区で濁水 8月3日16:00 解消（▲8,000戸） ・富合で水圧低下（8月1日解消）
下水道	使用に影響なし
道路	緑川右岸道路亀裂のため、国道3号から釈迦堂橋まで通行止め 国による充填材注入完了、南区土木にて舗装仮復旧に着手済※（8/7頃 規制解除予定）
公共交通	〈8月3日16:00時点〉 【一部運休】 ・九州産交バス・産交バス（高速特急・快速）、J R九州※1※2 ※1 新幹線は、熊本駅より下り方面（鹿児島・八代方面）は運休中 ※2 在来線は、宇土～八代駅間は運休中、熊本～宇土駅間は本数を減らして運行中 【運休】 ・熊本城周遊バス（しろめぐりん） ※運行経路が全面通行止めから片側交互通行となったタイミングで、運行を再開する予定 その他公共交通は運行中（熊本フェリーは、徒歩乗船可（車椅子での乗船不可））

第11回熊本市災害対策本部会議資料

6 避難所開設状況（8月4日(火) 15：00時点）

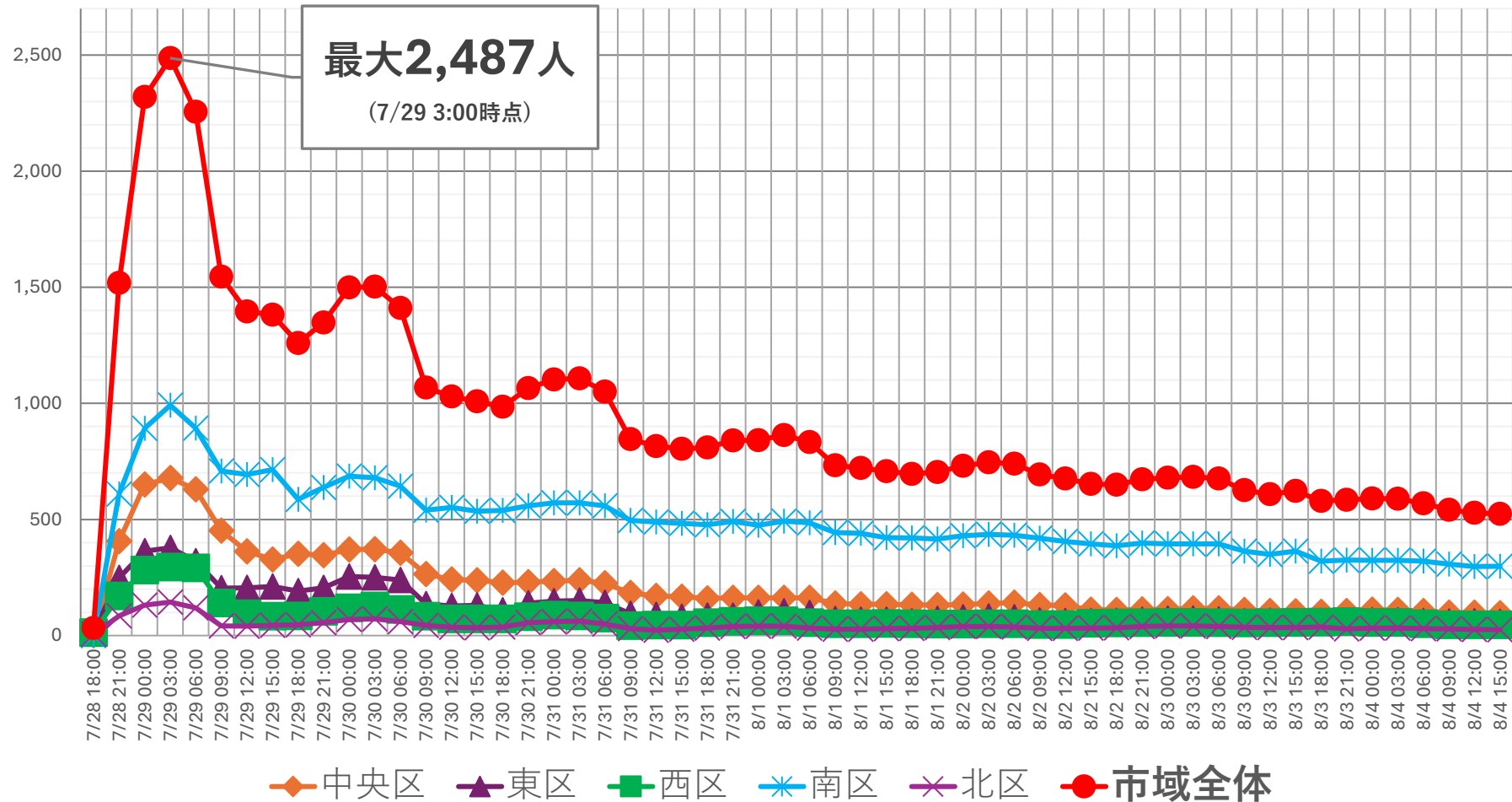
	開設避難所数	避難者数
中央区	11か所（▲2か所）	96世帯 108人
東区	11か所	53世帯 65人
西区	5か所（▲1か所）	31世帯 51人
南区	17か所（▲1か所）	187世帯 322人
北区	4か所（▲2か所）	21世帯 30人
合計	48か所（▲6か所）	388世帯（▲9世帯） 576人（▲34人）

ペット同伴避難場所	計1か所
水前寺競技場	3世帯 5人（▲1人） 犬2匹 猫6匹

車中泊避難場所	計2か所（▲1か所）
アクアドーム	11台（+8台） 15人（+12人）

第11回熊本市災害対策本部会議資料

7 避難者数推移 (8月4日(火) 15:00時点)



第11回熊本市災害対策本部会議資料

8 その他

【災害救助法】

- ・本市における法の適用日 令和8年（2026年）7月28日

※本市を含め、県内10市10町1村でも適用決定

（熊本市、八代市、水俣市、山鹿市、菊池市、宇土市、上天草市、宇城市、天草市、合志市、美里町、大津町、菊陽町、西原村、御船町、嘉島町、益城町、甲佐町、氷川町、芦北町、津奈木町）

【食事提供】

- ・7月31日(金)18時 災害対応車両キッチンカーにより食事提供
（南区 火の君文化センター）
- ・8月1日(土)～毎夕食 ヒライの弁当 支給開始
- ・8月3日(月)～平日昼食 災害対応車両キッチンカーにより食事提供
（南区 火の君文化センター、アスパル富合）

【国からのプッシュ型支援等への対応について】

・経済産業省による避難所空調設備のプッシュ型支援について、豊田小学校・杉上小学校・隈庄小学校・富合中学校の4施設を対象としてメーカー及び電気工事業者による現地調査の調整を実施している。現地調査や施設管理者との調整は、教育委員会と連携し進める。

1 被害状況

政策局所管施設の被害状況

- ・国際交流会館・・・被害なし

8月4日から3～5階会議室の利用を再開
(7月29日7時、目視にて調査済。8月3日12時、施設安全点検チェックリストにて再調査済。)

2 対応状況

- (1) 避難所
- ・7月28日18時20分に国際交流会館の避難所開設
 - ※7月31日14時時点で避難者0人（7月31日11時に避難者0人へ）
 - 同日17時点で避難所閉鎖
- (2) プレスセンター
- ・7月28日20時50分にプレスセンターを開設
 - ・7月29日12時00分にプレスセンターを閉設
- (3) 相談
- ・7月28日19時30分に災害多言語支援センターを開設
 - ※8月4日10時時点：総数24件（前日10時時点比：+3件）
 - (交通情報、避難所開設状況、避難所での多言語対応状況、被災状況、住宅の支援策について、税金の免除についてお風呂情報について等)
 - ・市民の声（提言）等
 - ※8月4日12時時点：総数68件（8/3 8時時点比：+19件）
 - （火の国まつり中止要望、帰宅困難者苦情、避難所開設メールへの苦情、避難所対応、区役所・上下水道局職員の対応について（お礼含む）、災害ゴミの受け入れ等）
 - ・コールセンターへの問合せ
 - 7/28 40件、7/29 154件、7/30 107件、7/31 105件、
 - 8/1 114件、8/2 51件、8/3 79件
 - 8/4 14件 12時時点

・水道（断水他）	： 1件	・ イベント	： 1件
・ ごみ	： 5件	・ 支援物資、義援金	： 1件
・ り災証明、危険度判定	： 4件	・ 健診、検診、病院	： 1件
・ 仮設、修理	： 1件		

3 今後の対応

- ・ BCP に基づき、優先通常業務を実施

4 その他

- ・ 7 月 28 日 福岡市、北九州市は熊本県にリエゾン派遣
(指定都市市長会事務局から聴取)
- ・ 7 月 28 日 19 時：外国人コミュニティや外国人キーパーソンへメールにて災害関連情報を提供済
- ・ K-SAFE（災害時等外国人支援システム）にて登録者 680 人に災害関連情報を配信済
- ・ 災害支援に係る寄付受付については、ふるさと納税大手ポータルサイトを活用して開始済
(楽天、さとふる、ふるなび、ふるさとチョイスすべてについて 7 月 29 日より寄付受付開始)
- ・ 指定都市市長会は、7 月 29 日 16 時に総括支援チームを宇城市に派遣することを決定
- ・ 7 月 29 日 日本カーシェアリング協会において、被災された方が無償でレンタカーを利用できる「災害サポート・レンタカー」の予約受付を開始
- ・ 7 月 29 日 令和 8 年熊本地震被災者支援制度（第 1 版）を熊本市ホームページに公開し、市公式 LINE、X にて周知。また、英語版、中国語版（繁体字）、韓国語版についても熊本市ホームページ及び国際交流振興事業団ホームページに公開済（中国語版と韓国語版は 8 月 1 日に公開）
- ・ 7 月 31 日 議員全員会議において地震の概況等を説明
- ・ 8 月 1 日 令和 8 年熊本地震に係る義援金の情報について、英語版を熊本市ホームページ及び国際交流振興事業団ホームページに公開済（中国語版と韓国語版は 8 月 3 日に公開）
- ・ 8 月 2 日 熊本連携中枢都市圏構成市町村による被災市町村に対する物資・資機材支援を開始

支援市町村	受援市町村	対象物資	数量	搬送状況
玉名市	宇土市	水 消毒液	約 9,000 本 100 個	8/2 搬送済み 8/2 搬送済み
玉名市	宇城市	パーティション 簡易ベッド ブルーシート 土のう袋	10 枚 10 台 100 枚 5,000 枚	8/3 搬送済み 8/3 搬送済み 8/3 搬送済み 8/3 搬送済み
山都町	宇城市	段ボールベッド 災害用マット 安眠枕	50 台 100 枚 200 個	調整中 調整中 調整中
熊本市	宇城市	ブルーシート（松山市提供） 土のう袋（熊本都市建設業協会提供）	1,000 枚 2,000 枚	8/4 搬送済み 8/4 搬送済み

- ・ 8 月 3 日 令和 8 年熊本地震被災者支援制度を第 2 版に更新。熊本市ホームページに公開し、市公式 LINE、X にて周知。（2,360 部を区役所等に配付予定）

令和8年熊本地震 支援一覧（第2版）

■ 計69制度（第1版から17制度増）

目次		担当課
1. リ災証明書の発行		
1-1 リ災証明書（住家）の発行		
1-1-1	リ災証明書（住家）の発行※店舗兼住宅を含む	健康福祉政策課
1-2 リ災証明書の発行（事業者）		
1-2-1	リ災証明書の発行（店舗、事務所、工場等及び事業用設備）	商業金融課
1-2-2	リ災証明書の発行（農水産業関係）	農業支援課
1-3 リ災証明書（住家以外の被害について）の発行		
1-3-1	被災届出証明書（住家以外の被害について）	健康福祉政策課
2. 経済的な支援		
2-1 地震により死亡した方のご遺族への支援		
2-1-1	災害弔慰金の支給	各区役所福祉課、健康福祉政策課
2-2 地震により障がいが残った方への支援		
2-2-1	災害障害見舞金の支給	各区役所福祉課、健康福祉政策課
2-3 地震により重傷を負った方 住家に被害を受けた方への支援		
2-3-1	災害見舞金の支給	各区役所福祉課、健康福祉政策課
2-4 生活資金や生活再建の資金に関する支援		
2-4-1	災害援護資金の貸付	健康福祉政策課
3. 住まいの確保・再建のための支援		
3-1 住まいの中を片付けたい		
3-1-1	災害ボランティアの派遣	地域政策課
3-2 住まいを補修したい・修理したい		
3-2-1	住家の緊急の修理（被害の拡大の防止）☑	住宅政策課
3-2-2	被災した住宅の応急修理	住宅政策課
3-2-3	ひとり親家庭への貸付（住宅）	こども家庭福祉課
3-2-4	家屋が損壊された方への市営住宅の一時提供	市営住宅課
3-3 危険なので家屋等を解体・撤去したい		
3-3-1	熊本市老朽危険空家等除却促進事業補助	空家対策課
3-3-2	熊本市老朽空き家除却促進事業補助	空家対策課
3-3-3	被災住宅の障害物の除去	土木総務課
3-4 新しい住まいに建て替え・取得・入居したい		
3-4-1	開発許可申請等に係る手数料免除	開発指導課
3-4-2	建築確認申請・完了検査申請手数料等の免除	建築指導課 建築審査室
4. 生活面への支援		
4-1 生活必需品等の支給		
4-1-1	被服、寝具その他生活必需品の支給	健康福祉政策課
4-1-2	教科書及び学用品の支給	教育委員会指導課、学務支援課
4-2 ごみの処理について		
4-2-1	地震で被害を受けたごみの収集について	廃棄物計画課
4-2-2	地震で被害を受けた大型ごみ、家電4品目の回収について	廃棄物計画課
4-2-3	地震被害を受けたごみの処理手数料の減免について	廃棄物計画課
4-2-4	事業所からの災害ごみの処分費用減免	事業ごみ対策課
4-2-5	ブロック、瓦等のがれき撤去について	廃棄物計画課
4-3 飲用井戸水の検査について		
4-3-1	災害時における飲用井戸水等の水質検査	環境総合センター
4-4 通学に関すること		
4-4-1	被災児童生徒の指定校変更・区域外就学許可	教育委員会学務支援課
4-5 生活に関することについて		
4-5-1	消費生活相談	熊本市消費者センター
4-5-2	こころの健康相談	こころの健康センター
4-5-3	こどもたちの心のケア	教育委員会総合支援課
4-5-4	生活にお困りの方の相談は生活自立支援センターへ	保護管理支援課

令和8年熊本地震 支援一覧（第2版）

■ 計69制度（第1版から17制度増）

目次			担当課
	4-5-5	感染症に関する相談	健康危機管理課
	4-5-6	食品に関する衛生相談	食品保健課
	4-5-7	外国人の方向けの相談窓口	国際課
	4-5-8	無料法律相談（弁護士）	広聴課
	4-5-9	無料入浴支援事業	生活衛生課
	4-5-10	宿泊支援事業	健康福祉政策課、生活衛生課
	4-5-11	災害サポート・レンタカーの無料貸出（日本カーシェアリング協会）	政策企画課
5. 各種減免・支払いの猶予等			
5-1 税に関すること			
	5-1-1	市税の減免	市民税課 固定資産税課
	5-1-2	市税の納税の猶予	納税課
5-2 証明書の交付手数料			
	5-2-1	各種証明書の交付手数料の免除	市民税課、戸籍住民課、各区役所区民課・税務室 各総合出張所（含：芳野分室）
	5-2-2	マイナンバーカード等の再交付手数料の免除	戸籍住民課、マイナンバーカードセンター
	5-2-3	パスポートの発給手数料等の減免	戸籍住民課、各区役所区民課
5-3 水道料金・下水道使用料等			
	5-3-1	水道料金及び下水道使用料の減免	上下水道局料金課
5-4 医療費・保険料・年金			
	5-4-1	定期予防接種の対象期間の延長	感染症予防課
	5-4-2	国民健康保険料の減免	国保年金課、各区役所区民課
	5-4-3	国民健康保険医療費の一部負担金（窓口負担）の還付	国保年金課、各区役所区民課
	5-4-4	後期高齢者医療保険料の減免	国保年金課、各区役所区民課
	5-4-5	後期高齢者医療制度一部負担金の減額・免除及び徴収猶予	国保年金課、各区役所区民課
	5-4-6	国民年金保険料の免除	国保年金課、各区役所区民課、各総合出張所
5-5 高齢者福祉			
	5-5-1	介護保険料の減免	介護保険課、各区役所福祉課
	5-5-2	介護保険サービス利用料の減免	介護保険課、各区役所福祉課
	5-5-3	介護保険 特定福祉用具の再購入	介護保険課、各区役所福祉課
5-6 障がい者・児福祉			
	5-6-1	障がい者の福祉用具の再給付	障がい福祉課、障がい者福祉相談所、各区役所福祉課
	5-6-2	市民税の減免に伴う自立支援医療、補装具、日常生活用具給付事業の自己負担額の減額	障がいサービス課
	5-6-3	特別児童扶養手当などの災害特例措置	各区役所福祉課
5-7 子育て・教育			
	5-7-1	保育所等利用者負担額（保育料）の減免	保育幼稚園課、各区役所保健こども課
	5-7-2	児童扶養手当の災害特例措置	こども支援課
	5-7-3	児童養護施設等・障害児入所施設の措置費負担金の減免	児童相談所
	5-7-4	熊本市母子父子寡婦福祉資金貸付の償還の猶予	こども家庭福祉課、中央区役所保健こども課、東区役所保健こども課、西区役所保健こども課、南区役所保健こども課、北区役所保健こども課
	5-7-5	市民税の減免に伴う小児慢性特定疾病医療支援の自己負担上限月額の減額	こども支援課
	5-7-6	就学援助制度	教育委員会学務支援課
	5-7-7	熊本市奨学生の募集（家計の急変等）	教育委員会学務支援課
	5-7-8	熊本市奨学金貸付金の返還の猶予	学務支援課教育委員会学務支援課
	5-7-9	未就学児を対象とした受け入れ	保育幼稚園課、各区役所保健こども課 教育委員会指導課
6. 事業者に関すること			
6-1 中小企業に関すること			
	6-1-1	中小企業者向け特別相談窓口	商業金融課、起業・新産業支援課
6-2 農林漁業者に関すること			

令和 8 年熊本地震 支援一覧（第 2 版）

■ 計69制度（第 1 版から17制度増）

目次			担当課
	6-2-1	農漁業被害に関する相談	農業政策課
6-3 各種相談窓口			
	6-3-1	事業者の施設、使用水、器具の消毒に関する衛生相談	食品保健課
	6-3-2	社会保険労務士による労働相談	雇用対策課

令和8年熊本地震被災者支援制度
(令和8年8月3日時点)



▲ 支援制度は本市ホームページでも公表しています。

目 次

1. り災証明書の発行

1-1 り災証明書（住家）の発行

1-1-1 り災証明書（住家）の発行※店舗兼住宅を含む 1

1-2 り災証明書の発行（事業者）

1-2-1 り災証明書の発行（店舗、事務所、工場等及び事業用設備） 3

1-2-2 り災証明書の発行（農水産業関係） 4

1-3 り災証明書（住家以外の被害について）の発行

1-3-1 被災届出証明書（住家以外の被害について） 5

2. 経済的な支援

2-1 地震により死亡した方のご遺族への支援

2-1-1 災害弔慰金の支給 6

2-2 地震により障がいが残った方への支援

2-2-1 災害障害見舞金の支給 7

2-3 地震により重傷を負った方 住家に被害を受けた方への支援

2-3-1 災害見舞金の支給 8

2-4 生活資金や生活再建の資金に関する支援

2-4-1 災害援護資金の貸付 9

3. 住まいの確保・再建のための支援

3-1 住まいの中を片付けたい

3-1-1 災害ボランティアの派遣 12

3-2 住まいを補修したい・修理したい

3-2-1 住家の緊急の修理（被害の拡大の防止） 13

3-2-2 被災した住宅の応急修理 14

3-2-3 ひとり親家庭への貸付（住宅） 16

3-2-4 家屋が損壊された方への市営住宅の一時提供 17

3-3 危険なので家屋等を解体・撤去したい

3-3-1	熊本市老朽危険空家等除却促進事業補助	19
3-3-2	熊本市老朽空き家除却促進事業補助	20
3-3-3	被災住宅の障害物の除去	21

3-4 新しい住まいに建て替え・取得・入居したい

3-4-1	開発許可申請等に係る手数料免除	22
3-4-2	建築確認申請・完了検査申請手数料等の免除	23

4. 生活面への支援

4-1 生活必需品等の支給

4-1-1	被服、寝具その他生活必需品の支給	25
4-1-2	教科書及び学用品の支給	26

4-2 ごみの処理について

4-2-1	地震で被害を受けたごみの収集について	27
4-2-2	地震で被害を受けた大型ごみ、家電4品目の回収について	27
4-2-3	地震被害を受けたごみの処理手数料の減免について	28
4-2-4	事業所からの災害ごみの処分費用減免	29
4-2-5	ブロック、瓦等のがれき撤去について	32

4-3 飲用井戸水の検査について

4-3-1	災害時における飲用井戸水等の水質検査	33
-------	--------------------	----

4-4 通学に関すること

4-4-1	被災児童生徒の指定校変更・区域外就学許可	34
-------	----------------------	----

4-5 生活に関することについて

4-5-1	消費生活相談	35
4-5-2	こころの健康相談	35
4-5-3	こどもたちの心のケア	36
4-5-4	生活にお困りの方の相談は生活自立支援センターへ	37
4-5-5	感染症に関する相談	38
4-5-6	食品に関する衛生相談	38
4-5-7	外国人の方向けの相談窓口	39
4-5-8	無料法律相談（弁護士）	40
4-5-9	無料入浴支援事業	40
4-5-10	宿泊支援事業	42
4-5-11	災害サポート・レンタカーの無料貸出（日本カーシェアリング協	

会)	43
----	----

5. 各種減免・支払いの猶予等

5-1 税に関すること

5-1-1 市税の減免	45
5-1-2 市税の納税の猶予	46

5-2 証明書の交付手数料

5-2-1 各種証明書の交付手数料の免除	46
5-2-2 マイナンバーカード等の再交付手数料の免除	48
5-2-3 パスポートの発給手数料等の減免	49

5-3 水道料金・下水道使用料等

5-3-1 水道料金及び下水道使用料の減免	50
-----------------------	----

5-4 医療費・保険料・年金

5-4-1 定期予防接種の対象期間の延長	51
5-4-2 国民健康保険料の減免	52
5-4-3 国民健康保険医療費の一部負担金（窓口負担）の還付	53
5-4-4 後期高齢者医療保険料の減免	55
5-4-5 後期高齢者医療制度一部負担金の減額・免除及び徴収猶予	57
5-4-6 国民年金保険料の免除	59

5-5 高齢者福祉

5-5-1 介護保険料の減免	60
5-5-2 介護保険サービス利用料の減免	61
5-5-3 介護保険 特定福祉用具の再購入	63

5-6 障がい者・児福祉

5-6-1 障がい者の福祉用具の再給付	64
5-6-2 市民税の減免に伴う自立支援医療、補装具、日常生活用具給付事業の自己負担額の減額	65
5-6-3 特別児童扶養手当などの災害特例措置	66

5-7 子育て・教育

5-7-1 保育所等利用者負担額（保育料）の減免	67
5-7-2 児童扶養手当の災害特例措置	68
5-7-3 児童養護施設等・障害児入所施設の措置費負担金の減免	70

5-7-4	熊本市母子父子寡婦福祉資金貸付の償還の猶予	71
5-7-5	市民税の減免に伴う小児慢性特定疾病医療支援の自己負担上限 月額の減額	72
5-7-6	就学援助制度	73
5-7-7	熊本市奨学生の募集（家計の急変等）	74
5-7-8	熊本市奨学金貸付金の返還の猶予	76
5-7-9	未就学児を対象とした受け入れ	77

6. 事業者に関すること

6-1 中小企業に関すること

6-1-1	中小企業者向け特別相談窓口	79
-------	---------------	----

6-2 農林漁業者に関すること

6-2-1	農漁業被害に関する相談	79
-------	-------------	----

6-3 各種相談窓口

6-3-1	事業者の施設、使用水、器具の消毒に関する衛生相談	81
6-3-2	社会保険労務士による労働相談	81

7. 住家の被害程度・支援制度 対応表

1. り災証明書の発行

1-1 り災証明書（住家）の発行

1-1-1 り災証明書（住家）の発行※店舗兼住宅を含む

健康福祉政策課 096-328-2340

令和8年熊本地震に伴うり災証明書（住家）の申請受付及び発行を行います。

住家のり災証明書とは、自然災害により住家に被害が発生した場合に、被災者からの申請に基づき住家の被害認定調査を実施し、調査結果に応じたり災証明書を市が交付するものです。住家の被害の程度には「全壊」・「大規模半壊」・「中規模半壊」・「半壊」・「準半壊」・「準半壊に至らない（一部損壊）」があります。
※調査の結果、「無被害」となることもあります。

対象となる方

- ・住家（店舗兼住宅を含む）に被害を受けられた方
- ※カーポート、倉庫、門扉等は対象外です。
※持ち家に限らず、賃貸住宅でも申請が可能です。
※住民票によらず、実際に住んでいれば申請は可能です。
・区分所有建物（マンション）の共用部分に被害を受けられた管理組合等

お手続き

窓口またはマイナポータルサイト（電子申請）から交付申請が可能です。

■申請の流れ（被害認定調査有りの場合）

窓口もしくはマイナポータルで調査依頼



被害状況確認のため被害認定調査（1次調査）



調査後、後日窓口で交付（又は、お申出により2次調査を実施）

※遠方への避難等で窓口へお越しいただけない方は、申請窓口までお問い合わせください。

※被害の程度が少なく被害認定調査が不要である場合で、一部損壊のり災証明書を希望される場合は、被害状況を写した写真又は修理の見積書等を申請窓口を持参もしくは電子申請時に添付していただくと、写真等を確認のうえ一部損壊のり災証明書を即日交付（電子申請の場合は郵送）します。

1. り災証明書の発行

■申請受付窓口

各区役所福祉課、各総合出張所

■申請時間

午前9時～午後4時 月曜日～金曜日（祝日除く）

■申請時に必要なもの

- （１）本人確認できるもの（運転免許証、マイナンバーカードなど）
- （２）代理人による申請の場合は委任状、代理人の本人確認できるもの
- （３）申請書
- （４）生活の本拠であったことが確認できる書類
※住民票の所在と、り災した住所が異なる場合に必要です。
- （５）管理規約及び総会の議事録等（区分所有建物の共用部分に被害を受けられた管理組合等）※管理組合の名称及び代表者氏名がわかるもの
- （６）被害状況を写した写真又は修繕見積書（領収書）
※被害の程度が少なく被害認定調査が不要である場合で、一部損壊のり災証明書を希望される場合のみ必須。

■発行窓口

申請受付窓口と同じ

■発行受付時間

午前9時～午後4時 月曜日～金曜日（祝日除く）

■受取時に必要なもの

- （１）交付を受ける人の本人確認できるもの（運転免許証、マイナンバーカードなど）
※代理人が交付を受ける場合は、代理人の本人確認できるものが必要です。
- （２）家屋調査完了後に送付される「調査完了のお知らせ」
- （３）申請時に不足していた書類
※該当者のみ
※（２）のお知らせが届くまでに連絡が無かった方は不要です

■申請期限

令和8年10月31日（土）

※窓口は令和8年10月30日（金）

※お早めにお手続きください。

1. り災証明書の発行

■お問合せ先

各区役所福祉課		各総合出張所			
中央区	096-328-2312	託麻	096-380-3111	清水	096-343-9161
東区	096-367-9127	河内	096-276-1111	龍田	096-338-2231
西区	096-329-5403	天明	096-223-1111		
南区	096-357-4129	幸田	096-378-0172		
北区	096-272-1118	城南	0964-28-3111		

※お住まいの区以外でも、り災証明書の申請ができます。

1-2 り災証明書の発行（事業者）

1-2-1 り災証明書の発行（店舗、事務所、工場等及び事業用設備）

商業金融課 096-328-2424

令和8年熊本地震に伴うり災証明書の発行手続きを行います。

対象となる方

店舗、事務所、工場等の事業所及び事業用設備等に被害を受けられた建物等の所有者、又はテナントとして入居し事業を営む方

※対象となる建物には貸家、店舗兼住宅も含む。

※建物だけでなく、事業用設備についても対象としています。

※農林水産業関係を除く。

お手続き

■申請受付窓口

商業金融課

※受付窓口は今後、各区役所にも設置する予定です。詳細は市ホームページをご確認いただくか、商業金融課へお問い合わせください。

■受付時間

平日 8時30分～17時15分

休日（土日祝） 9時00分～16時00分

※休日（土日祝）は令和8年（2026年）8月1日（土）より

申請時には、下記の書類等が必要です。

（1）被害状況がわかる写真

（2）被害を受けた建物の所在地がわかる地図

1. り災証明書の発行

(3) 本人確認ができるもの(窓口に来られる方)

※代理人が申請する場合は、別途当課所定の委任状が必要です。

※写真は、添付書類として提出していただきますので現像もしくは印刷したものをお持ちください。(A4用紙に何枚か印刷した形式でも可)

※被害の程度判定が必要な場合は、現地調査を実施後に発行しますので、発行までに時間を要する場合があります。

※被害の程度が少なく判定調査が不要な場合は、申請書類をもとに一部損壊のり災証明書を即日発行します。

■お問合せ先

商業金融課 096-328-2424

1-2-2 り災証明書の発行(農水産業関係)

農業支援課 096-328-2384

令和8年熊本地震に伴う、り災証明書の申請受付及び発行を行います。

対象となる方

- ・農業を営まれている方

農作物を生産している耕作面積が3,000平方メートル以上を有すること、又は被災前年1年間における農畜産物販売金額が50万円以上の実績を有すること。

- ・水産業を営まれている方
- ・その他 市長が特に必要と認めるもの。

対象となる物

農水産業の施設(ハウス・建物等)・機械、農水産物、農地等

※施設・機械等は、農水産業用途の利用実態を有すること。

※被害対象は申請者本人の名義であること。

お手続き

■申請受付窓口

窓口	電話番号
北東部農業振興センター農業振興課	096-272-1117
北東部農業振興センター農業振興課 東農業振興室	096-367-9137
西南部農業振興センター農業振興課	096-329-1158
西南部農業振興センター農業振興課 河内農業振興室	096-276-1114

1. り災証明書の発行

西南部農業振興センター農業振興課 南農業振興室	0964-28-3115
水産振興センター	096-311-4010

■必要なもの

申請時には、下記の書類等が必要です。

- (1) り災証明願
- (2) 被害状況が分かる写真（全景写真と近景写真をご用意ください。）
- (3) 被災場所が分かる地図
- (4) 営農等の実態が確認できるもの（営農計画書、確定申告書など）
- (5) 委任状（本人もしくは同一世帯以外の方が申請する場合）

■お問合せ先

農業支援課 096-328-2384

1-3 り災証明書（住家以外の被害について）の発行

1-3-1 被災届出証明書（住家以外の被害について）

健康福祉政策課 096-328-2340

り災証明書の対象とならない建物や家財などについて、被災の届出がなされたことを証明する被災届出証明書を交付しています。

■申請方法

(1) 窓口申請の場合

申請書に必要事項をご記入のうえ、お近くの各区役所福祉課または各総合出張所にご提出ください。

受付時間：午前9時～午後4時 月曜日～金曜日（祝日除く）

(2) 郵送の場合

熊本市ホームページから申請書をダウンロードし、申請書と返信用封筒（110円切手貼付、住所宛名記載）を郵送ください。

※郵送の場合、送付先は各区福祉課となります。

■お問合せ先

健康福祉政策課 096-328-2340

各申請受付窓口

■申請期限

令和8年10月30日（金）

2. 経済的な支援

2-1 地震により死亡した方のご遺族への支援

2-1-1 災害弔慰金の支給

健康福祉政策課 096-328-2340

令和 8 年熊本地震により死亡された方（審査委員会において、災害関連死と認められた方を含む）のご遺族に対し、災害弔慰金を支給します。

対象となる方

令和 8 年熊本地震により死亡された方のご遺族（災害弔慰金）
亡くなった方が生計維持者の場合 500 万円
生計維持者以外 250 万円

お手続き

■申請受付窓口

各区役所福祉課

■受付時間

午前 9 時～午後 4 時 月曜日～金曜日（祝日除く）

■必要なもの

- ・死亡診断書（検案書）の写し
- ・申請される方の本人確認ができるもの（運転免許証等）の写し
- ・申請される方名義の通帳の写し
- ・申請される方が市外にお住まいの場合、遺族であることを証明する書類（戸籍謄本等）の写し
- ・印鑑（認印可）

※その他必要な申請書等は、窓口にて配布します。

■お問合せ先

[中央区福祉課] 096-328-2312	[東 区福祉課] 096-367-9127
[西 区福祉課] 096-329-5403	[南 区福祉課] 096-357-4129
[北 区福祉課] 096-272-1118	[健康福祉政策課] 096-328-2972

2-2 地震により障がいが残った方への支援

2-2-1 災害障害見舞金の支給

健康福祉政策課 096-328-2340

令和 8 年熊本地震により重度の障害を負った方（審査委員会において、災害により重度の障がいを受けたと認められた方を含む）に、災害障害見舞金を支給します。

対象となる方

令和 8 年熊本地震により心身に以下の内容の障がいを受けた方

- ① 両眼が失明した場合
- ② 咀嚼（そしゃく）及び言語の機能を完全に失った場合
- ③ 神経系統の機能又は精神に著しい障がい残り、常に介護が必要な場合
- ④ 胸腹部臓器の機能に著しい障がい残り、常に介護が必要な場合
- ⑤ 両上肢をひじ関節以上で失った場合
- ⑥ 両上肢の用を完全に失った場合
- ⑦ 両下肢をひざ関節以上で失った場合
- ⑧ 両下肢の用を完全に失った場合
- ⑨ 精神または身体の障がい重複し、その程度が上記①～⑧と同程度以上と認められる場合

上記の障がいを受けた方が

生計維持者 250 万円

生計維持者以外 125 万円

お手続き

■申請受付窓口

各区役所福祉課

■受付時間

午前 9 時～午後 4 時 月曜日～金曜日（祝日除く）

■お問合せ先

[中央区福祉課] 096-328-2312

[東 区福祉課] 096-367-9127

[西 区福祉課] 096-329-5403

[南 区福祉課] 096-357-4129

[北 区福祉課] 096-272-1118

[健康福祉政策課] 096-328-2972

2-3 地震により重傷を負った方 住家に被害を受けた方への支援

2-3-1 災害見舞金の支給

健康福祉政策課 096-328-2340

令和 8 年熊本地震により重傷を負った方及び住家に一定以上の被害を受けた方に、災害見舞金を支給します。

対象となる方

令和 8 年熊本地震により重傷を負った方及び住家に一定以上の被害を受けた方

災害により 1 ヶ月以上の重傷を負った方 : 3 万円

住家の全壊又は流出した世帯 : 5 万円

住家の大規模半壊、中規模半壊、半壊又は準半壊世帯 : 3 万円

上記に該当しない住家の床上浸水 : 1 万円

※被害を受けた当時、熊本市の区域内に住所を有し、住民基本台帳に登録されていた方が対象となります。

※「重傷を負った方」は、令和 8 年熊本地震により直接的なけがをされた方が対象となります。

※支給前（申請後の場合も含む）に世帯の全員が亡くなられた場合は支給されません。

※死亡又は負傷した場合に、条例により災害弔慰金及び災害障害見舞金の支給を受けることができる場合は、対象外となりますのでご相談ください。

お手続き

■申請受付窓口

各区役所福祉課

■受付時間

午前 9 時～午後 4 時 月曜日～金曜日（祝日除く）

■必要なもの

＜重傷の場合＞※申請者は重傷者本人または世帯主となります。

- ・医師の診断書（療養期間記載のものに限る。写し可）
- ・申立書（診断書にて令和 8 年熊本地震による直接的な負傷が分からない場合）
- ・申請者名義の通帳の写し

＜住家の全壊等の場合＞※申請者は世帯主となります。

2. 経済的な支援

- ・り災証明書（写し可）
- ・申請者名義の通帳の写し

※ その他必要な申請書等は、窓口にて配布します。

■お問合せ先

[中央区福祉課] 096-328-2312	[東 区福祉課] 096-367-9127
[西 区福祉課] 096-329-5403	[南 区福祉課] 096-357-4129
[北 区福祉課] 096-272-1118	[健康福祉政策課] 096-328-2340

2-4 生活資金や生活再建の資金に関する支援

2-4-1 災害援護資金の貸付

健康福祉政策課 096-328-2340

令和8年熊本地震により世帯主に負傷又は住居・家財に損害があった世帯のうち、所定の要件を満たす世帯の世帯主に対し災害援護資金の貸し付けを行います。

対象となる方

被災日時点で熊本市に居住かつ住民登録があり、以下のいずれかの被害を受けた世帯の世帯主

- 世帯主がおおむね1か月以上の療養期間を要する負傷を負った
- 住居の半壊（準半壊を除き、中規模半壊及び大規模半壊を含む）又は全壊
- 住居の全体が滅失・流失した
- 家財の価額のおおむね1/3以上に損害があった

※「住居の半壊又は全壊」は、自己所有の住宅（持ち家）の場合が対象となります。
全壊の場合で住居の残存部分を取り壊さざるを得ない等の事情がある場合及び滅失又は流出の場合は、アパート等の賃貸住宅の場合でも対象となります。

2. 経済的な支援

■貸付限度額

貸付区分		貸付限度額
世帯主におおむね 1 か月以上の療養を要する負傷があった	家財、住居に損害なし	150 万円
	家財の価額のおおむね 1/3 以上の損害	※1 250 万円
	住居が半壊（準半壊を除き、中規模半壊及び大規模半壊を含む）	270 万円 ※2（350 万円）
	住居が全壊	350 万円
世帯主におおむね 1 か月以上の療養を要する負傷が <u>なかった</u>	家財、住居に損害なし	貸付対象外
	家財の価額のおおむね 1/3 以上の損害	※1 150 万円
	住居が半壊（準半壊を除き、中規模半壊及び大規模半壊を含む）	170 万円 ※2（250 万円）
	住居が全壊（住居の全体が滅失又は流失した場合を除く）	250 万円 ※2（350 万円）
住居の全体が滅失・流失した		350 万円

※1 家財の損害の場合、貸付限度額と家財の損害額のうちいずれか低いほうの金額の範囲内での貸付となります。（損害状況を確認するため現地調査を行う場合があります。）また、家財の損害に自家用車の損害は含まれず、貸付金を自家用車の購入・修理のために充てることはできません。

※2 被災した住居を建て直すに際し、その住居の残存部分を取り壊さざるを得ない場合等、特別の事情があると認められる場合には（ ）内の金額が貸付限度額となります。

■貸付条件

利 率 連帯保証人を立てる場合：無利子
連帯保証人を立てない場合：年 1.5%（据置期間中は無利子）
償還期限 10 年（据置期間を含む）
据置期間 3 年
※据置期間 3 年経過後、7 年間の償還となります。（繰上償還は据置期間でも可能）

■所得制限

世帯の市民税における令和 8 年度分（令和 7 年分）総所得の合計が以下の金額未満

2. 経済的な支援

- 1 人：220 万円
 - 2 人：430 万円
 - 3 人：620 万円
 - 4 人：730 万円
 - 5 人以上: 1 人増すごとに 730 万円に 30 万円を加えた額。
- ※住居が滅失した場合は世帯人数に関わらず 1,270 万円

■お手続き

申請受付の準備ができ次第、お知らせします。

3. 住まいの確保・再建のための支援

3-1 住まいの中を片付けたい

3-1-1 災害ボランティアの派遣

地域政策課

096-328-2036

地震により住居に被害を受け、自力での片付けが困難な世帯を対象に、災害ボランティアを派遣し、家屋内外の片付けや清掃等を支援します。

対象となる方

以下の要件をすべて満たす方

- ・熊本市内で地震により住居に被害を受けた方
- ・高齢者のみの世帯、障がいのある方がいる世帯など、自力での片付けが困難な世帯

支援内容

- ・家屋内外の片付け、清掃作業、家具等の搬出補助 など
- ※重機を使用する作業や専門的な技術を要する修理・修繕作業は対象外です。

申込方法

(1) Web 申込（受付時間：24 時間対応）

熊本市社会福祉協議会ホームページの申込フォームから申込
<https://logoform.jp/form/TGU5/1721302>

(2) 電話申込（受付時間：午前9時から午後4時まで）

災害ボランティアセンター専用回線

① 080-1535-1141 ② 080-1532-0617

(3) 申込後の流れ

- ・災害ボランティアセンター職員が電話等で被害の状況を確認します。
- ・支援の可否や作業日程は、被害状況の確認後に決定し、改めて連絡します。



お問合せ先

■熊本市社会福祉協議会 熊本市災害ボランティアセンター

電話 : 080-1545-0531

受付時間：平日 午前9時から午後4時まで

メール : volunteer@kumamoto-city-csw.or.jp

3-2 住まいを補修したい・修理したい

3-2-1 住家の緊急の修理（被害の拡大の防止）

住宅政策課 096-328-2449

令和8年熊本地震により被災した住家（住宅）について、被害の拡大を防止することを目的とした制度です。

対象となる方

当該災害により大規模半壊、中規模半壊、半壊、及び準半壊等に相当する程度の住家被害を受け、雨水の浸入等を放置すれば住家の被害が拡大するおそれがある世帯。なお、物置、倉庫や駐車場等は対象となりません。

（本メニューについては、り災証明書の提出は不要です。）

費用の限度額

1世帯あたり 56,400 円以内（消費税込み）

※ 同じ住宅に2世帯以上同居している場合は、1世帯とみなします。

対象となる内容

具体的な例は、次のとおりです。

- ・屋根等に被害を受け、雨漏り又は雨漏りのおそれがある住家へのブルーシート等の展張
- ・損傷を受けた住宅の外壁や窓硝子へのブルーシートの展張やベニヤ板による簡易補修による風雨の浸入の防御
- ・アパートやマンション等の外壁材（タイルやモルタル等）の剥落に伴う落下防止ネットの展張（損傷した住宅前の歩行者の安全確保（2次被害防止）のため）

申込期限と完了期限

令和8年8月7日（金）まで（完了期限も同日）

※同年8月31日まで延長する方向で、国（内閣府）と協議予定です。

お手続き

■申請受付窓口（必要な書類等は個別にお渡しします）

住宅政策課（本庁舎9階）

◎（事前相談：要件への適合確認など）⇒（事前調整：修理業者の確認や例示など）

⇒申込書ほか書類を提出（不足書類は後日）⇒市から修理業者へ依頼⇒修理実施

※ 修理業者については、国土交通省協力の検索サイト等も紹介します

■お問合せ先 住宅政策課 096-328-2449

3-2-2 被災した住宅の応急修理

住宅政策課 096-328-2449

令和8年熊本地震により被災した住宅について、日常生活に必要な最小限度の部分を応急的に修理することで引き続き住めるようにすることを目的とした制度です。

申込者が選定した修理業者に熊本市が応急修理を依頼します。

費用についても、限度額の範囲内で熊本市が修理業者へ支払います。

対象となる方

(1) 以下の全ての要件を満たす方（世帯）

- ① 当該災害により大規模半壊、中規模半壊、半壊、及び準半壊等の住家被害を受け、そのままでは住むことができない状態にあること。

ただし、対象者が自宅にいる場合であっても、日常生活に不可欠な部分に被害があれば、対象とします。

- ② 応急修理を行うことによって、避難所等への避難を要しなくなると見込まれること。

※ 対象者（世帯）が、現に、避難所、車等で避難生活を送っており、応急修理を行うことで、被害を受けた住宅での生活が可能となることが見込まれる場合を対象とします。

(2) 資力等の要件

「中規模半壊」、「半壊」若しくは「準半壊」の住家被害の場合は、自らの資力では応急修理をすることができない世帯。

※ 修理業者に代金を支払ってしまうと、この制度は利用できません。

※ 応急修理の期間中、条件により応急仮設住宅（賃貸型応急住宅：みなし仮設）等を利用できる場合があります。

※ 借家は一般的には借家の所有者・管理者が修理を行うこととなります。

ただし、事情により所有者・管理者が修理を行わず、居住者の資力では修理できないために、居住する場所を確保できない場合は、所有者・管理者の同意を得て応急修理制度を活用できる場合があります。

なお、この場合は所有者・管理者に資力がないことを証する資料等が必要になります。詳細は「■お問合せ先」記載の担当課までご相談ください。

3. 住まいの確保・再建のための支援

費用の限度額

1世帯あたりの限度額は次のとおりです。

- (1) 全壊、大規模半壊、中規模半壊、又は半壊の被害を受けた世帯
757,000 円以内（消費税込み）
- (2) 準半壊の被害を受けた世帯
367,000 円以内（消費税込み）

※ 同じ住宅に2世帯以上同居している場合は、1世帯とみなします。

対象となる範囲

屋根等の基本部分、床や壁、ドア等の開口部、上下水道等の配管・配線、トイレ等の衛生設備など、日常生活に必要欠くことのできない部分であって修理を行うことが必要となる箇所です。

- ・ 今回の災害と直接関係ある修理のみが対象となります。
- ・ 家電製品は対象外です。
- ・ 内装に関するものについては一部対象とならないものもあります。
（例）内装（畳、壁紙などの張替え）については原則として対象外ですが、床や壁の下地と一体で交換する場合は対象となります。

※詳しくは下記「お問合せ先」にご相談ください。

申込期限と完了期限

令和8年10月27日（火）まで（完了期限も同日）

※令和9年（2027年）1月27日まで延長する方向で、国（内閣府）と協議予定です。

お手続き

■申請受付窓口

住宅政策課（本庁舎9階）

◎（事前相談：要件への適合確認など）⇒（事前調整：修理業者の確認や例示など）

⇒申込書ほか書類を提出（不足書類は後日）⇒市から修理業者へ依頼⇒修理実施

※ 修理業者については、国土交通省協力の検索サイト等も紹介します

■必要なもの

- ・ 住宅の応急修理申込書 ※参考資料として、住宅の被害状況に関する申出書も添付
- ・ り災証明書（住家） ・ 被害状況が分かる写真（修理前の写真）
- ・ 修理見積書（申込者が選定した修理業者から入手）

※ その他市長が必要と認めるもの （例）資力の申出書（中規模半壊以下の場合）

■お問合せ先 住宅政策課 096-328-2449

3-2-3 ひとり親家庭への貸付（住宅）

こども家庭福祉課 096-366-3030

現に居住し、かつ所有する住宅を補修し、保全し、改築し、又は建設し、購入し、増築するために必要な経費を市内に居住するひとり親家庭に対して貸付を行います。

対象となる方

ひとり親家庭の母または父、寡婦の方

■貸付の要件

- ・原則、連帯保証人が1名以上必要です。
※ただし、弁済する資力及び能力があることを条件として、連帯保証人なしでも申請が可能です。
- ・当該建物が申請されるひとり親家庭の母または父、寡婦の名義で登記されていることが必要です。
- ・その他、資金の内容や対象者などに関する基準がありますので、詳しくはご相談ください。
※物置、車庫等の付属家は対象外です。
※必ず事前相談が必要となります。
※申請から実際の送金まで通常2ヶ月程度を要します。

■貸付限度額

150万円

■利子

保証人を立てる場合は、無利子。保証人を立てない場合は、年1%の利子がかかります。

お手続き

■申請窓口・受付時間

熊本市母子父子相談室 （午前9時30分～午後4時 ※月曜・祝日休み）
096-372-1228
熊本市中央区大江6丁目1-85（中央区まちづくりセンター大江交流室内）

■お問合せ先

熊本市母子父子相談室 096-372-1228
こども家庭福祉課 096-366-3030

3-2-4 家屋が損壊された方への市営住宅の一時提供

市営住宅課 096-328-2461

令和8年熊本地震により住宅に引き続き住むことができなくなった方に対し、市営住宅を一時的に提供します。

対象となる方

令和8年熊本地震により住宅に半壊以上の被害を受け、引き続き住むことができなくなった方

※原則として市町村が発行する災害証明書（半壊以上、写しでも可）が必要ですが、状況により後日提出でも可能です。

※住家の被害の程度が「準半壊」「準半壊に至らない（一部損壊）」「被害なし」の場合は対象外となります。

入居可能期間

原則6か月以内（最長1年まで更新可）

使用料等

住宅使用料（家賃）、駐車場使用料、敷金は免除です。

共益費や水道光熱水費等は入居者負担となります。

申込方法

窓口にて先着順で受け付けます。入居の申込みがあった住宅は受付を終了します。

申込期間

【熊本市内在住者】

令和8年8月6日（木）から

【熊本市内在住者＋熊本市外在住者】

令和8年8月9日（日）から

受付時間は午前10時から午後4時まで

※受付開始時間（午前10時）前に来場された方は、受付開始時間までに受付場所へ来場された方全員で、申込の順番を決める抽せんを行い、決定した順番で受付を行います。

※受付開始時間以降に来場された方は、受付開始時間までに受付場所へ来場された方全員の受付が終わった後に先着順にて受付を行います。

3. 住まいの確保・再建のための支援

申込場所

【熊本市内在住者】

- ・令和8年8月6日（木）・令和8年8月7日（金）
熊本市火の君文化センター1階ロビー（熊本市南区城南町舞原 394-1）
- ・令和8年8月8日（土）
熊本市役所本庁舎 14 階 特設会場（熊本市中央区手取本町 1-1）

【熊本市内在住者＋熊本市外在住者】

- ・令和8年8月9日（日）
熊本市役所本庁舎 14 階 特設会場（熊本市中央区手取本町 1-1）
- ・令和8年8月10日（月）以降の平日（土・日・祝日を除く）
熊本市役所本庁舎 9 階 市営住宅管理センター窓口

お持ちいただくもの

- ・り災証明書の写し（コピー）
- ・本人確認書類
（免許証、マイナンバーカード、被災場所に居住していることがわかるもの）
- ・申請書類
（行政財産使用許可申請書、誓約書）

※代理人が申し込む場合は以下の書類も必要です。

- ・代理人の身分証明書
- ・委任状

その他

- ・家具、家電、カーテン等はお持ち込みいただく必要がありますので、ご注意ください。
- ・市営住宅でのペット（犬・猫・鳥等）の飼育や、市営住宅敷地内での餌付け等は禁止されていますので、ご注意ください。

お問合せ先

市営住宅課 096-328-2461

3-3 危険なので家屋等を解体・撤去したい

3-3-1 熊本市老朽危険空家等除却促進事業補助

空家対策課 096-328-2514

倒壊の恐れのある危険な空家の除却工事費に対して、**最大60万円** 補助します。（敷地全体を更地にする必要があります）

対象となる方

熊本市内にある空家の所有者または管理者で、個人の方。（相続人も対象）

※対象となる空家の条件については、以下の空家対策課のホームページをご参照ください。

【4月13日 受付開始】熊本市老朽危険空家等除却促進事業補助金について（老朽危険空家等除却補助）



お手続き

空家対策課への各種申請書のご提出が必要です。（郵送申請可能）

※詳細な手続きの流れや必要書類については、上記の空家対策課のホームページのうち、「R8 補助申請手続きの進め方」のチラシをご参照ください。



※なお、事前調査申請受付期間は、令和8年12月28日（月）までとなっており、予算がなくなり次第、受付終了しますのでご注意ください。

■申請受付窓口

空家対策課

■受付時間

午前9時から午後5時まで（土曜、日曜、祝日を除く）
窓口を持参もしくは郵送（申請期間内必着）

■お問合せ先

空家対策課 096-328-2514

3-3-2 熊本市老朽空き家除却促進事業補助

空家対策課 096-328-2514

建築後一定期間を経過した老朽空き家（戸建の住宅）の除却工事費に対して、

最大40万円 補助します。（敷地全体を更地にする必要があります）

対象となる方

熊本市内にある老朽空き家の所有者または管理者で、個人の方。（相続人も対象）

※対象となる老朽空き家の条件については、以下の空家対策課のホームページをご参照ください。

【4月13日 受付開始】古い空き家や相続・遺贈を受けた空き家の除去費用の一部を最大40万円補助します！



お手続き

空家対策課への申請書のご提出が必要です。（郵送申請可能）

※詳細な手続きの流れや必要書類については、上記の空家対策課のホームページのうち、「R8° 補助申請手続きの進め方（手引きの概要版）」のチラシをご参照ください。



※なお、受付期間は、令和8年12月28日（月）までとなっており、予算がなくなり次第、受付終了しますのでご注意ください。

■申請受付窓口

空家対策課

■受付時間

午前9時から午後5時まで（土曜、日曜、祝日を除く）

窓口を持参もしくは郵送（申請期間内必着）

■お問合せ先

空家対策課 096-328-2514

3-3-3 被災住宅の障害物の除去

土木総務課 096-328-2475

令和8年7月28日発生の令和8年熊本地震によって住家内に運ばれた土石、竹木等によって、日常生活に著しい支障を及ぼしているものの除去を、熊本市で実施する制度です。

要件等をご確認の上、制度の利用を希望される方は下記窓口にご相談ください。

対象となる方

次の要件の全てに該当する方が対象となります。

- (1) 災害時に住んでいた住家が半焼、半壊又は床上浸水の方を対象とし、全焼、全壊及び流失の住家については、引き続き元の住家に住み続ける方
- (2) 住家内に運ばれた土石、竹木等で一時的に居住できない状態にあり、自助・共助による障害物の除去が困難な状況かつ自らの資力では障害物を除去できない方
- (3) 賃貸型応急住宅（みなし仮設住宅）や市営住宅を利用しない方

除却の範囲

障害物の除去は、当面の日常生活に最低限必要な場所を確保するために行うものですので、その範囲は次のとおりとなります。なお、障害物除去後の室内の清掃、消毒等は対象になりません。

- (1) 居室、台所、玄関、便所等の日常生活上欠くことのできない場所にある土砂等の除去（物置や倉庫等にある土砂等は対象外となります）
- (2) 住家の入口が土砂等で閉ざされている場合の玄関回りの除去

■申請受付窓口

本庁 13 階 土木総務課

■受付時間

令和8年7月29日（水） ～ 未定

■必要なもの

申請時には、下記の書類等が必要です。

- (1) り災証明書（住家）（写しでも可）
- (2) 被災住宅の障害物の除去申込書（様式第1号）
- (3) 資力に係る申出書（様式第2号）
- (4) 住家内の状況がわかる写真等

(5) その他、熊本市で必要と認める書類

■注意事項

(1) 1世帯当たりの限度額は 148,600円 (※) です。

※申請者への支払いは行いません。熊本市が施工業者へ直接支払います（除去完了後に支払う）。

(2) 2世帯以上が居住している場合でも、(1)の1世帯当たりの限度額以内となります。

■お問合せ先

土木総務課 096-328-2475

3-4 新しい住まいに建て替え・取得・入居したい

3-4-1 開発許可申請等に係る手数料免除

開発指導課 096-328-2507

令和8年熊本地震によって被災した建築物等を移転又は建替等を行う場合に、開発許可又は宅地造成に関する工事の許可申請等に係る手数料を免除します。

対象となる方

今回の地震による建築物のり災証明書の発行を受けた者で、次のすべての要件を満たす開発行為又は宅地造成に関する工事を行う者

- ① 予定建築物の用途が既存建築物と同一又は一般住宅であること。
- ② 予定建築物の規模、構造、設備等が既存建築物と比較して著しく過大でないこと。
- ③ 既存建築物と予定建築物の所有者が同一又はその同一生計家族であること。

■免除対象手数料

被災した建築物の移設又は建替等にあたって生じる下記の手数料

- ① 開発行為許可申請手数料（都市計画法（以下「法」という。）第29条）
※ 非自己用を除く。
- ② 予定建築物等以外の建築等許可申請手数料（法第42条第1項ただし書き）
- ③ 開発許可を受けた土地以外の市街化調整区域内の土地における建築等許可申請手数料（法第43条）
- ④ 宅地造成工事許可申請手数料（宅地造成及び特定盛土等規制法第12条）

お手続き

■申請受付窓口

開発指導課 096-328-2507

■受付時間

月曜日～金曜日（祝日除く） 8時30分から17時15分

■必要なもの

手数料免除申請書にり災証明書を添付のうえ、開発行為許可等に係る申請を行ってください。

※ 手数料免除申請書は本市ホームページに掲載しております。

■お問合せ先

開発指導課 096-328-2507

3-4-2 建築確認申請・完了検査申請手数料等の免除

建築指導課 建築審査室 096-328-2516

地震災害により滅失又は破損した建築物等について、その災害の発生した日から1年以内に、建築・大規模の修繕・模様替えをするときは、建築確認申請等、建築物エネルギー消費性能適合性判定（省エネ適判）申請等の手数料を免除します。

※対象となる申請等は、熊本市へ申請される場合のものです。

対象となる申請等

- ・ 建築確認申請
- ・ 中間検査申請
- ・ 完了検査申請（省エネ適判完了検査の追加含む）
- ・ 法第7条の6の規定に基づく仮使用の認定申請
- ・ 法第43条第2項第1号の規定に基づく建築の認定申請
- ・ 法第43条第2項第2号の規定に基づく建築の許可申請
- ・ 法第85条第6項の規定に基づく仮設興行場等の建築の許可申請
- ・ 省エネ適判申請
- ・ 計画変更に係る省エネ適判申請
- ・ 省エネ適判申請の軽微変更該当証明書交付申請

3. 住まいの確保・再建のための支援

お手続き

■申請受付窓口

建築指導課 建築審査室 096-328-2516

■受付時間

月曜日～金曜日（祝日除く） 8時30分から17時15分

■必要なもの

申請時には、下記の書類等が必要です。

- ・手数料免除申請書
- ・り災証明書の写し

■お問合せ先

建築指導課 建築審査室 096-328-2516

4. 生活面への支援

4-1 生活必需品等の支給

4-1-1 被服、寝具その他生活必需品の支給

健康福祉政策課 096-328-2340

令和8年熊本地震により被災された方に、被服、寝具その他生活必需品の支給を行います。申請受付の準備ができ次第、お知らせします。

対象となる方

令和8年熊本地震により住居が床上浸水、半壊又は全壊の被害を受けた方のうち、生活必需品の喪失などにより日常生活を営むことが困難な方

■支給の限度額

家屋の被災状況及び世帯人員数により、次の金額の範囲内での支給になります。

区分	1人世帯	2人世帯	3人世帯	4人世帯	5人世帯	1人増すごと加算
全壊	20,900円	26,900円	39,900円	47,600円	60,300円	8,800円
半壊	6,900円	9,200円	13,800円	16,800円	21,100円	3,000円

※区分の半壊には、大規模半壊、中規模半壊及び床上浸水を含みます。

■支給品一覧【※以下は、令和7年8月豪雨災害時の内容です】

品名	金額	品名	金額
男性用肌着（半袖2枚）	1,030円	女性用肌着（キャミソール又はノースリーブ2枚）	1,040円
男性用トランクス（1枚入り）	550円	男性用トランクス（2枚入り）	770円
女性用ショーツ（1枚入り）	550円	女性用ショーツ（2枚入り）	770円
男性靴下（1足）	520円	女性靴下（1足）	360円
寝具（敷き布団、掛け布団等6点シングルセット）	5,720円	タオルケット（シングル）	1,160円
フェイスタオル（5枚入り）	600円	トイレットペーパー（12個入り）	330円
ティッシュペーパー（5個入り）	220円	紙おむつ（子供用）※パンツタイプ	1,070円
紙おむつ（子供用）※テープタイプ	1,460円	紙おむつ（大人用）※パンツタイプ	1,040円

4. 生活面への支援

紙おむつ（大人用）※テープタイプ	2,240 円	やかん（2.5L）IH 対応	1,200 円
両手鍋（20cm）IH 対応	1,360 円	フライパン（26cm）IH 対応	930 円
包丁	760 円	まな板	600 円
茶碗	300 円	箸	160 円
バケツ（8L）	490 円		

■お手続き

申請受付の準備ができ次第、お知らせします。

4-1-2 教科書及び学用品の支給

教育委員会指導課 096-328-2721

教育委員会学務支援課 096-328-2716

救助を要する被災者である児童・生徒に必要な教科書・文房具・通学用品・その他の学用品を支給します。

対象となる方

令和 8 年熊本地震にて罹災され、住家の全壊（焼）、流失、半壊（焼）により学用品を喪失若しくは損傷し、就学上支障のある小学校児童、中学校生徒及び高等学校等生徒、特別支援学校児童・生徒（幼稚園児、専門学校生、大学生等は対象外）。

※教科書については、り災の程度を問いません。

支給対象品目

（ア）教科書及び正規の教材

（イ）文房具、通学用品

※現物支給となります。

お手続き

今後、具体的な手続きについてお知らせします。

4-2 ごみの処理について

4-2-1 地震で被害を受けたごみの収集について

廃棄物計画課 096-328-2359

この度の地震被害に伴う災害ごみについて、以下のとおり特別収集を行います。

対象となる方

熊本市内にお住まいの方

対象となるもの

45ℓの袋に入る大きさのごみ

お手続き

地震で被害を受けたものに限り、燃えるもの・燃えないものに分けて、45ℓ以下の透明ごみ袋に入れて、普段ご利用のごみステーションに通常のごみとは分けて出してください。

4-2-2 地震で被害を受けた大型ごみ、家電4品目の回収について

廃棄物計画課 096-328-2359

この度の地震被害に伴う災害ごみについて、以下のとおり特別収集を行います。

対象となる方

熊本市内にお住まいの方

対象となるもの

大型ごみ（たんす・食器棚など）、
家電4品目（テレビ・冷蔵庫・洗濯機・エアコン）

お手続き

地震で被害を受けたものに限り、事前にごみゼロコール（0570-00-5374）に申し込みをしていただくことで、無料で回収を行います。（大型ごみ処理券は不要）

4-2-3 地震被害を受けたごみの処理手数料の減免について

廃棄物計画課 096-328-2359

地震災害ごみは直接市の施設（東部・西部環境工場、扇田環境センター）に持ち込むことができます。持ち込まれる地震災害ごみにつきましては、ごみ処理手数料を免除いたしますので、搬入前にお手続きをお願いします。

災害ごみの種別	持ち込み先	住所	電話	受入時間
燃えるもの	東部環境工場	東区戸島町 2570 番地	380-8211	月～土 8:30～16:30
	西部環境工場	西区城山薬師 2 丁目 12-1	329-0900	
燃えないもの	扇田環境センター	北区貢町 1567 番地	245-2696	月～土 8:30～16:30

対象となるもの

地震により壊れたり被害を受けたごみで、熊本市内で発生したもの。
※リサイクルできないもので、市のごみ処理施設で受け入れられるもの。
※事業所から出た災害ごみの手続きは、家庭ごみと一部異なります

お手続き

以下の書類をお持ちの上、申請窓口にてお手続きをお願い致します。

- (1) り災の状況がわかる写真（コピー用紙に印刷したものも可）【必須】
- (2) 持ち込む廃棄物の写真（コピー用紙に印刷したものも可）【必須】
- (3) 委任状（委任者の押印が必要）【該当する場合】

※申請手続きを、り災された本人や事業者の代わりに、代理人（片付けを手伝われている友人やごみ収集運搬業者等）が行う場合に必要

※搬入車両の車番と各施設への搬入回数を受付時にお聞きしますので、必ず控えてお越してください。

■申請受付窓口

災害廃棄物に関する問合せは下記にお願いします。

- (1) 廃棄物計画課 （電話：096-328-2359）
- (2) 中央区役所総務企画課 （電話：096-328-2610）
- (3) 東区役所総務企画課 （電話：096-367-9121）
- (4) 西区役所総務企画課 （電話：096-329-1142）
- (5) 南区役所総務企画課 （電話：096-357-4112）
- (6) 北区役所総務企画課 （電話：096-272-1112）

4. 生活面への支援

臨時窓口

[ごみ焼却施設] (被害を受けたごみのうち燃えるものの持ち込み先)

(7) 東部環境工場 (電話：096-380-8211)

(8) 西部環境工場 (電話：096-329-0900)

[埋立施設] (被害を受けたごみのうち燃えないものの持ち込み先)

(9) 扇田環境センター (電話：096-245-2696)

■受付時間

上記申請窓口の(1)～(6)は月曜日～金曜日の午前8時30分から午後5時15分まで、(7)～(9)は月曜日～土曜日の午前8時30分から午後4時30分まで

4-2-4 事業所からの災害ごみの処分費用減免

事業ごみ対策課 096-328-2362

事業所からの災害ごみについては、一般家庭のものと取り扱いが異なりますので、ご注意ください。

原則として市施設で受け入れ可能なものに限りします。

市施設でのごみ処理手数料が減免の対象になります。なお、収集運搬費は減免対象ではございません。

減免の対象となる災害ごみ

○可燃性のごみ(リサイクルできないもの)

○不燃性のごみ(埋立ごみ、業務で使用していた小型家電類など)

○業務で使用していた家電4品目(テレビ、冷蔵庫・冷凍庫、エアコン、洗濯機・衣類乾燥機)

事前確認

事業ごみ対策課で、減免できる災害ごみを確認後、減免申請窓口へのご案内を行います。処分したい災害ごみの内容及び量を把握のうえ、まずは、お問い合わせください。

■受付期間

7月30日(木)8時30分～

■事前相談先

事業ごみ対策課(電話：096-328-2362)

所在地：中央区手取本町1-1 本庁7階

メール：jigyougomitaisaku@city.kumamoto.lg.jp

4. 生活面への支援

■相談時に必要なもの

り災証明書（コピー）又はり災の状況がわかる写真

廃棄したい災害ごみの写真

※家電4品目については、製造業者（メーカー）及び型式・型番を確認する必要があるため、把握のうえご相談ください。

※メールでご相談される場合は、その後の連絡を円滑に行うため、事業所名、事業所の所在地、連絡先の記載を必ずお願いいたします。

申請手続き

（１）可燃性のごみ、不燃性のごみについて

■申請の受付窓口

①廃棄物計画課（電話：096-328-2359）

②中央区役所総務企画課（電話：096-328-2610）

③東区役所総務企画課（電話：096-367-9121）

④西区役所総務企画課（電話：096-329-1142）

⑤南区役所総務企画課（電話：096-357-4112）

⑥北区役所総務企画課（電話：096-272-1112）

【臨時窓口】

⑦東部環境工場（電話：096-380-8211）

⑧西部環境工場（電話：096-329-0900）

⑨扇田環境センター（電話：096-245-2696）

①～⑥は月曜日～金曜日の午前8時30分から午後5時15分まで、

⑦～⑨は月曜日～土曜日の午前8時30分から午後4時30分まで

■申請時に必要なもの

- ・り災証明書（コピー）又はり災の状況がわかる写真（コピー用紙に印刷したものも可）
- ・搬入する災害ごみの写真（事業ごみ対策課にて事前確認を受けた写真）
- ・搬入に使用するすべての車両のナンバー（熊本〇〇〇あ〇〇-〇〇）
- ・搬入予定回数
- ・委任状（代理人が申請する場合 委任者の押印が必要）

■持ち込み先

- ・可燃性のごみ：西部環境工場、東部環境工場
- ・不燃性のごみ、小型家電製品類：扇田環境センター

■受入期間

月曜日～土曜日 午前8時30分～午後4時30分

（２）業務で使用していた家電4品目について

■申請の受付窓口

4. 生活面への支援

事業ごみ対策課（電話：096-328-2362）

所在地：中央区手取本町 1-1 本庁 7 階

メール：jigyougomitaisaku@city.kumamoto.lg.jp

月曜日～金曜日 午前8時30分～午後5時15分

■申請時に必要な書類・確認させていただく内容

①家電4品目特別搬入証交付申請書

- ・搬入に使用するすべての車両ナンバー（熊本〇〇〇あ〇〇ー〇〇）及び搬入回数
- ・搬入を許可業者に委託する場合は許可業者名など

②搬入品目一覧表

※搬入したい家電4品目の製造業者（メーカー）及び型式・型番を記載

③搬入する家電4品目の写真

※一点ずつ撮影したもの。

※②搬入品目一覧表のNo.を写真にご記載ください。

（メール添付の際はファイル名をNo.にしてください）

④り災証明書（コピー）又はり災の状況がわかる写真（コピー用紙に印刷したもの可）

⑤委任状（代理人が申請する場合 委任者の押印が必要）

■申請方法

窓口への持参、郵送、電子メールなど

■持ち込み先

東区戸島町 1489

■搬入期間

8月4日（火）から（当面の間）

月曜日～金曜日 午前9時～午後5時 ※祝日は除く

■搬入時に必要なもの

①特別搬入証（窓口で交付）

②搬入品目一覧表（①の裏面に印刷）

4-2-5 ブロック、瓦等のがれき撤去について

廃棄物計画課 096-328-2359

この度の令和8年熊本地震被害で発生したブロック、瓦等のがれきについて、以下のとおりがれきの撤去を無料で行います。

対象となるもの

- (1) ブロック塀 (2) 瓦 (原則、セメント瓦を対象とする) (3) 門柱
- (4) コンクリート片 (5) 石材 (6) 混在物 (7) その他

※対象外となるもの

解体が必要なもの、令和8年熊本地震以外で発生したもの

※撤去ができないもの

石綿（アスベスト）など危険物を含むもの、数メートルにわたるブロック塀など作業員での収集が困難なもの

お手続き

■受付窓口

- (1) 廃棄物計画課 (電話：096-328-2359)
- (2) 中央区役所総務企画課 (電話：096-328-2610)
- (3) 東区役所総務企画課 (電話：096-367-9121)
- (4) 西区役所総務企画課 (電話：096-329-1142)
- (5) 南区役所総務企画課 (電話：096-357-4112)
- (6) 北区役所総務企画課 (電話：096-272-1112)

※受付時間は月曜日から金曜日の午前8時30分から午後5時15分まで（祝日を除く）です。

■必要なもの

- (1) 災害がれき撤去依頼書
- (2) ブロック塀、屋根などり災の全体の状況が分かる写真（コピー印刷も可）
- (3) 撤去を依頼するがれき等の写真（コピー印刷も可）
- (4) 委任状（来庁者が依頼者でない場合）
- (5) 災害がれき撤去承諾書（依頼者が被災所在地の所有者でない場合）

※（2）・（3）は、依頼者等が収集立ち合い不可の場合に必要となります。

※（4）は来庁者が依頼者でない場合に必要となります

※（5）は依頼者が被災地所在地の所有者でない場合に必要となります

※電話受付の場合は、上記の必要書類を送付します。この場合は、収集当日に業者に書類を提出する必要があります。

4. 生活面への支援

■依頼から処理完了までの流れ

- (1) 受付窓口へ来庁又は電話にて相談・受付
- (2) 受付窓口へ必要な書類の提出
- (3) 後日、依頼者へ収集日等の連絡

※調整に時間を要するため、実際の収集時期は未定です。あらかじめ御了承ください。

- (4) 業者による対象がれき等の収集運搬

※電話受付の方は、収集時に業者に書類を提出してください。

4-3 飲用井戸水の検査について

4-3-1 災害時における飲用井戸水等の水質検査

環境総合センター 096-379-2511

市内において地震により、飲用している井戸に被害があった世帯に対して、飲用井戸水の水質検査を実施します。地震で被災した井戸の水は、濁りなど水質が変化している可能性があります。検査結果が確認されるまでは、市販のミネラルウォーター等で対応してください。

対象となる方

被災された個人住宅で井戸水を飲用水としている世帯（上水道の未給水世帯、又は上水道の断水地域の世帯）

お手続き

■検査の予約・持ち込み先

熊本市環境総合センター 熊本市東区画図町所島404-1

電話番号 096-379-2511

午前8時30分から午後5時まで（当面の間、土曜、日曜、祝日を含む）

※必ず事前に電話でご予約をお願いします。

■井戸水の持ち込み時間

午前8時30分から午後3時まで

※詳細は検査予約の際にご案内します。

■必要なもの

- (1) 井戸水

○専用の採水容器を熊本市環境総合センターでお渡ししますので、その容器に検査する井戸水を入れてご持参ください。

※容器を取りに来られない方は未開封のミネラルウォーターのペットボトル

4. 生活面への支援

ル（500mL を 2 本）を空にして当日の井戸水を採取してください。

※詳しい採水方法は、ご予約時にご案内します。

（2）次のうち、いずれか一つご持参ください。

り災証明書（住家）

被災が確認できる写真等

住所が確認できるもの（断水地域の確認のため）

■検査料

無料

■検査内容

- ・化学的検査
- ・細菌学的検査 計 10 項目

■結果の通知

受付から概ね 7 日程度

※自宅へ郵送します。電話での問い合わせにも対応します。

■お問合せ先

環境総合センター 096-379-2511

4-4 通学に関すること

4-4-1 被災児童生徒の指定校変更・区域外就学許可

教育委員会学務支援課 096-328-2716

令和 8 年熊本地震にて罹災された児童生徒の指定校変更・区域外就学許可について、以下のように対応を行います。

対象となる児童生徒

地震被害により居住地を離れて避難されている児童生徒で、熊本市立小・中学校への通学を希望される方。

お手続き

■指定校変更・区域外就学許可

下記のような場合において、申し立てに基づき期間等を相談の上、許可を行います。

- ①市内間で校区外に転居した場合
- ②市外へ転居した場合
- ③市外から転入した場合

■申請受付窓口

4. 生活面への支援

教育委員会事務局 学務支援課 就学班 096-328-2716

■受付時間

午前8時30分～午後5時15分 月曜日～金曜日（土曜・日曜・祝日・年末年始を除く）

■必要なもの

- ・熊本市内の避難先の住所を確認できるもの（賃貸契約書・同居証明書など）
- ・児童生徒本人と保護者を確認できるもの（マイナンバーカードなど）
- ・り災証明書等（コピー可、後日提出可）

4-5 生活に関することについて

4-5-1 消費生活相談

熊本市消費者センター 096-353-2500

今回の令和8年熊本地震に伴い、賃貸アパートからの退去、住宅修理工事等事業者とのトラブルや不審な電話・訪問などに関するご相談を受け付けています。

相談窓口

■熊本市消費者センター

相談ダイヤル 096-353-2500

相談日 月曜日～金曜日（祝日、年末年始を除く）

時間 午前9時～午後5時

※面談は事前予約制

災害に便乗した悪質商法にご注意くださいのホームページもご覧ください。

災害に便乗した悪質商法にご注意ください / 熊本市公式サイト

4-5-2 こころの健康相談

こころの健康センター 096-366-1171

災害後には、様々な心の不調が現れることがあります。また、被災後時間が経ってから症状が現れる方もいます。

こころの健康に関するご相談は、以下の電話やSNSにて受け付けております。

4. 生活面への支援

対象となる方

熊本市民

電話相談窓口

- ・ ころの健康センター（ウェルパルくまもと 3 階）
096-362-8100 平日 午前 9 時～午後 4 時
- ・ 熊本ころの電話
096-285-6688 年中無休 午前 11 時～午後 6 時 30 分
- ・ 熊本いのちの電話
096-353-4343 年中無休 24 時間
0120-783-556 年中無休 午後 4 時～午後 9 時
- ・ よりそいホットライン
0120-279-338 年中無休 24 時間

SNS 相談窓口

■ころの悩み相談@連携中枢都市圏

- ・ 傾聴 AI への相談：24 時間 365 日
- ・ 専門相談員への相談：毎週火曜日・日曜日（12 月 29 日～1 月 3 日を除く）
午後 6 時～午後 10 時
- ・ 相談方法

専用二次元コード（WEB）

LINE アカウント



<https://chat.ziai.jp/organization/cbafb13d-247e-4d2e-974d-2dc67ce55e46>



<https://line.me/R/ti/p/@355klbvn>
LINE アプリの「友だち追加」の「検索」で ID：【@355klbvn】 を検索し、友だちに追加してください。

4-5-3 こどもたちの心のケア

教育委員会総合支援課 096-328-2743

令和 8 年熊本地震等により、不安や心配を感じるなど心のケアが必要な市立小学生や市立中学生およびその保護者に対して、スクールカウンセラーによるカウ

4. 生活面への支援

ンセリングを行います。

対象となる方

市立小学校・中学校に在籍する児童生徒およびその保護者

お手続き

児童生徒が在籍している小学校または中学校に保護者の方がご相談ください。

■申請受付窓口

児童生徒が在籍している小学校または中学校の担任等

■受付時間

9時00分から16時30分まで（土曜・日曜・祝日・年末年始を除く）

■お問合せ先

（担当課名）総合支援課 （電話番号）096-328-2743

※令和8年8月30日まで（夏休み期間中）のスクールカウンセラーのお問い合わせは総合支援課にお願いいたします。

4-5-4 生活にお困りの方の相談は生活自立支援センターへ

保護管理援護課 096-328-2299

家計が苦しい、仕事が見つからない、借金がある、家賃が払えず困っているなど、生活の維持が難しいとお困りのときは、ひとりで抱え込まずに、生活自立支援センターへご相談ください。

センターは中央区、東区、南区の市内3か所にあります。西区・北区にお住まいの方は区役所での出張相談も行っておりますのでお電話ください。

相談窓口

- ・中央生活自立支援センター（中央区役所2階）
096-328-2795 平日 午前9時～午後4時30分
- ・東生活自立支援センター（東区役所2階）
096-367-9233 平日 午前9時～午後4時30分
- ・南生活自立支援センター（南区役所横雁回館）
096-358-5571 平日 午前9時～午後4時30分

4-5-5 感染症に関する相談

健康危機管理課 096-364-3311

健康危機管理課では、感染症に関する相談を受け付けています。

対象となる方

熊本市にお住まいの方

お手続き

■相談内容

- ・ 感染症に関すること
- ・ 避難所等での感染対策に関すること。

■相談窓口

健康危機管理課 096-364-3311

■受付時間

午前8時半～午後5時（土曜・日曜・祝日を除く）

感染症の発生動向についてのホームページもご覧ください。

[熊本市の感染症発生情報／熊本市公式サイト](#)

4-5-6 食品に関する衛生相談

食品保健課 096-364-3188

食品保健課では、食品に関する衛生相談を受け付けています。

対象となる方

- ・ 熊本市にお住まいの方
- ・ 熊本市内で営業を行う食品関係事業者等

お手続き

■相談内容

- ・ 食品の取扱い、表示、保存方法、食中毒等の健康被害等に関すること
- ・ 被害を受けた食品関係施設の衛生管理や営業再開に向けた対応等に関すること

■相談窓口

食品保健課 096-364-3188

4. 生活面への支援

■受付時間

午前8時半～午後5時（土曜・日曜・祝日を除く）

4-5-7 外国人の方向けの相談窓口

国際課 096-328-2070

外国人の方の生活全般について、情報提供や相談対応を行う一元的窓口です。
お気軽にご相談ください。

対象となる方

在住外国人、市民、外国人を受け入れている機関等

お手続き

■相談窓口

熊本市国際交流会館 2 階（熊本市外国人総合相談プラザ）

■受付時間

会館の開館日

※休館日 第2・第4月曜日（祝日の場合は直近の平日）

午前10時～午後6時

■対応言語

25言語

やさしい日本語、英語、中国語(北京語)、韓国語、タイ語、ベトナム語、インドネシア語、マレー語、タガログ語、ネパール語、ミャンマー語、クメール語、モンゴル語、シンハラ語、ヒンディー語、ベンガル語、ウルドゥー語、トルコ語、アラビア語、ポルトガル語、スペイン語、ドイツ語、フランス語、イタリア語、ロシア語

■連絡先

熊本市外国人総合相談センター

電話番号 096-359-4995 メール soudan@kumamoto-if.or.jp

4-5-8 無料法律相談（弁護士）

広聴課 096-328-2075

無料法律相談（弁護士）は下記で行っております。

対象となる方

熊本市に住民登録をされている方で個人の相談に限る
（同一内容の再相談や継続相談は受けられません）

相談窓口

- 相談日：月、水、金曜日（祝日を除く）
- 時 間：午後1時～午後4時 ※ 相談時間は、1人20分です。
- 予 約：相談日の2週間前の週の月曜日（祝日の場合は翌日）より先着順

相談方法

熊本県弁護士会に所属する会員弁護士が電話によりお答えします。

※ 専用番号へ事前に予約申込をお願いします。

※ 当日、空きがある場合は、予約なしでも相談を受けられる場合があります。

特別相談予約受付専用 096-234-7499 （平日午前8時30分～午後5時）

4-5-9 無料入浴支援事業

生活衛生課 096-364-3187

令和8年熊本地震で被災し、自宅や避難所などで入浴することが困難な方を対象に、協力施設での無料入浴支援を実施します。

対象となる方

次のいずれかに該当する方

- ・避難所や車中泊などの生活をしており、入浴することができない方
- ・自宅で避難生活をしており、断水や入浴設備の被災などにより入浴することができない方

お手続き

○入浴施設にご持参いただくもの

4. 生活面への支援

- ・運転免許証やマイナンバーカードなど、住所・氏名を確認できるもの。（施設で提示が必要です。）
- ・タオル、着替等

※無料入浴支援協力施設については、市のホームページ（下記 QR コード）をご確認ください。



■お問合せ先

生活衛生課 096-364-3187

4-5-10 宿泊支援事業

健康福祉政策課
生活衛生課

令和8年（2026年）7月28日に発生した熊本地震で被災し、ホテルや旅館等の宿泊施設への避難を希望される方を対象に、市内宿泊施設を提供（2次避難）し、健康状態の悪化防止や避難生活と自宅再建の両立等を支援します。

対象となる方

1次避難所・車中泊・在宅避難での生活が困難な方のうち、宿泊施設での避難を希望し、宿泊施設での自立した生活が可能な方を対象とします。

※介助が必要な方は、介助者も同伴する必要があります。

なお、提供にあたっては次の配慮が必要な方を優先し、それ以外の希望される方についても施設の空室状況に応じてご案内します。

【配慮が必要な方】

- ・高齢者（健康状態の悪化または不安がある方等）
- ・障がい者（障がいにより、集団での避難生活が困難な方等）
- ・妊産婦
- ・乳幼児のいる世帯
- ・医療的な配慮が必要な方（医療機器の使用や難病等の持病がある方等）
- ・その他特別な配慮が必要な方

宿泊施設

熊本市内の宿泊施設を市が調整のうえご案内します。

宿泊期間

ご希望の宿泊期間（生活再建等の目途がつく1週間から10日間程度が目安）

利用の流れ

1. 巡回する保健師または避難所担当職員へご相談ください。
2. 市が宿泊施設との調整を行います。
3. 受入れ可能な宿泊施設が決まり次第、市から宿泊先などを連絡します。
4. ご自身または介助者の支援により、宿泊施設へ移動していただきます。
5. ご希望の期間（1週間から10日間程度が目安）、宿泊していただけます。

■お問合せ先

健康福祉政策課 宿泊支援チーム 096-328-2340

4-5-11 災害サポート・レンタカーの無料貸出（日本カーシェアリング協会）

政策企画課 096-328-2035

一般社団法人 日本カーシェアリング協会では、日常生活や片付けなどで車両が必要な方へ無料で車両の貸出を行います（要予約申込）。

対象となる方

令和 8 年熊本地震で被災された方・支援活動を行う団体

※被災した法人・団体も申込可能です。

※支援活動を行う団体も申込可能ですが、被災者への対応が優先となります。

※被災地の事業を請け負う企業、医師から運転を止められている方、支援団体に所属していない個人のボランティアの方は対象外となります。

※75 歳以上の方はご家族の同意が必要です。

貸出概要

■貸出期間

貸出車の準備ができ次第、個別に連絡があります。申込時点では貸出日をお伝えできませんので、ご了承ください。

【長期】（軽・普通）乗用車 ： 最長 2 週間（期間中何度でも利用可）

【短期】（軽・小型）トラック： 最長 3 日間（期間中何度でも利用可）

※長期、短期ともに、令和 8 年 12 月 25 日までの期間となります。

■貸出場所

日本カーシェアリング協会熊本支部

住所：熊本市西区小島 6 丁目 10-10 小島河川防災センター内

※貸出場所に直接お越しいただいても貸出できません。予約申込が必要です。

■利用料金

無料

※ガソリン代は自己負担となります。満タンでご返却ください。

お手続き

貸出を希望される場合は事前に予約申込が必要です。事前の予約申込がない場合、貸出場所に直接お越しいただいても貸出できません。

申込をしていただいてから申込順での貸出調整となります。申込時点では貸出日を

4. 生活面への支援

お伝えできないことをご了承ください。

■予約申込先

一般社団法人 日本カーシェアリング協会

(1) インターネットによる申込（受付時間：24 時間対応）

<https://www.japan-csa.org/blog/archives/13936>

(2) 電話による申込

（受付時間：午前 10 時から午後 4 時まで※水・日・祝休み）

050-5799-4740



■貸出条件

(1) 運転免許証の提示（運転する方全員分必要。申込者以外はコピー・写真可。）

(2) 携帯電話の所有

(3) 被災の証明（り災証明申請控え、被災状況のわかる写真等）

※携帯電話や被災を証明できるものがない場合は、以下のお問い合わせ先へご相談ください。

※支援活動を行う団体は、活動実態を証明できる広報物などの提出が必要です（(3) は不要です）。

■お問合せ先

一般社団法人 日本カーシェアリング協会 050-5799-4740

5. 各種減免・支払いの猶予等

5-1 税に関すること

5-1-1 市税の減免

市民税課 096-328-2183

固定資産税課 096-328-2195

地震により被害を受けられた方は、被害の程度に応じて市税の減免を受けられる場合があります。

対象となる税目

1 個人市民税

- 居住する住宅に被害を受けられた方
- 所有する住宅または家財に被害を受けられた方
- 農作物に被害を受けられた方

2 固定資産税

- 著しく価値を減じた固定資産（土地、家屋、償却資産）を有する方

3 事業所税

- 事業所用家屋等が滅失又は使用不能等の被害を受けられた方

お手続き

■申請受付窓口

1 個人市民税

市民税課 096-328-2183

各区役所税務室（電話でのお問い合わせは市民税課でお受けします。）

2 固定資産税

固定資産税課 096-328-2195

各区役所税務室（電話でのお問い合わせは固定資産税課でお受けします。）

3 事業所税

市民税課 096-328-2173（法人課税班）

各区役所税務室（電話でのお問い合わせは市民税課でお受けします。）

■受付時間

午前 9 時～午後 4 時 30 分（土曜、日曜、祝日、年末年始を除く）

5. 各種減免・支払いの猶予等

■必要なもの

申請時には、下記の書類等が必要です。

- ・減免申請書（窓口に設置されています。）
- ・り災証明書 ※写し可
- ・り災証明書（農林水産業関係） ※農作物に被害を受けられた方
- ・損害保険等の契約書、支払明細書 ※保険金等による補てんがある場合
- ・農業共済等の支払明細書 ※共済金等による補てんがある場合

5-1-2 市税の納税の猶予

納税課 096-328-2204

地震による被害の状況により、市税の納税を猶予できる場合があります。

対象となる方

地震により被害にあった方

お手続き

■申請受付窓口

納税課 096-328-2204

5-2 証明書の交付手数料

5-2-1 各種証明書の交付手数料の免除

市民税課 096-328-2181

戸籍住民課 096-328-2031

各区役所区民課

各区役所税務室

各総合出張所（含：芳野分室）

り災証明書の交付を受けられた方で、災害に関する手続きに使用する場合は、次の証明書の交付手数料が免除できます。

対象となる方

り災証明書の交付を受けられた方

5. 各種減免・支払いの猶予等

証明書の種類・取扱窓口

	取扱窓口		
	各区役所区民課	市民税課 各区役所税務室	各総合出張所 (含 芳野分室)
① 印鑑に関する証明書	○	—	○
② 住民票記載事項に関する証明書	○	—	○
③ 住民票の写しの交付	○	—	○
④ 印鑑登録証の交付	○	—	○
⑤ 所得課税証明書	○	○	○
⑥ 固定資産関係証明書	○	○	○
⑦ 納税証明書(車検用を含む)	○	○	○
⑧ 滞納がないことの証明書 滞納処分を受けたことがない ことの証明書 その他の税証明書	—	○	—

※ ⑤～⑧の証明書の交付手数料は次の事由の場合に免除します。

- (1) り災した住家に係る損害保険金の請求
- (2) 災害復旧のための融資の申請
- (3) 税証明の提出が義務付けられている災害復旧のための国又は地方公共団体の援助を受ける手続き
- (4) り災者を対象とする公営住宅の入居の申請

お手続き

窓口に、り災証明書をご持参ください。

※コンビニ交付は免除の対象外です。

■受付時間

午前 9 時～午後 4 時 30 分（土曜、祝日、年末年始を除く）

■必要なもの

申請時には、下記の書類等が必要です。

- (1) り災証明書
- (2) 本人確認ができるもの
- (※) 証明書の種類や窓口に来られた方によって、別途書類が必要な場合があります。詳細は、お問合せ先にご相談ください。

■お問合せ先

◆①～⑦について

中央区役所区民課	096-328-2245
東区役所区民課	096-367-9124
西区役所区民課	096-329-8503
南区役所区民課	096-357-4126
北区役所区民課	096-272-6900

◆⑤～⑧について

市民税課	096-328-2181
東区役所税務室	096-367-9138
西区役所税務室	096-329-1174
南区役所税務室	096-357-4143
北区役所税務室	096-272-1114

5-2-2 マイナンバーカード等の再交付手数料の免除

戸籍住民課 096-328-2067

マイナンバーカードセンター 096-277-1869

令和8年熊本地震の影響によりマイナンバーカードを紛失等した場合は、無料でカードの再交付の申請を行うことができます。

対象となる方

令和8年7月28日以前に、マイナンバーカードを受け取られている方で、り災証明書の交付を受けられた方

対象のお手続き

マイナンバーカード及び電子証明書の再交付手続き

お手続き内容

■取扱窓口

熊本市マイナンバーカードセンター（大劇会館）
各区役所区民課マイナンバーカード特設窓口

■受付時間

	熊本市マイナンバーカードセンター (大劇会館)	各区役所区民課
受付時間	月曜・火曜・木曜／9：00～16：30 水曜／9：00～18：30 日曜／9：00～15：00	平日／9：00～16：30
休業日	金曜・土曜・祝日 第3土曜の翌日曜（システムメンテナンス日） 年末年始	土曜・日曜・祝日 年末年始

※令和8年7月・8月は開業日が変更になります。

開業日・休業日について以下熊本市ホームページをご確認ください。

「熊本市マイナンバーカードセンター及び熊本市マイナンバー
カード東区サテライトの休業日及び開業日について」

<https://www.city.kumamoto.jp/kiji00361519/index.html>



■手続き方法

マイナンバーカードの通常発行に加え、特急発行（申請から1週間程度で住所地へ直接カードを簡易書留（転送不要）・速達により郵送交付する方法）による手続きも可能です。

お手続きには、本人確認書類に加え、り災証明書（※）が必要となります。

（※）特急発行をご希望の場合は、り災証明書の発行日から30日以内に手続きをしていただく必要があります。

詳細については、熊本市マイナンバーカードコールセンターに問い合わせください。

■お問合せ先

熊本市マイナンバーカードコールセンター 096-277-1869

5-2-3 パスポートの発給手数料等の減免

戸籍住民課 096-328-2031
各区役所区民課

り災証明書の交付を受けられた方について、パスポートの発給手数料等が減免されます。

対象となる方

（1）り災証明書が「全壊」から「半壊」、または「床上浸水」の方

5. 各種減免・支払いの猶予等

(2) 令和8年(2026年)7月28日時点で熊本市に住民票を有している、または有していた方

お手続き

「必要なもの」をご持参の上、窓口でお手続きください。

注意事項

- (1) 減免できるのは、窓口申請のみです。
(オンラインからの電子申請は減免できません。)
- (2) 新たに発給申請をする場合、減免対象となります。
交付時に申し出て減免することはできません。
- (3) 手数料の還付は行いません。

■窓口

各区役所区民課

■申請時間

午前9時～午後4時30分(平日のみ)

■交付時間

午前9時～午後4時30分(平日のみ)

※中央区役所のみ日曜日も交付を行います。

■必要なもの

申請時には、下記の書類等が必要です。

- (1) り災証明書(原本)
- (2) 住民票の写しまたは戸籍の附票の写し(原本)
- (3) 通常の申請に必要な書類一式(写真、戸籍謄本、本人確認書類 等)

■お問合せ先

中央区役所区民課	096-328-2238
東区役所区民課	096-367-9124
西区役所区民課	096-329-8503
南区役所区民課	096-357-4126
北区役所区民課	096-272-6900

5-3 水道料金・下水道使用料等

5-3-1 水道料金及び下水道使用料の減免

上下水道局料金課 096-381-1118

被災された方の水道料金及び下水道使用料を減免します。

5. 各種減免・支払いの猶予等

【減免内容】

- ① り災後も継続して水道等を使用している方
 - ア 偶数月検針（東部地区）の方
令和8年9月及び10月請求分を減免。
 - イ 奇数月検針（旧富合町・城南町を含む西部地区）の方
令和8年10月及び11月請求分を減免。
- ② り災後水道等の使用を中止した方
 - ア 偶数月検針（東部地区）の方
令和8年7月28日に遡り水道等の使用を中止し、令和8年6月定期検針日から7月28日までの請求分を減免。
 - イ 奇数月検針（旧富合町・城南町を含む西部地区）の方
令和8年7月28日に遡り水道等の使用を中止し、令和8年7月定期検針日から7月28日までの請求分を減免。

対象となる方

住家が準半壊以上の被害を受け、り災世帯名簿に掲載された方

お手続き

■申請受付窓口

上下水道局料金課（受付時間：平日 午前8時30分～午後5時15分）

■必要なもの

り災証明書（住家）※写し可

5-4 医療費・保険料・年金

5-4-1 定期予防接種の対象期間の延長

感染症予防課 364-3189

令和8年熊本地震により被災し、やむを得ない事情により定期予防接種を対象期間内に受けることができなかった方について、公費負担による接種機会を確保します。

対象となる方

熊本市に住民票がある方で震災発生により、やむをえず定期予防接種を対象期間内に

5. 各種減免・支払いの猶予等

受けることができなかった方。

対象期間

令和8年7月29日（水）から2年間

※高齢者の肺炎球菌感染症及び带状疱疹については、1年間

※ロタウイルスワクチンは対象外です

※五種混合・四種混合ワクチンは15歳まで、結核（BCG）ワクチンは4歳まで、ヒブワクチンは10歳まで、小児の肺炎球菌ワクチンは6歳までの年齢制限があります

お手続き

該当となられる場合は、り災証明書（コピー可）を取得の上、感染症予防課へご連絡ください。

感染症予防課 096-364-3189

5-4-2 国民健康保険料の減免

国保年金課
各区役所区民課

令和8年熊本地震により支払いが困難になった国民健康保険の保険料について、被害状況に応じて減免が受けられる場合があります。減免を受けるには申請が必要です。※現時点においての要件となっています。今後、国からの通知により対象となる方等が変更になる場合があります。

対象となる方

次の要件①～④のいずれかに該当する国民健康保険料の被保険者（世帯主及びその世帯に属する国民健康保険被保険者

- ① 被保険者又はその属する世帯の世帯主が、震災、風水害、火災その他これらに類する災害により、住宅、家財又はその他の財産について著しい損害を受けたこと。

被害区分	損害の程度	申請
全壊（流出を含む）・全焼	5/10	可
半壊・半焼・大規模半壊	3/10	可
一部損壊・部分焼・床下浸水	3/10以下	不可

- ② 被保険者の属する世帯の世帯主が死亡したこと、又はその者が心身に重大な障害を受け、若しくは長期入院したことにより、その者の収入が著しく減少した

こと。

- ③ 被保険者の属する世帯の世帯主の収入が、事業又は業務の休廃止、事業における著しい損失、失業等により著しく減少したこと。
- ④ 被保険者の属する世帯の世帯主の収入が、干ばつ、冷害、凍霜害等による農作物の不作、不漁その他これに類する理由により著しく減少したこと。

対象保険料

令和8年7月から

お手続き

以下の窓口に「必要なもの」を持ってお越しいただき、申請書等の記入を行っていただきます。

■申請窓口（受付時間：平日 午前9時00分～午後4時30分）

国保年金課	096-328-2290
東区役所区民課	096-367-9125
西区役所区民課	096-329-1198
南区役所区民課	096-357-4128
北区役所区民課	096-272-6905

■必要なもの

- ・官公署発行の顔写真付き身分証明書（マイナンバーカード、運転免許証等）
- ・り災証明書【住家】※写し可（①に該当する方）
- ・死亡診断書、死体検案書、死亡診断書に準じる医師による証明書又は医師の診断書（②に該当する方）
- ・確定申告書の控えその他所得が減少したことが確認できるもの（廃業届など）（③に該当する方）

5-4-3 国民健康保険医療費の一部負担金（窓口負担）の還付

国保年金課
各区役所区民課

災害や失業など特別な理由により、収入が一定額以下になった場合は、申請により一部負担金（医療機関の窓口で支払う額）の減免や徴収猶予が認められることがあります。

※ 現時点においての要件となっています。今後、国からの通知により対象となる方等が変更になる場合があります。

対象となる方

- (1) 震災、風水害、火災、その他これらに類する災害により、その世帯の被保険者が死亡し、身体障がい者となり、又は資産に重大な損害を受けたとき。
- (2) 干ばつ、冷害、凍霜害等による農作物の不作、不漁、その他これらに類する理由により収入が減少したとき。
- (3) 事業又は業務の休廃止、失業等により収入が減少したとき。
- (4) 前各号に掲げる事由に類する事由があったとき。

※減免には細かな基準が設けてあり、上記**事由に該当**しても判定基準に基づいて審査した結果**減免非該当**となる場合があります。

※徴収猶予は、6ヶ月以内の期間に限り行います。減免は、3ヶ月以内の期間に限り行います。

※(1)の事由により減免等の申請ができる期間は、災害の発生した日の属する月から起算して1年以内の期間です。

お手続き

以下の窓口に「必要なもの」を持ってお越しいただき、申請書等の記入を行っていただきます。

■申請受付窓口

中央区役所区民課	096-328-2278
東区役所区民課	096-367-9125
西区役所区民課	096-329-1198
南区役所区民課	096-357-4128
北区役所区民課	096-272-6905

■受付時間

平日 午前9時～午後4時30分

■必要なもの

申請時には、下記の書類等が必要です。また、書類の追加提出をお願いする場合があります。

- (1) 資格確認書又はマイナ保険証（資格情報のお知らせ）
- (2) 収入が分かる書類（給与明細書、離職票、年金額確定通知等）
- (3) 預貯金通帳
- (4) 家賃証明（家賃の支払いがある場合）
- (5) その他、事由に応じた提出物
（下記のいずれかの書類）

《所有かつ居住する住家が全半壊、全半焼又はこれに準ずる被災をした方の場合》

・り災証明書

《被保険者が資産に重大な損害を受けた場合》

・被害金額が財産価格の1/3以上の損害を受けたことが分かる書類

《被保険者が死亡した場合》

・死亡診断書、死体検案書、死亡診断書に準じる医師による証明書

《被保険者が身体障がい者となった場合》

・身体障害者手帳

《被保険者が業務を廃止・休止した方の場合》

・公的に交付される書類であって、事実の確認が可能なもの（税務署に提出する廃業届、異動届の控え等）

《被保険者が病気などで失職し、現在収入がない方の場合》

・雇用保険の受給資格証、事業主等による証明、医師の診断書等

■お問合せ先

国保年金課 096-328-2290

5-4-4 後期高齢者医療保険料の減免

国保年金課 096-328-2290

各区役所区民課

令和8年熊本地震により支払いが困難になった後期高齢者医療の保険料について、被害状況に応じて減免が受けられる場合があります。減免を受けるには申請が必要です。

※ 現時点においての要件となっています。今後、国からの通知により対象となる方等が変更になる場合があります。

対象となる方

次の要件①～④のいずれかに該当する後期高齢者医療制度の被保険者

- ① 被保険者又はその属する世帯の世帯主が、震災、風水害、火災その他これらに類する災害により、住宅、家財又はその他の財産について著しい損害を受けたこと。

被害区分	損害の程度	申請
全壊（流出を含む）・全焼	5/10	可
半壊・半焼・大規模半壊	3/10	可
一部損壊・部分焼・床下浸水	3/10以下	不可

5. 各種減免・支払いの猶予等

- ② 被保険者の属する世帯の世帯主が死亡したこと、又はその者が心身に重大な障害を受け、若しくは長期入院したことにより、その者の収入が著しく減少したこと。
- ③ 被保険者の属する世帯の世帯主の収入が、事業又は業務の休廃止、事業における著しい損失、失業等により著しく減少したこと。
- ④ 被保険者の属する世帯の世帯主の収入が、干ばつ、冷害、凍霜害等による農作物の不作、不漁その他これに類する理由により著しく減少したこと。

対象保険料

令和8年7月から

■申請に必要なもの

※申請内容によって提出書類が違います。詳しくはお問い合わせください。

- ①申請書
- ②資産価値のわかるもの
- ③損害の程度及び内容がわかるものの写し（り災証明等）
- ④損害補填額のわかるものの写し（損害保険会社の保険金振込通知書等）
- ⑤医師の診断書の写し
- ⑥死亡した事実がわかるものの写し（戸籍謄本など）
- ⑦入院証明書の写しや入院がわかるものの写し
- ⑧障害手帳または障害の程度がわかる証書の写し
- ⑨申請年の給与支払証明書等支払額が分かるものの写し
- ⑩年金証書または年金振込通知書の写し
- ⑪状況報告書
- ⑫失業、退職又は解雇された理由の分かるもの
- ⑬事業を休廃止したことが分かるもの
- ⑭申請年の収入額がわかるものの写し
- ⑮雇用保険の受給資格の分かるもの
- ⑯年金額改定通知書の写し（離職による額改定があった場合のみ）
- ⑰借入残高証明書等の写し
- ⑱災害による農作物等の不作、不漁等の事実を証明する書類の写し
- ⑲平年における当該農林漁業生産物の収入額がわかる書類の写し

※要件①の場合は、①・②・③・④の書類

要件②の場合は、①・⑤・⑥・⑦・⑧・⑨・⑩・⑪の書類

要件③の場合は、①・⑪・⑫・⑬・⑭・⑮・⑯・⑰の書類

要件④の場合は、①・⑪・⑱・⑲の書類

■お問合せ先、申請受付窓口

中央区役所区民課 096-328-2278
東区役所区民課 096-367-9125
西区役所区民課 096-329-1198
南区役所区民課 096-357-4128
北区役所区民課 096-272-6905
国保年金課（郵送）096-328-2290

〒860-8601

熊本市中央区手取本町 1 番 1 号

■受付時間

平日 午前 9 時～午後 4 時 30 分

5-4-5 後期高齢者医療制度一部負担金の減額・免除及び徴収猶予

国保年金課 096-328-2290

各区役所区民課

令和 8 年熊本地震により支払いが困難になった一部負担金について減額・免除・徴収猶予を受けられる場合があります。減額・免除・徴収猶予を受けるためには申請が必要です。

※ 現時点においての要件となっています。今後、国からの通知により対象となる方等が変更になる場合があります。

減免等の対象となる方

次の要件①、②、③、④又は⑤のいずれかに該当する状態となり、生活が困窮し、一部負担金の支払いが困難と認められる後期高齢者医療制度の被保険者

- ① 被保険者又は被保険者の属する世帯の世帯主が、震災、風水害、火災その他これらに類する災害により住宅、家財又はその他の財産について著しい損害を受けたこと。
- ② 被保険者の属する世帯の世帯主が干ばつ、冷害、凍霜害等による農作物の不作、不漁その他これらに類する理由により著しく収入が減少したこと。
- ③ 被保険者の属する世帯の世帯主が事業又は業務の休廃止、失業等により著しく収入が減少したこと。
- ④ 被保険者の属する世帯の世帯主が重篤な疾病又は負傷により死亡し、心身に重大な障害を受け、又は長期入院したこと（ただし、当該世帯が当該被保険者のみの世帯である場合を除く。）
- ⑤ 前各号に掲げる事由に類する事由があったとき。

5. 各種減免・支払いの猶予等

■申請に必要なもの

- ① 申請書
- ② 世帯状況申告書及び収入状況申告書
- ③ 預貯金等申告書
- ④ 同意書

その他、事由に応じた提出物

【減免対象となる方①に該当する場合】

- ⑤ 災害等による住宅、家財又はその他の財産の被害に関する申立書（り災証明書等）

【減免対象となる方②に該当する場合】

- ⑥ 災害等による農業又は漁業の被害に関する申立書

【減免対象となる方③に該当する場合】

- ⑦ 事業または業務の休廃止、失業が確認できる書類
- ⑧ 申請事由発生年の収入予定額がわかるもの

【減免対象となる方④に該当する場合で死亡の場合】

- ⑨ 死亡した事実がわかるものの写し（戸籍謄本と死亡原因の傷病名が記載されている書類）

【減免対象となる方④に該当する場合で重大な障害の場合】

- ⑩ 障害者手帳または障害の程度がわかる証書の写しまたは医師の診断書

【減免対象となる方④に該当する場合で長期入院の場合】

- ⑪ 入院証明書の写し又は領収書
- ⑫ 医師の診断書（重篤な疾病または負傷により治療が3か月以上要すると記載されているもの）

■お問合せ先、申請受付窓口

中央区役所区民課 096-328-2278
東区役所区民課 096-367-9125
西区役所区民課 096-329-1198
南区役所区民課 096-357-4128
北区役所区民課 096-272-6905
国保年金課（郵送）096-328-2290

〒860-8601

熊本市中央区手取本町1番1号

■受付時間

平日 午前 9 時～午後 4 時 30 分

5-4-6 国民年金保険料の免除

国保年金課 096-328-2280

各区役所区民課

各総合出張所

国民年金第 1 号被保険者で、被災された方について、年金保険料納付が免除となる場合があります。

対象となる方

国民年金第 1 号被保険者で被災により住家・家財などに 2 分の 1 以上の損失があった国民年金保険料の納付が困難な方。

※保険などによる補てんがある場合はその分を控除。

※り災証明書（コピー可）もお持ちいただければ参考にさせていただきます。

お手続き

■申請窓口

各区役所区民課、各総合出張所、熊本西年金事務所

■受付時間

9 時 00 分～16 時 30 分

■必要なもの

- (1) 国民年金保険料免除・納付猶予申請書（窓口を用意しています）
- (2) 国民年金保険料免除・納付猶予申請に係る被災状況届（窓口を用意しています）
- (3) り災証明書（コピー可）・被害金額が分かる書類（保険金等が支給された場合）
- (4) 本人を確認できるもの（マイナンバーカード、運転免許証等）

■お問合せ先

熊本西年金事務所 096-353-0142（自動音声案内「2」→「2」）

中央区役所区民課 096-328-2278

東区役所区民課 096-367-9125

西区役所区民課 096-329-1198

南区役所区民課 096-357-4128

5. 各種減免・支払いの猶予等

北区役所区民課	096-272-6905
河内総合出張所	096-276-1111
天明総合出張所	096-223-1111
城南総合出張所	0964-28-3111
託麻総合出張所	096-380-3111
幸田総合出張所	096-378-0172
清水総合出張所	096-343-9161
龍田総合出張所	096-338-2231
芳野分室	096-277-2001
国保年金課	096-328-2280

5-5 高齢者福祉

5-5-1 介護保険料の減免

介護保険課 096-328-2347
各区役所福祉課

災害等により住宅・家財等の財産について、著しい損害を受けたことが原因で、介護保険料の納付が困難になった場合、申請により介護保険料を減免できる場合があります。詳しくは各区役所の福祉課までお問い合わせください。

※ 現時点における要件となっています。今後、国からの通知により対象となる方が変更になる場合があります。

対象となる方

- ・世帯主又はその属する世帯の生計を主として維持する者が、災害等により、その財産について著しい損害（半壊以上）を受けた場合。
※保険金及び損害補償等で補填されたものを除く。
- ・当該第1号被保険者の属する世帯の賦課期日所属年の前年の合計所得金額が600万円以下で、「令和8年度(2026年度)保険料所得段階表」に基づく所得段階が第1段階から第11段階までの場合（第12段階から第15段階は対象外）。

お手続き

■申請窓口

各区役所福祉課

■受付時間

平日 午前9時～午後4時30分

5. 各種減免・支払いの猶予等

■手続きに必要なもの

- (1) 介護保険利用料減免申請書（申請者一人につき 1 枚）
- (2) 収入等の調査に関する同意書（1 世帯につき 1 枚）
- (3) り災証明書（写し可）
- (4) 委任状（同一世帯以外の方が申請する場合は必要）

※申請書・同意書の様式は熊本市ホームページに掲載しています。

※他市町村で被災している場合…り災証明書の発行自治体に確認する。

※減免を判定する上で上記必要書類以外の書類を提出していただく場合がございますので、予めご了承ください。

■郵送による申請

【送付先】

- ・中央区にお住まいの方 〒860-8618 熊本市中央区手取本町 1 番 1 号
中央区役所福祉課 高齢福祉班 宛
- ・東区にお住まいの方 〒862-8555 熊本市東区東本町 16 番 30 号
東区役所福祉課 高齢福祉班 宛
- ・西区にお住まいの方 〒861-5292 熊本市西区小島 2 丁目 7 番 1 号
西区役所福祉課 高齢福祉班 宛
- ・南区にお住まいの方 〒861-4189 熊本市南区富合町清藤 405 番地 3
南区役所福祉課 高齢福祉班 宛
- ・北区にお住まいの方 〒861-0195 熊本市北区植木町岩野 238 番地 1
北区役所福祉課 高齢福祉班 宛

■お問合せ先

中央区役所福祉課 096-328-2311

東区役所福祉課 096-367-9127

西区役所福祉課 096-329-5403

南区役所福祉課 096-357-4129

北区役所福祉課 096-272-1118

介護保険課 096-328-2347

5-5-2 介護保険サービス利用料の減免

介護保険課 096-328-2347
各区役所福祉課

令和8年熊本地震に被災された方について、介護保険サービスの利用料（1～3割負担分）の減免を受けられる場合があります。

※ 現時点における要件となっています。今後、国からの通知により対象となる方等が変更になる場合があります。

対象となる方

以下の①～②のいずれか条件に該当する方

- ① 本人または世帯の生計維持者が、災害により住宅、家財等について著しい損害（住家の全半壊、全半焼等）を受けた方。
- ② 世帯の生計維持者の収入が、以下の理由により著しく減少した方
 - ・ 死亡、重大な障害、長期入院等
 - ・ 事業または業務の休廃止、事業における著しい損失、失業等
 - ・ 農作物の不作、不漁等

お手続き

以下の窓口に「必要なもの」を持ってお越しいただき、申請を行ってください。

■申請受付窓口

中央区役所福祉課	096-328-2311
東区役所福祉課	096-367-9127
西区役所福祉課	096-329-5403
南区役所福祉課	096-357-4129
北区役所福祉課	096-272-1118

■受付時間

平日 午前 9 時～午後 4 時 30 分

■必要なもの

申請には、下記の書類等が必要です。

- (1) 介護保険利用料減免申請書（区役所の窓口にあります）
- (2) 介護保険被保険者証（写し可）
- (3) 委任状（本人と同一の世帯以外の方が申請の時）
- (4) その他、事由に応じた提出物（下記のいずれかの書類）
 - （災害により住宅・家財などの財産に著しい損害を受けた）
 - ・ 罹災証明書、その他損害の内容や程度等を確認できるもの
 - （世帯の生計を維持者が死亡・長期入院などをした）
 - ・ 埋火葬許可証等、診断書やそれに準じる医師による証明書等
 - （世帯の生計を維持する者が事業を休廃止または失業等した）
 - ・ 給与支払い証明書、休業損害証明書、離職証明書、源泉徴収票、雇用保険受給者証等

■お問合せ先

中央区役所福祉課	096-328-2311
東区役所福祉課	096-367-9127
西区役所福祉課	096-329-5403
南区役所福祉課	096-357-4129
北区役所福祉課	096-272-1118
介護保険課	096-328-2347

5-5-3 介護保険 特定福祉用具の再購入

介護保険課 096-328-2347
各区役所福祉課

令和8年熊本地震による家屋倒壊などにより使用できなくなった特定福祉用具の再購入に要する費用を支給します。

対象となる方

今回の地震により、以前に介護保険を利用して購入された特定福祉用具が破損等により使用できなくなった方。

※ 購入の前に事前申請が必要です。以前購入された事業所もしくは以下の【お問合せ先】にご相談ください。

■お問合せ先

中央区役所福祉課	096-328-2311
東区役所福祉課	096-367-9127
西区役所福祉課	096-329-5403
南区役所福祉課	096-357-4129
北区役所福祉課	096-272-1118
介護保険課	096-328-2347

お手続き

以下の窓口に「必要なもの」を持ってお越しいただき、申請を行ってください。

■申請受付窓口

中央区役所福祉課	096-328-2311
東区役所福祉課	096-367-9127
西区役所福祉課	096-329-5403

5. 各種減免・支払いの猶予等

南区役所福祉課 096-357-4129
北区役所福祉課 096-272-1118

■受付時間

平日 午前 9 時～午後 4 時 30 分

■必要なもの

申請には、下記の書類等が必要です。

- ・申請書
- ・ケアプラン一式
- ・理由書
- ・購入する物のカタログ
- ・破損状況が分かる写真等

※ 申請内容によっては、その他必要書類があります。

■対象の福祉用具

- ・腰掛便座
- ・自動排泄処理装置の交換可能部品
- ・入浴補助用具
- ・簡易浴槽
- ・移動用リフトのつり具部分 等

※ 支給対象となる特定福祉用具の購入費用の上限は、同一年度で 10 万円です。

5-6 障がい者・児福祉

5-6-1 障がい者の福祉用具の再給付

障がい福祉課 096-361-2519
障がい者福祉相談所 096-362-6500
各区役所福祉課

地震による家屋倒壊などにより使用できなくなった福祉用具の再給付を行います。

対象となる方

障がい者手帳をお持ちの方で、令和 8 年熊本地震により、以前熊本市から給付を受けた福祉用具の使用ができなくなった方

※ 詳細は、【お問合せ先】にご相談ください。

お手続き

5. 各種減免・支払いの猶予等

■申請受付窓口

各区役所福祉課

■受付時間

午前9時～午後4時30分 月曜日～金曜日（祝日除く）

■必要なもの

申請時には、下記の書類等が必要です。

- (1) 身体障がい者手帳
- (2) 破損状況が分かる写真等

※その他必要書類がございますので、まずはお問い合わせください。

■対象の福祉用具

【障がい者日常生活用具】

- ・介護用ベッド
- ・入浴補助器具
- ・たん吸引器
- ・ネブライザー（吸入器）
- ・ストーマ装具 など

【補装具】

- ・車椅子
- ・電動車椅子
- ・歩行器
- ・補聴器 など

■お問合せ先

中央区役所福祉課	096-328-2313
東区役所福祉課	096-367-9177
西区役所福祉課	096-329-5403
南区役所福祉課	096-357-4129
北区役所福祉課	096-272-1118
障がい福祉課	096-361-2519

5-6-2 市民税の減免に伴う自立支援医療、補装具、日常生活用具

給付事業の自己負担額の減額

障がい福祉課	096-361-2519
こころの健康センター	096-366-1171
こども支援課	096-328-2158

自立支援医療、補装具、日常生活用具給付事業を利用している又は今後利用しよ

5. 各種減免・支払いの猶予等

うとしている方で市民税の減免を受けた方は、減免後の税額で利用者負担額を算出します。場合によっては、利用者負担額を減額することがあります。

対象となる方

以下の制度を利用している方又は今後利用しようとしている方で、市民税の減免を受けた方

1. 自立支援医療（更生医療、精神通院、育成医療）
2. 補装具、日常生活用具給付事業

お手続き

制度を利用するためには申請が必要です。市民税の減免を受けた方又は減免申請中の方は、以下までお問い合わせください。

■申請窓口・お問合せ先

対象サービス	申請窓口	お問合せ先
補装具	各区役所福祉課・総合出張所	障がい福祉課 096-361-2519
日常生活用具		
自立支援医療（更生医療）		こころの健康センター 096-366-1171
自立支援医療（精神通院）		
自立支援医療（育成医療）	各区役所保健こども課	こども支援課 096-328-2158

5-6-3 特別児童扶養手当などの災害特例措置

各区役所福祉課

令和8年熊本地震により住宅・家財等の財産について、その価格のおおむね2分の1以上の損害を受けた場合に、その損害を受けた月から翌年の7月までの手当については、所得による支給制限を適用せず、全額支給する特例措置があります。

対象となる方

- 受給資格者本人の所得制限により支給停止になっている方で、本人又はその扶養親族が所有する財産に損害を受けた方

5. 各種減免・支払いの猶予等

⇒ 受給資格者本人の所得による支給制限が解除されます

- 配偶者及び扶養義務者（同居の直系親族等）の所得制限により支給停止になっている方で、当該扶養義務者又はその扶養親族が所有する財産に損害を受けた方

⇒ 扶養義務者の所得による支給制限が解除されます

【被災財産の種類】

- ・住宅、家財
- ・主たる生業の維持に供する田畑、宅地、家屋（店舗、工場、倉庫、納屋など）
- ・機械、器具その他事業の用に供する固定資産（鉱業権、漁業権その他の無形減価償却資産を除く）

お手続き

適用を受けるには、「り災証明書」の提出が必要です。
申請できる状況になりましたらすみやかに提出をお願いします。
詳しくは、各区役所福祉課へお問い合わせください。

※ ご注意いただきたい点

災害を受けた年（令和8年）の所得について再確認を行います。
災害を受けた年の所得が、法令で定める所得制限の額以上であった場合には、特例として支給された手当の一部または全部を返還していただくこととなります。

■お問合せ先

中央区役所福祉課	096-328-2313
東区役所福祉課	096-367-9177
西区役所福祉課	096-329-5403
南区役所福祉課	096-357-4129
北区役所福祉課	096-272-1118

5-7 子育て・教育

5-7-1 保育所等利用者負担額（保育料）の減免

保育幼稚園課 096-328-2568
各区役所保健こども課

5. 各種減免・支払いの猶予等

準半壊以上の被害を受けられた方は、災害の発生した翌日から1年間、利用者負担額（保育料）の減免を受けることができます。

対象となる方

0歳から2歳クラスを利用するお子さんの保護者のうち、災害により所有する住宅が準半壊以上の被害を受けられた方

減免の割合

被害の程度が「全壊」の場合	利用者負担額（保育料）：100%減免
被害の程度が「半壊」の場合	利用者負担額（保育料）：50%減免
被害の程度が「準半壊」の場合	利用者負担額（保育料）：30%減免

お手続き

■必要なもの

申請時には、下記の書類等が必要です。

- (1) り災証明書（コピー可）（後日提出可）
- (2) 本人確認ができるもの（マイナンバーカード、運転免許証等）（後日提出可）
- (3) 利用者負担額減免申請書

■申請受付窓口

保育幼稚園課または各区役所保健こども課

■受付時間

保育幼稚園課：平日 午前8時30分～午後5時15分

各区役所保健こども課：平日 午前9時～午後4時30分

■お問合せ先

保育幼稚園課	096-328-2568
中央区役所保健こども課	096-328-2421
東区役所保健こども課	096-367-9130
西区役所保健こども課	096-329-6838
南区役所保健こども課	096-357-4135
北区役所保健こども課	096-272-1104

5-7-2 児童扶養手当の災害特例措置

こども支援課 328-2158

5. 各種減免・支払いの猶予等

災害により住宅・家財等の財産について、その価格のおおむね2分の1以上の損害を受けた場合に、その損害を受けた月から翌年の10月までの手当については、所得による支給制限を適用せず、全額支給する特例措置があります。

対象となる方

- 受給資格者本人の所得制限により一部支給停止又は全部支給停止になっている方で、本人又はその扶養親族が所有する財産に損害を受けた方
⇒ 受給資格者本人の所得による支給制限が解除されます
- 扶養義務者（同居の直系親族等）の所得制限により全部支給停止になっている方で、当該扶養義務者又はその扶養親族が所有する財産に損害を受けた方
⇒ 扶養義務者の所得による支給制限が解除されます

【被災財産の種類】

- ・住宅、家財
- ・主たる生業の維持に供する田畑、宅地、家屋（店舗、工場、倉庫、納屋等）
- ・機械、器具その他事業の用に供する固定資産（鉱業権、漁業権その他の無形減価償却資産を除く）

お手続き

適用を受けるには、「被災状況書」の提出が必要です。

「り災証明書」をお持ちの方はご提出ください。

申請できる状況になりましたらすみやかに提出をお願いします。

詳しくは、各区役所保健こども課へお問い合わせください。

※ ご注意いただきたい点

災害を受けた年の所得について再確認を行います。

災害を受けた年の所得が、法令で定める所得制限の額以上であった場合には、特例として支給された手当の一部または全部を返還していただくこととなります。

■お問合せ先

中央区役所保健こども課	096-328-2421
東区役所保健こども課	096-367-9130
西区役所保健こども課	096-329-6838
南区役所保健こども課	096-357-4135
北区役所保健こども課	096-272-1104

5-7-3 児童養護施設等・障害児入所施設の措置費負担金の減免

児童相談所 096-366-8181

児童福祉法の規定に基づく、児童養護施設等や障害児入所施設への措置に関し、負担金の納入義務がある方は、申請により、負担金を減免できる場合があります。

対象となる方

納入義務者が次のいずれかに該当するとき。

- (1) 死亡したとき。
- (2) 失業、疾病、災害等により、前年度に比較し、所得が著しく減少し、又は不時のやむを得ない支出により、負担金の納入が困難であると認められるとき。
- (3) 災害その他特別の事情により市長が特に必要と認めるとき。

お手続き

■申請窓口

児童相談所

■受付時間

受付時間：平日 午前 8 時 30 分～午後 5 時 15 分

■必要なもの

申請時には、下記の書類等が必要です。

- ・ 減免申請書
- ・ り災証明書（写し可）

※その他状況確認のための書類をお願いする場合があります。

詳しくは、児童相談所までお問合せください。

5-7-4 熊本市母子父子寡婦福祉資金貸付の償還の猶予

こども家庭福祉課	096-366-3030
中央区役所保健こども課	096-328-2421
東区役所保健こども課	096-367-9130
西区役所保健こども課	096-329-6838
南区役所保健こども課	096-357-4135
北区役所保健こども課	096-272-1104

熊本市母子父子寡婦福祉資金貸付を償還中の方で、償還が困難な方については、償還を猶予できる場合があります。

対象となる方

- ① 地震により住家の全半壊の被災をされた方
- ② 療養に1ヶ月以上の負傷をされ、償還が困難な方
- ③ 失職して償還が困難な方

※上記は主な事例であり、地震の影響により償還が困難となった事情を個別に確認の上、判断します。

お手続き

- ・熊本市母子父子相談室（午前9時30分～午後4時 ※月曜・祝日休み）
熊本市中央区大江6丁目 1-85（中央区まちづくりセンター大江交流室内）
096-372-1228
- ・各区役所保健こども課
中央区役所保健こども課 096-328-2421
東区役所保健こども課 096-367-9130
西区役所保健こども課 096-329-6838
南区役所保健こども課 096-357-4135
北区役所保健こども課 096-272-1104

■必要なもの

償還の猶予を受けるには、状況に応じ、り災証明書や医師の診断書、雇用関係の喪失が分かる資料等を添付のうえ、申請が必要です。

■お問合せ先

- | | |
|------------|--------------|
| こども家庭福祉課 | 096-366-3030 |
| 熊本市母子父子相談室 | 096-372-1228 |

5. 各種減免・支払いの猶予等

中央区役所保健こども課	096-328-2421
東区役所保健こども課	096-367-9130
西区役所保健こども課	096-329-6838
南区役所保健こども課	096-357-4135
北区役所保健こども課	096-272-1104

5-7-5 市民税の減免に伴う小児慢性特定疾病医療支援の自己負担

上限月額の減額

こども支援課 328-2158

小児慢性特定疾病医療受給者証をお持ちの方又は今後申請しようとしている方で市民税の減免を受けた方は、減免後の税額で自己負担上限月額を算出します。場合によっては、自己負担上限月額を減額することがあります。

対象となる方

小児慢性特定疾病医療受給者証をお持ちの方又は今後申請しようとしている方で市民税の減免を受けた方

お手続き

制度を利用するためには申請が必要です。市民税の減免を受けた方は、下記の窓口へご申請ください。

■申請窓口

各区役所保健こども課

- ・中央区役所保健こども課 096-328-2419
- ・東区役所保健こども課 096-367-9134
- ・西区役所保健こども課 096-329-1147
- ・南区役所保健こども課 096-357-4138
- ・北区役所保健こども課 096-272-1128

■必要なもの

申請には、以下の書類が必要です。

- (1) 変更申請書
- (2) 受給者証の写し
- (3) 市民税が減額されたことが分かる書類の写し
- (4) 本人確認ができるもの

■お問合せ先

こども支援課 096-328-2158

5-7-6 就学援助制度

教育委員会学務支援課 096-328-2716

令和8年熊本地震等の影響により就学困難と認められる児童生徒の保護者等に対して、就学に必要な費用を援助します。

対象となる方

小中学校に在籍する児童生徒の保護者等で、令和8年熊本地震等の影響により、市町村民税の減免、個人の事業税の減免、固定資産税の減免、国民健康保険の減免または徴収の猶予、国民年金保険料の免除（4分の1免除を除く）のいずれかを受けた方。

お手続き

■申請方法

（1）窓口申請の場合

申請書に必要事項を記入のうえ、添付書類と合わせて教育委員会事務局学務支援課にご提出ください。

受付時間： 8：30～17：15 月曜日～金曜日（土曜・日曜・祝日・年末年始を除く）

（2）郵送の場合

申請書に必要事項を記入のうえ、教育委員会事務局学務支援課へ郵送してください。

郵送先： 〒860-8601 熊本市中央区手取本町1-1
熊本市学務支援課 就学援助担当 宛

■必要なもの

申請時には、下記の書類等が必要です。

（1）申請書

（2）各減免または徴収の猶予の決定通知書（写し可）

（3）申請者名義の通帳又はキャッシュカードの写し

■お問合せ先

学務支援課 096-328-2716

■ホームページ

就学援助制度について

5-7-7 熊本市奨学生の募集（家計の急変等）

教育委員会学務支援課 096-328-2716

毎年4月に行っている定例の奨学生募集以外に、住家の被災等を含む家計の急変等を対象とした奨学生の募集を行います。

対象となる方

[以下の全ての要件を満たす方]

- (1) 熊本市内に居住する方の被扶養者であること。
- (2) 学校教育法による高等学校、高等専門学校、短期大学、大学又は専修学校（高等課程及び専門課程）（以下「学校等」という。）に在学していること。
（※学年は問いません。）
- (3) 国、他の地方公共団体若しくはその他の団体からの奨学金（貸付けによるものに限る。）又はこれと同種の貸付けを受けていないこと。
- (4) 家計の急変等の要件に該当すること（※）。

※家計の急変等の対象について

- ・火災・風水害等：火災、風水害等の天災による家屋への被害（全焼・半焼・全壊・半壊）
- ・破産：扶養者の事業失敗による破産
- ・失職：主たる生計者が会社側の都合による解雇により失職
- ・死亡：主たる生計者の死亡
- ・入院：主たる生計者の入院又は長期自宅療養による世帯収入の減少
- ・離婚：扶養者の離婚による世帯収入の減少

お手続き

以下の提出書類を持参か郵送でご提出ください。

■提出書類

- ・熊本市奨学金貸付申請書
- ・熊本市奨学金家計急変等申請書
- ・生計を一にする世帯員全員の住民票（本籍不要）
- ・生計を一にする世帯員全員の令和8年度市県民税（所得・課税）証明書（世帯用でも可）
- ・り災証明書（写し可、後日提出可）等家計の急変等の対象であることがわかる書類（詳細はホームページ等参照）

5. 各種減免・支払いの猶予等

■申請受付窓口

熊本市教育委員会事務局学務支援課

■受付時間

8 時 30 分から 17 時 15 分まで（土曜・日曜・祝日・年末年始を除く）

■貸付期間

申請した日の属する月から令和 9 年 3 月まで

※貸付期間終了後も貸付が必要な場合は、改めてご相談ください。

■募集期限

令和 9 年 2 月 26 日（金）必着（2 月 27 日（土）以降に届いた申請書は受付できませんのでご注意ください。）

■貸付区分及び貸付月額

区 分		種 別	貸付月額	申請時の申し出により 貸付月額に加算される額	
				自宅外通学生 加 算 額	第 1 学年初回 加 算 額 (1 年生に限る)
高 校 等	高 等 学 校	国・公立	①18,000 円 ② 9,000 円	—	50,000 円
	高 等 専 門 学 校 専修学校（高等課程）	私 立	①30,000 円 ②15,000 円		100,000 円
大 学 等	大 学	国・公立	①42,000 円 ②21,000 円	6,000 円	150,000 円
	大 短 期 大 学 専修学校（専門課程）	私 立	①51,000 円 ②25,500 円	10,000 円	200,000 円

※貸付けは無利子ですが、貸付期間終了後は必ず返還が必要となります。

■お問合せ先

学務支援課 （電話番号）096-328-2716

■ホームページ

熊本市奨学生の募集（家計の急変等）

5-7-8 熊本市奨学金貸付金の返還の猶予

教育委員会学務支援課 096-328-2716

熊本市奨学金貸付金を返還中の奨学生のうち、令和8年熊本地震で住家を被災され返還が困難な方は、返還を猶予することができます。

※ 返還すべき元金が免除されるものではありません。猶予期間終了後は返還が必要となります。

対象となる方

奨学生本人

※ 申請時点で未納がない方

※ 対象以外の方につきましても、返還のご相談等を承りますので、下記までご連絡ください。

お手続き

熊本市奨学金返還猶予申請書および災証明書（写し可）を持参か郵送でご提出ください。

■提出書類

- ・熊本市奨学金返還猶予申請書
- ・り災証明書（写し可、後日提出可）

■申請受付窓口

熊本市教育委員会事務局学務支援課

■受付時間

8時30分から17時15分まで（土曜・日曜・祝日・年末年始を除く）

■返還を猶予できる期間

令和8年熊本地震が発生した日（令和8年7月28日（火））以降で、猶予決定の日の属する月から令和9年6月まで（最長）。

※ 返還期限が到来した返還金及び返還済みの返還金は猶予の対象となりません。

※ 返還金の納付が確定した後に申請が行われた際には、当該申請月の返還猶予ができない場合があります。

■お問合せ先

学務支援課 （電話番号）096-328-2716

■ホームページ

熊本市奨学金貸付金の返還の猶予

5-7-9 未就学児を対象とした受け入れ

保育幼稚園課 096-328-2568

各区役所保健こども課

教育委員会指導課 096-328-2721

今回の災害で被災されたことに伴い、保育の認定状況にかかわらず災害復旧のために保育を必要とされる未就学のお子さんを対象に、保育施設等への受け入れを実施いたします。

一時的な避難のため熊本市へ住民票を異動しない場合でも、利用できます。

対象となる方

今回の災害により被災し、災害復旧のため保育を必要とする未就学児及びその保護者

利用できる支援内容は次のとおりです。

①認可保育所等（保育所、認定こども園等）の利用 ※保育所部分

②私立幼稚園・認定こども園（幼稚園部分）の利用支援

③市立幼稚園への受け入れ

※②③については、年齢制限があります。

利用料

被害の程度により、災害の発生した翌日から1年間、利用者負担額（保育料）が減免されます。

被害の程度が「全壊」の場合 利用者負担額（保育料）：100%減免

被害の程度が「半壊」の場合 利用者負担額（保育料）：50%減免

被害の程度が「準半壊」の場合 利用者負担額（保育料）：30%減免

※副食費等の実費相当額は利用者負担

※②③については、被害の程度に関係なく、利用料は無償です。

利用期間

災害復旧に要する期間

お手続き

■必要なもの

申請時には、下記の書類等が必要です。

5. 各種減免・支払いの猶予等

- (1) り災証明書（コピー可）（後日提出可） ※②③の場合は不要
- (2) 本人を確認できるもの（マイナンバーカード、運転免許証等）（後日提出可）
- (3) 教育・保育給付支給認定申請書兼保育施設等利用申込書

■申請受付窓口

- ①各区役所保健こども課
- ②保育幼稚園課
- ③教育委員会事務局指導課

■受付時間

- ①平日 午前9時～午後4時30分
- ②平日 午前8時30分～午後5時15分
- ③平日 午前8時30分～午後5時15分

■お問合せ先

- ①に関する事
中央区役所保健こども課 096-328-2421
東区役所保健こども課 096-367-9130
西区役所保健こども課 096-329-6838
南区役所保健こども課 096-357-4135
北区役所保健こども課 096-272-1104
- ②に関する事
保育幼稚園課 096-328-2568
- ③に関する事
教育委員会事務局指導課 096-328-2721

6. 事業者に関すること

6-1 中小企業に関すること

6-1-1 中小企業者向け特別相談窓口

商業金融課 096-328-2424
起業・新産業支援課 096-328-2392

令和8年熊本地震の発生に伴い、経営等への影響を受ける市内中小企業様向けに経営に関する相談窓口を設置しました。

対象となる方

熊本市内で事業を営む方

相談窓口

■金融（市制度融資）に関する相談

開設場所：熊本市経済観光局産業部商業金融課

所在地：熊本県熊本市中央区手取本町 1-1 熊本市役所 8 階

受付時間：平日 8 時 30 分～17 時 15 分／休日（土日祝）9 時～16 時

電話：096-328-2424

■経営に関する相談

開設場所：くまもと森都心プラザ ビジネス支援施設 XOSS POINT.

所在地：熊本県熊本市西区春日 1 丁目 14-1 くまもと森都心プラザ 2 階

受付時間：月曜日～土曜日 10 時～19 時／日曜日、祝日 10 時～17 時
（第 3 水曜日（休館日）と年末年始を除く）

電話：096-355-7402

メール：business@stsplaza.net

備考：相談は原則予約制となっております。電話またはメールにてご予約ください。

6-2 農林漁業者に関すること

6-2-1 農漁業被害に関する相談

農業政策課 096-328-2403

令和8年熊本地震により、被害を受けた農漁業者からの各種相談窓口を設置します。

6. 事業者に関すること

対象となる方

- ・ 農業を営まれている方
- ・ 漁業を営まれている方

相談窓口

■相談の内容

- ・ 農作物の被害に関する相談
- ・ 農業用施設の被害に関する相談
- ・ 農業用機械の被害に関する相談
- ・ 資金繰りに関する相談

窓口	電話番号
北東部農業振興センター農業振興課	096-272-1117
北東部農業振興センター農業振興課東農業振興室	096-367-9137
西南部農業振興センター農業振興課	096-329-1158
西南部農業振興センター農業振興課河内農業振興室	096-276-1114
西南部農業振興センター農業振興課南農業振興室	0964-28-3115
農業支援課	096-328-2384

■相談の内容

- ・ 農地の被害に関する相談
- ・ 土地改良施設の被害に関する相談

窓口	電話番号
北東部農業振興センター基盤整備課	096-272-1145
西南部農業振興センター基盤整備課	096-329-1168
農地整備課	096-328-2953

■相談の内容

- ・ 水産物の被害に関する相談
- ・ 水産業用施設の被害に関する相談
- ・ 水産業用機械の被害に関する相談
- ・ 資金繰りに関する相談

窓口	電話番号
水産振興センター	096-311-4010

6. 事業者に関すること

■受付時間

午前8時30分～午後5時15分 月曜日～金曜日（祝日除く）

6-3 各種相談窓口

6-3-1 事業者の施設、使用水、器具の消毒に関する衛生相談

食品保健課 096-364-3188

食品関係事業者

熊本市内で営業を行う食品関係事業者等の施設、使用水、器具の消毒など食品に関する衛生相談を受け付けています。

■相談内容

- ・被害を受けた食品関係施設の衛生管理や営業再開に向けた対応等に関すること

■食品衛生に関する相談窓口

食品保健課 096-364-3188

■受付時間

午前8時半～午後5時（土曜・日曜・祝日を除く）

6-3-2 社会保険労務士による労働相談

雇用対策課 096-328-2377

市民の皆様が抱えている悩み解決を支援するために、無料の労働相談窓口を設置しております。

■相談の具体例

- ・雇用保険・労災保険の給付等に関する相談
- ・労働条件や労務管理に関する相談
- ・労働保険料の納期限に関する相談
- ・健康管理・安全衛生に関する相談

対象となる方

熊本市にお住まいの方、熊本市内に事業所を有する事業主の方

相談窓口

本庁舎1階北側エレベーター近くの高年齢者無料職業相談コーナー内で実施。

6. 事業者に関すること

■相談日

毎週水曜日（祝日を除く）

■時間

午後2時から5時まで

相談方法

熊本県社会保険労務士会に所属する社会保険労務士が面談によりお答えします。
労働相談会場入口左にある時間帯を記載した整理券（予約札）をお取りいただき、整理券記載のお時間になりましたら労働相談会場にご入室ください。

問い合わせ先

雇用対策課 096-328-2377

7. 住家の被害程度・支援制度 対応表

「○」：住家被害の程度条件を満たしているもの

「▲」：建物取扱い等の一定の条件を満たす場合に、対象となる可能性があるもの

「×」：住家被害の程度条件を満たしていないもの

住家被害の程度のほかに所得等の条件がある制度もございますので、詳細をご確認ください。

更新等	項番	支援制度	り災証明書（住家）					
			全壊	大規模半壊	中規模半壊	半壊	準半壊	一部損壊
	1-1-1	り災証明書（住家）の発行※店舗兼住宅を含む						
更	1-2-1	り災証明書の発行（店舗、事務所、工場等及び事業用設備）						
	1-2-2	り災証明書の発行（農水産業関係）						
	1-3-1	被災届出証明書（住家以外の被害について）						
	2-1-1	災害弔慰金の支給						
	2-2-1	災害障害見舞金の支給						
	2-3-1	災害見舞金の支給	○	○	○	○	○	×
	2-4-1	災害援護資金の貸付	○	○	○	○	×	×
新	3-1-1	災害ボランティアの派遣						
更	3-2-1	住家の緊急の修理（被害の拡大の防止）	○	○	○	○	○	×
更	3-2-2	被災した住宅の応急修理	○	○	○	○	○	×
	3-2-3	ひとり親家庭への貸付（住宅）	○	○	○	○	○	○
新	3-2-4	家屋が損壊された方への市営住宅の一時提供	○	○	○	○	×	×
	3-3-1	熊本市老朽危険空家等除却促進事業補助						

7. 住家の被害程度・支援制度 対応表

更新等	項番	支援制度	り災証明書（住家）					
			全壊	大規模半壊	中規模半壊	半壊	準半壊	一部損壊
	3-3-2	熊本市老朽空き家除却促進事業補助						
	3-3-3	被災住宅の障害物の除去	○	○	○	○	×	×
	3-4-1	開発許可申請等に係る手数料免除	○	○	○	○	○	○
	3-4-2	建築確認申請・完了検査申請手数料等の免除	○	○	○	○	○	○
	4-1-1	被服、寝具その他生活必需品の支給	○	○	○	○	×	×
更	4-1-2	教科書及び学用品の支給	○	○	○	○	▲	▲
	4-2-1	地震で被害を受けたごみの収集						
	4-2-2	地震で被害を受けた大型ごみ、家電4品目の回収について						
	4-2-3	地震被害を受けたごみの処理手数料の減免について						
更	4-2-4	事業所からの災害ごみの処分費用減免						
新	4-2-5	ブロック、瓦等のがれき撤去について						
	4-3-1	災害時における飲用井戸水等の水質検査						
更	4-4-1	被災児童生徒の指定校変更・区域外就学許可	○	○	○	○	○	○
	4-5-1	消費生活相談						
	4-5-2	こころの健康相談						
更	4-5-3	こどもたちの心のケア						
	4-5-4	生活にお困りの方の相談は生活自立支援センターへ						

7. 住家の被害程度・支援制度 対応表

更新等	項番	支援制度	り災証明書（住家）					
			全壊	大規模半壊	中規模半壊	半壊	準半壊	一部損壊
	4-5-5	感染症に関する相談						
	4-5-6	食品に関する衛生相談						
	4-5-7	外国人の方向けの相談窓口						
更	4-5-8	無料法律相談（弁護士）						
新	4-5-9	無料入浴支援事業						
新	4-5-10	宿泊支援事業						
新	4-5-11	災害サポート・レンタカーの無料貸出（日本カーシェアリング協会）						
	5-1-1	市税の減免	○	○	○	○	×	×
	5-1-2	市税の納税の猶予						
	5-2-1	各種証明書の交付手数料の免除	○	○	○	○	○	○
	5-2-2	マイナンバーカード等の再交付手数料の免除	○	○	○	○	○	○
新	5-2-3	パスポートの発給手数料等の減免	○	○	○	○	▲	▲
更	5-3-1	水道料金及び下水道使用料の減免	○	○	○	○	×	×
	5-4-1	定期予防接種の対象期間の延長	○	○	○	○	○	○
新	5-4-2	国民健康保険料の減免	○	○	○	○	×	×
新	5-4-3	国民健康保険医療費の一部負担金（窓口負担）の還付	○	○	○	○	▲	▲
新	5-4-4	後期高齢者医療保険料の減免	○	○	○	○	▲	▲

7. 住家の被害程度・支援制度 対応表

更新等	項番	支援制度	り災証明書（住家）					
			全壊	大規模半壊	中規模半壊	半壊	準半壊	一部損壊
新	5-4-5	後期高齢者医療制度一部負担金の減額・免除及び徴収猶予	○	○	○	○	▲	▲
新	5-4-6	国民年金保険料の免除						
新	5-5-1	介護保険料の減免	○	○	○	○	×	×
新	5-5-2	介護保険サービス利用料の減免	○	○	○	○	×	×
新	5-5-3	介護保険 特定福祉用具の再購入						
	5-6-1	障がい者の福祉用具の再給付						
	5-6-2	市民税の減免に伴う自立支援医療、補装具、日常生活用具給付事業の自己負担額の減額						
	5-6-3	特別児童扶養手当などの災害特例措置	○	○	○	○	×	×
更	5-7-1	保育所等利用者負担額（保育料）の減免	○	○	○	○	○	×
新	5-7-2	児童扶養手当の災害特例措置	▲	▲	▲	▲	▲	×
	5-7-3	児童養護施設等・障害児入所施設の措置費負担金の減免	○	○	○	○	○	○
	5-7-4	熊本市母子父子寡婦福祉資金貸付の償還の猶予	○	○	○	○	○	○
新	5-7-5	市民税の減免に伴う小児慢性特定疾病医療支援の自己負担上限月額の減額						
更	5-7-6	就学援助制度						
更	5-7-7	熊本市奨学生の募集（家計の急変等）	○	○	○	○	×	×
更	5-7-8	熊本市奨学金貸付金の返還の猶予	○	○	○	○	○	○

7. 住家の被害程度・支援制度 対応表

更新等	項番	支援制度	り災証明書（住家）					
			全壊	大規模半壊	中規模半壊	半壊	準半壊	一部損壊
更	5-7-9	未就学児を対象とした受け入れ	○	○	○	○	○	×
	6-1-1	中小企業者向け特別相談窓口						
	6-2-1	農漁業被害に関する相談						
	6-3-1	事業者の施設、使用水、器具の消毒に関する衛生相談						
	6-3-2	社会保険労務士による労働相談						

令和8年（2026年）8月4日16時 時点

1 被害状況

（1）本庁舎

○各階天井パネルの落下

各階の天井パネルが落下し、天井が見える状態となっている。

天井にはアスベストを含有した耐火被覆が吹き付けられている部分があるが、今のところアスベストの飛散はないと思われる。

○アスベストについて

9階、3階マシン室、4階渡り廊下で分析会社により試料採取済み。

分析会社にて分析を実施した。

参考値として、アスベストを取り扱う工場又は事業場の敷地境界における大気中の濃度の許容限度としての規制基準値（10本/L）を下回っていることを確認。

測定結果は0.3本/L未満との報告。



（被害状況）



（仮処置）

- | | | |
|---------|----|--|
| ○ライフライン | 水道 | 地下受水槽で緊急遮断弁作動
庁舎内各所で水漏れが発生しているため、高置水槽の水を使用中
→点検完了 復旧済み |
| | 電気 | 各階でブレーカ断発生 電気主任技術者が点検中
→点検完了 復旧済み |
| | ガス | 問題なし |

- | | | |
|---------|------|--|
| ○エレベーター | 全機停止 | 閉じ込めなし
エレベーター保守会社の点検完了
1号機でワイヤーロープの絡みあり（復旧未定）
1号機及び2号機は停止を継続中
3～6号機は14時に運転を再開した
7号機（非常用エレベーター）運転中 |
|---------|------|--|

- | | |
|------|------------------------------|
| ○水漏れ | 13階、14階で発生
→水漏れの原因を特定し対応中 |
|------|------------------------------|

○内装 各階の防煙垂れ壁（ガラス）に割れが発生 7月30日撤去完了

○空調 全館空調は送風のみ運転（点検後に再開予定）
個別空調は機器に問題なければ運転可能
→ すべて復旧 通常運転中

（2）議会棟

○エレベーター 停止中 閉じ込めなし
点検完了し通常運転中

○水漏れ 6階（空調機械室からの漏水）で発生
水漏れ発生箇所
・4階のらせん階段前、南側階段前廊下、給湯室
・5階の特別委員会室内、経済委員会室前廊下、経済委員会室内

○渡り廊下 エキスパンションジョイントカバー外れ（通行は問題なし）
→ アスベスト対策の仮処置完了

○空調 6階設置の空調機から水漏れのため停止中
→ 議場を除き復旧完了
→ 議場系空調機修理完了

○電気 水漏れによる漏電事故防止のため停止中

（3）近隣ビル

○自転車駐輪場 エレベーター停止中→対応は7月29日以降の予定
→ 7月29日 17時に点検実施→運転再開
建物躯体に問題なし

○住友生命ビル 建物管理者が対応
エレベーター停止中 → 通常運転中
建物躯体に問題なし

○Spring 花畑 建物管理者が対応
エレベーター停止中 → 通常運転中
建物躯体に問題なし
6階ほかで天井材の外れあり

○駐車場 北側のらせん階段と建物接続部で壁剥離あり
南側階段へ誘導中
→ 事故防止のため北側階段及びスロープ部分を通行禁止措置実施
入出庫は問題なし

エレベーター停止中→業者に連絡中→点検が完了し通常運転中

2 対応状況

(1) 本庁舎

○アスベスト関係

落下した天井パネル部分については養生シートを張り付け飛散防止を図る。

作業は7月29日開庁時間までに対応する。

→ 全て対応完了

修理が必要な9階フロアについては執務室を閉鎖。

→ 9階フロアは修理が完了したため、立入禁止措置を解除

3階マシン室は天井材の再取り付けで復旧

4階連絡通路は現在調整中

○内装

各階の防煙垂れ壁（ガラス）割れについては修理を行うが、完了時期については未定（業者選定準備中）

→ 7月30日破損したガラスは撤去済み

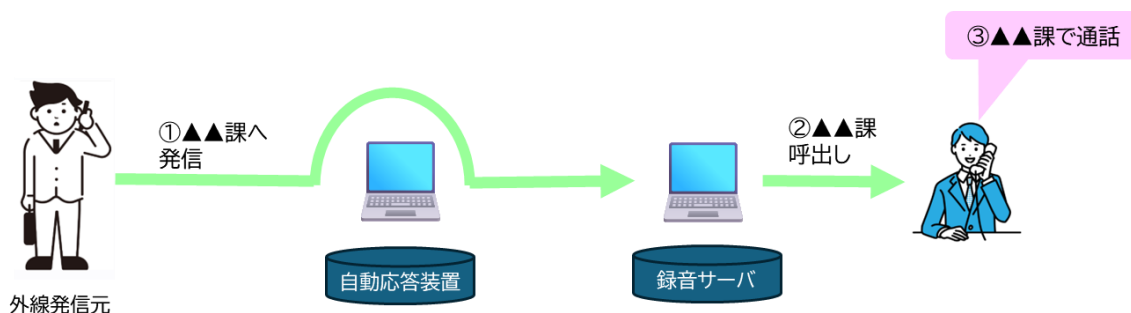
○14階展望ロビー

平日18時以降及び、土日祝日は終日、展望ロビーの開放を中止。

→8月2日から通常どおり開放した。

○通話録音ガイダンス

職員の応対力向上のため実施している外線電話の通話録音ガイダンスについて、迅速な応答のため8月3日より順次中止（本庁舎代表、直通電話及び各区代表電話は作業完了）



(2) 議会棟

○空調機 議場系統空調機の修理を行う予定だが、完了時期は未定（業者と調整中）。

→議場系統空調機修理完了

3 今後の対応

(1) 本庁舎

○アスベスト関係

4階連絡通路については現在、ビニールシートを張り付けて仮処置を完了している。

早急に修理を行うが、完了時期については未定（業者選定準備中）

○その他対応が必要なもの

- ・エレベーター1号機修理 メーカーに修理依頼予定だが地震対応で時期は未定。

(2) 議会棟

○電気 分電盤等の乾燥が完了した段階で再度確認を行う。
確認時の状況で復旧又は修理を決定する。

(3) その他

○駐車場 修理を行う予定だが、完了時期は未定（業者と調整中）

4 被害の復旧メドについて

業者と協議中

5 その他

(1) 職員の自家用車の公務利用について

災害対応において職員の自家用車を特例的に使用可能とする通知を7月30日に発出した。
職員の自家用車は公用車が使用できない等、やむを得ない場合にのみ使用することとしている。

No.	局名	担当課名／応援都市名	業務名	業務内容	要望人数 ／派遣人数	始期	終期	延 べ	7/28	7/29	7/30	7/31	8/1	8/2	8/3	8/4	8/5	8/6	8/7	8/8	8/9	8/10	8/11	8/12	8/13	8/14	8/15	8/16	8/17	8/18	8/19	8/20	8/21	8/22	8/23	8/24	8/25	8/26	8/27	8/28	8/29	8/30	8/31						
1	経済観光局	商業金融課	り災証明書	り災証明書の発行・交付	15人	R8. 8. 3	R8. 8. 31	30							15	15	15	15	15	15	15	15	15	15	15	15	15	15	15	15	15	15	15	15	15	15	15	15	15	15	15	15	15	15	15				
	確定数							24	0	0	0	4	4	4	4	4	8	14	14	29	33	29	29	41	31	27	27	27	27	27	27	27	27	27	27	27	27	27	27	27	27	27	27	27	27	27	27		
	指定	福岡市			4人	R8. 7. 31	R8. 8. 4	20				4	4	4	4	4	4																																
	指定	福岡市			4人	R8. 8. 4	R8. 8. 8	4									4	4	4	4	4																												
	指定	福岡市			4人	R8. 8. 8	R8. 8. 12													4	4	4	4	4																									
	指定	神戸市		※終期仮置き	10人	R8. 8. 5	R8. 8. 11											10	10	10	10	10	10	10																									
	対口	栃木県	調整中		12人	R8. 8. 11	R8. 8. 31																12	12	12	12	12	12	12	12	12	12	12	12	12	12	12	12	12	12	12	12	12	12	12	12			
	対口	東京都	調整中	期間は仮置き	15人	R8. 8. 7	R8. 8. 31													15	15	15	15	15	15	15	15	15	15	15	15	15	15	15	15	15	15	15	15	15	15	15	15	15	15	15	15	15	
2	経済観光局	商業金融課	り災証明書	受付・発行業務																																													
	確定数								0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0		
追加	健康福祉局	健康福祉政策課	り災証明書	り災証明書の電子申請受付システム処理	4人	R8. 8. 3	R8. 8. 31	8							4	4	4	4	4	4	4	4	4	4	4	4	4	4	4	4	4	4	4	4	4	4	4	4	4	4	4	4	4	4	4	4	4	4	
28	確定数							4	0	0	0	0	0	0	0	0	4	4	4	8	4	4	4	4	4	4	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	対口	神奈川県			4人	R8. 8. 4	R8. 8. 7	4								4	4	4	4																														
	対口	神奈川県			4人	R8. 8. 7	R8. 8. 13												4	4	4	4	4	4	4																								
4	中央区役所	福祉課	り災証明書	住家り災証明書発行・交付	8人	R8. 8. 3	R8. 8. 31	16							8	8	8	8	8	8	8	8	8	8	8	8	8	8	8	8	8	8	8	8	8	8	8	8	8	8	8	8	8	8	8	8	8	8	
	確定数							8	0	0	0	0	0	0	4	4	4	4	4	4	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0		
	指定	静岡市			4人	R8. 8. 3	R8. 8. 7	8							4	4	4	4	4	4																													
5	東区役所	総務企画課	り災証明書	罹災証明書発行	3人	R8. 8. 6	R8. 8. 30											3	3	3	3	3	3	3	3	3	3	3	3	3	3	3	3	3	3	3	3	3	3	3	3	3	3	3	3	3	3		
	確定数							4	0	0	0	0	0	0	2	2	2	2	2	2	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0		
	指定	新潟市	北区分の2人を移動		2人	R8. 8. 3	R8. 8. 8	4							2	2	2	2	2	2																													
6	西区役所	福祉課	り災証明書	住家り災証明書発行・交付	5人	R8. 7. 30	R8. 8. 31	30			5	5	5	5	5	5	5	5	5	5	5	5	5	5	5	5	5	5	5	5	5	5	5	5	5	5	5	5	5	5	5	5	5	5	5	5	5		
	確定数							4	0	0	0	0	0	0	2	2	2	2	2	2	0	2	4	4	4	4	4	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2		
	応援	高槻市			2人	R8. 8. 3	R8. 8. 7	4							2	2	2	2	2																														
	応援	高槻市			2人	R8. 8. 10	R8. 8. 14																2	2	2	2	2																						
	指定	堺市			2人	R8. 8. 9	R8. 8. 31														2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2					
7	南区役所	福祉課	り災証明書	罹災証明書発行	16人	R8. 7. 30	R8. 8. 31	96			16	16	16	16	16	16	16	16	16	16	16	16	16	16	16	16	16	16	16	16	16	16	16	16	16	16	16	16	16	16	16	16	16	16	16	16	16		
	確定数							48	0	0	0	3	6	8	13	18	18	18	23	14	10	14	14	14	14	9	9	9	9	5	5	5	5	5	5	5	5	5	5	5	5	5	5	5	5	5	3		
	応援	松山市			3人	R8. 7. 31	R8. 8. 31	15				3	3	3	3	3	3	3	3	3	3	3	3	3	3	3	3	3	3	3	3	3	3	3	3	3	3	3	3	3	3	3	3	3	3	3	3		
	指定	浜松市			2人	R8. 8. 2	R8. 8. 30	6						2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2			
	指定	仙台市			4人	R8. 8. 3	R8. 8. 7	8							4	4	4	4	4																														
	指定	新潟市			3人	R8. 8. 1	R8. 8. 8	12					3	3	3	3	3	3	3	3																													
	指定	新潟市	北区分の1人を移動		1人	R8. 8. 3	R8. 8. 8	2							1	1	1	1	1	1																													
	対口	神奈川県			5人	R8. 8. 4	R8. 8. 7	5									5	5	5	5																													
	対口	神奈川県			5人	R8. 8. 7	R8. 8. 13													5	5	5	5	5	5																								
	応援	東京都港区			4人	R8. 8. 10	R8. 8. 17																4	4	4	4	4	4	4	4																			
8	北区役所	総務企画課	り災証明書	罹災証明書発行	12人	R8. 7. 30	R8. 8. 30	72			12	12	12	12	12	12	12	12	12	12	12	12	12	12	7	7	7	7	7	7	7	7	7	7	7	7	7	7	7	7	7	7	7	7	7	7	7		
	確定数							34	0	0	0	0	10	10	7	7	7	7	7	7	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0			
	指定	新潟市			10人	R8. 8. 1	R8. 8. 2	20					10	10																																			
	指定	新潟市			7人	R8. 8. 3	R8. 8. 8	14							7	7	7	7	7	7																													
り災証明関連								要望数（A）	252	0	0	33	33	33	33	60	60	60	63	63	63	63	63	58	58	58	58	58	58	58	58	58	58	58	58	58	58	58	58	58	58	58	58	58	58	58	55		
								確定数（B）	126	0	0	0	7	20	22	32	45	51	51	75	60	45	51	63	53	49	40	38	38	38	34	34	34	34	34	34	34	34	34	34	34	34	34	34	34	34	34	34	32
								不足数（A-B）	126	0	0	33	26	13	11	28	15	9	12	-12	3	18	7	-5	5	9	18	20	20	20	24	24	24	24	24	24	24	24	24	24	24	24	24	24	24	24	24	24	24

No.	局名	担当課名／応援都市名	業務名	業務内容	要望人数 ／派遣人数	始期	終期	延 べ	7/28	7/29	7/30	7/31	8/1	8/2	8/3	8/4	8/5	8/6	8/7	8/8	8/9	8/10	8/11	8/12	8/13	8/14	8/15	8/16	8/17	8/18	8/19	8/20	8/21	8/22	8/23	8/24	8/25	8/26	8/27	8/28	8/29	8/30	8/31						
9	南区役所	総務企画課	避難所運営	避難所における避難者の受け入れ	76人	R8. 7. 30	R8. 8. 31	456			76	76	76	76	76	76	76	76	76	76	76	76	76	76	76	76	76	76	76	76	76	76	76	76	76	76	76	76	76	76	76	76	76	76	76				
	確定数							167	0	0	0	10	20	24	41	72	75	78	71	54	47	47	44	44	44	44	34	34	34	34	34	34	34	34	26	26	26	26	26	26	20	20	20						
	応援	荒尾市			7人	R8. 7. 31	R8. 7. 31	7				7																																					
	応援	松山市			3人	R8. 7. 31	R8. 8. 31	15				3	3	3	3	3	3	3	3	3	3	3	3	3	3	3	3	3	3	3	3	3	3	3	3	3	3	3	3	3	3	3	3	3	3	3			
	対口	堺市			2人	R8. 8. 1	R8. 8. 6	8					2	2	2	2	2	2																															
	対口	千葉市			8人	R8. 8. 4	R8. 8. 22	8								8	8	8	8	8	8	8	8	8	8	8	8	8	8	8	8	8	8	8	8														
	応援	総社市			8人	R8. 8. 1	R8. 8. 6	32					8	8	8	8	8	8																															
	対口	さいたま市			3人	R8. 8. 3	R8. 8. 6	6							3	3	3	3																															
	対口	さいたま市			3人	R8. 8. 6	R8. 8. 10											3	3	3	3	3																											
	対口	広島市			3人	R8. 8. 5	R8. 8. 7										3	3	3																														
	対口	広島市			10人	R8. 8. 8	R8. 8. 14													10	10	10	10	10	10	10																							
	対口	新潟市			7人	R8. 8. 1	R8. 8. 8	28					7	7	7	7	7	7	7	7																													
	応援	西予市			3人	R8. 8. 4	R8. 8. 31	3								3	3	3	3	3	3	3	3	3	3	3	3	3	3	3	3	3	3	3	3	3	3	3	3	3	3	3	3	3	3	3			
	対口	千葉県			10人	R8. 8. 3	R8. 8. 31	20							10	10	10	10	10	10	10	10	10	10	10	10	10	10	10	10	10	10	10	10	10	10	10	10	10	10	10	10	10	10	10	10	10		
	対口	堺市			6人	R8. 8. 7	R8. 8. 28												6	6	6	6	6	6	6	6	6	6	6	6	6	6	6	6	6	6	6	6	6	6	6	6	6						
	対口	大阪市			4人	R8. 8. 2	R8. 8. 31	12						4	4	4	4	4	4	4	4	4	4	4	4	4	4	4	4	4	4	4	4	4	4	4	4	4	4	4	4	4	4	4	4	4	4		
	対口	札幌市			4人	R8. 8. 3	R8. 8. 7	8							4	4	4	4	4	4																													
	対口	岡山市			20人	R8. 8. 4	R8. 8. 7	20									20	20	20	20																													
10	中央区役所	総務企画課	避難所運営	避難所における避難者の受け入れ	26人	R8. 7. 30	R8. 8. 31	156			26	26	26	26	26	26	26	26	26	26	26	26	26	26	26	26	26	26	26	26	26	26	26	26	26	26	26	26	26	26	26	26	26	26	26	26	26		
	確定数							38	0	0	0	0	0	0	14	24	24	24	24	24	24	24	24	24	24	24	24	24	24	24	24	24	24	24	24	24	24	24	24	14	14	14	14	14	10				
	指定	京都市			4人	R8. 8. 3	R8. 8. 30	8							4	4	4	4	4	4	4	4	4	4	4	4	4	4	4	4	4	4	4	4	4	4	4	4	4	4	4	4	4	4	4	4			
	指定	静岡市			10人	R8. 8. 3	R8. 8. 26	20							10	10	10	10	10	10	10	10	10	10	10	10	10	10	10	10	10	10	10	10	10	10	10	10	10	10	10	10	10	10	10	10	10		
	対口	埼玉県			10人	R8. 8. 4	R8. 8. 31	10								10	10	10	10	10	10	10	10	10	10	10	10	10	10	10	10	10	10	10	10	10	10	10	10	10	10	10	10	10	10	10	10		
11	東区役所	総務企画課	避難所運営	避難所における避難者の受け入れ	22人	R8. 7. 30	R8. 8. 31	132			22	22	22	22	22	22	22	22	22	22	22	22	22	22	22	22	22	22	22	22	22	22	22	22	22	22	22	22	22	22	22	22	22	22	22	22	22	22	22
	確定数							59	0	0	0	7	10	10	16	16	16	10	10	10	10	10	10	10	10	10	10	10	10	10	10	10	10	10	10	10	10	10	10	10	10	10	10	10	10	10	10	10	
	応援	海南市			6人	R8. 7. 31	R8. 8. 5	30				6	6	6	6	6	6																																
	指定	小国町			1人	R8. 7. 31	R8. 7. 31	1				1																																					
	指定	札幌市		※8/2夜間より南区へ変更	4人	R8. 8. 1	R8. 8. 2	8					4	4																																			
	対口	山梨県			10人	R8. 8. 3	R8. 8. 31	20							10	10	10	10	10	10	10	10	10	10	10	10	10	10	10	10	10	10	10	10	10	10	10	10	10	10	10	10	10	10	10	10	10		
13	西区役所	総務企画課	避難所運営	避難所における避難者の受け入れ	16人	R8. 7. 30	R8. 8. 31																																										

No.	局名	担当課名／応援都市名	業務名	業務内容	要望人数 ／派遣人数	始期	終期	延 べ	7/28	7/29	7/30	7/31	8/1	8/2	8/3	8/4	8/5	8/6	8/7	8/8	8/9	8/10	8/11	8/12	8/13	8/14	8/15	8/16	8/17	8/18	8/19	8/20	8/21	8/22	8/23	8/24	8/25	8/26	8/27	8/28	8/29	8/30	8/31				
15	中央区役所	保健こども課	保健師活動	健康調査等	12人	R8. 7. 30	R8. 8. 31	72			12	12	12	12	12	12	12	12	12	12	12	12	12	12	12	12	12	12	12	12	12	12	12	12	12	12	12	12	12	12	12	12	12	12	12		
	確定数							23	0	0	0	0	4	4	4	11	11	14	14	14	14	14	14	14	14	14	14	14	11	11	11	11	11	11	11	11	11	7	7	3	3	3	3				
	指定	札幌市		保健師	2人	R8. 8. 6	R8. 8. 16											2	2	2	2	2	2	2	2	2	2																				
	指定	札幌市		事務職／巡回補助	1人	R8. 8. 6	R8. 8. 16											1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1																			
	指定	広島市		保健師	2人	R8. 8. 4	R8. 8. 31	2								2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2				
	指定	広島市		事務職／巡回補助	1人	R8. 8. 4	R8. 8. 31	1								1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1				
	指定	静岡市		保健師	3人	R8. 8. 4	R8. 8. 27	3								3	3	3	3	3	3	3	3	3	3	3	3	3	3	3	3	3	3	3	3	3	3	3	3	3							
	指定	静岡市		事務職／巡回補助	1人	R8. 8. 4	R8. 8. 27	1								1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1							
	指定	京都市		保健師	3人	R8. 8. 1	R8. 8. 25	12					3	3	3	3	3	3	3	3	3	3	3	3	3	3	3	3	3	3	3	3	3	3	3	3	3	3									
	指定	京都市		事務職／巡回補助	1人	R8. 8. 1	R8. 8. 25	4					1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1									
16	東区役所	保健こども課	保健師活動	避難所の環境・健康支援及び保健衛生活動	6人	R8. 7. 30	R8. 8. 30	36			6	6	6	6	6	6	6	6	6	6	6	6	6	6	6	6	6	6	6	6	6	6	6	6	6	6	6	6	6	6	6	6	6	6	6	6	
	確定数							21	0	0	0	0	0	7	7	7	7	10	10	10	10	10	8	8	8	8	8	8	8	8	8	8	8	7	7	7	7	7	7	7	0	0	0	0			
	指定	北九州市		保健師	2人	R8. 8. 2	R8. 8. 27	6						2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2					
	指定	北九州市		事務職／巡回補助	1人	R8. 8. 2	R8. 8. 27	3						1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1								
	指定	北九州市		管理栄養士	1人	R8. 8. 11	R8. 8. 21																1	1	1	1	1	1	1	1	1	1															
	指定	名古屋市		保健師	2人	R8. 8. 6	R8. 8. 10											2	2	2	2	2	2																								
	指定	名古屋市		事務職／巡回補助	1人	R8. 8. 6	R8. 8. 10											1	1	1	1	1	1																								
	指定	堺市		保健師	2人	R8. 8. 2	R8. 8. 27	6						2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2						
	指定	堺市		事務職／巡回補助	2人	R8. 8. 2	R8. 8. 27	6						2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2						
12	東区役所	保健こども課	運転業務	保健師が避難所巡回する際の補助事務	3人	R8. 8. 3	R8. 8. 31	6							3	3	3	3	3	3	3	3	3	3	3	3	3	3	3	3	3	3	3	3	3	3	3	3	3	3	3	3	3	3	3	3	3
	確定数								0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0		
17	南区役所	保健こども課	保健師活動	避難所の環境・健康支援及び保健衛生活動	10人	R8. 7. 30	R8. 8. 30	60			10	10	10	10	10	10	10	10	10	10	10	10	10	10	10	10	10	10	10	10	10	10	10	10	10	10	10	10	10	10	10	10	10	10	10	10	10
	確定数							69	0	0	0	13	13	13	13	17	16	16	16	16	16	16	16	16	16	16	16	16	16	16	16	16	16	16	16	16	16	16	16	16	16	16	12	12	12		
	指定	福岡市		保健師	2人	R8. 7. 31	R8. 8. 31	10				2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2		
	指定	福岡市		事務職／巡回補助	2人	R8. 7. 31	R8. 8. 31	10				2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2		
	応援	宮崎市		保健師	2人	R8. 7. 31	R8. 8. 31	10				2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2		
	応援	宮崎市		意思	1人	R8. 7. 31	R8. 8. 4	5				1	1	1	1	1																															
	応援	宮崎市		栄養士	1人	R8. 7. 31	R8. 8. 31	5				1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1			
	応援	宮崎市		事務職／巡回補助	1人	R8. 7. 31	R8. 8. 31	5				1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1			
	指定	岡山市																																													

No.	局名	担当課名／応援都市名	業務名	業務内容	要望人数 ／派遣人数	始期	終期	延 べ	7/28	7/29	7/30	7/31	8/1	8/2	8/3	8/4	8/5	8/6	8/7	8/8	8/9	8/10	8/11	8/12	8/13	8/14	8/15	8/16	8/17	8/18	8/19	8/20	8/21	8/22	8/23	8/24	8/25	8/26	8/27	8/28	8/29	8/30	8/31						
19	都市建設局	住宅政策課	応急修理	被災した住宅の応急修理	6人	R8. 8. 15	R9. 7. 27																				6	6	6	6	6	6	6	6	6	6	6	6	6	6	6	6	6	6					
	確定数	※中長期の前の短期依頼							0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0					
20	都市建設局	住宅政策課	建設型応急住宅	被災者に対する建設型応急住宅の供与	2人	R8. 8. 15	R9. 8. 3																				2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2				
	確定数	※中長期の前の短期依頼							0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0					
21	都市建設局	市営住宅課	市営住宅復旧業務	市営住宅の災害復旧業務	4人	R8. 8. 15	R9. 8. 3																				4	4	4	4	4	4	4	4	4	4	4	4	4	4	4	4	4	4	4				
	確定数	※中長期の前の短期依頼							0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0					
22	都市建設局	市営住宅課	市営住宅復旧業務	市営住宅の災害復旧業務	2人	R8. 8. 15	R9. 8. 3																				2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2				
	確定数	※中長期の前の短期依頼							0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0					
23	都市建設局	住宅政策課	賃貸型応急住宅	被災者に対する賃貸型応急住宅の供与	10人	R8. 8. 15	R10. 7. 27																				10	10	10	10	10	10	10	10	10	10	10	10	10	10	10	10	10	10	10				
	確定数	※中長期の前の短期依頼							0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0					
住宅業務関連								要望数（A）		0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	24	24	24	24	24	24	24	24	24	24	24	24	24	24	24	24	24	24				
								確定数（B）		0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
								不足数（A-B）		0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	24	24	24	24	24	24	24	24	24	24	24	24	24	24	24	24
24	農水局	北東部基盤整備課	災害復旧業務	現地調査・工事発注	2人	R8. 8. 10	R9. 7. 31																2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2					
	確定数	※中長期の前の短期依頼							0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0					
25	農水局	西南部農業振興課	災害復旧業務	り災証明書受付・現地調査、災害復旧業務	2人	R8. 8. 10	R9. 3. 31																2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2					
	確定数	※中長期の前の短期依頼							0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0					
26	農水局	西南部基盤整備課	災害復旧業務	現地調査・工事発注	1人	R8. 8. 10	R9. 7. 31																1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1					
	確定数	※中長期の前の短期依頼							0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0					
農地復旧関連								要望数（A）		0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	5	5	5	5	5	5	5	5	5	5	5	5	5	5	5	5	5	5	5	5	5	5	5				
								確定数（B）		0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
								不足数（A-B）		0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	5	5	5	5	5	5	5	5	5	5	5	5	5	5	5	5	5	5	5	5	5
27	北区役所	総務企画課	災害廃棄物対策業務	災害ごみに係る減免受付、電話対応	2人	R8. 8. 3	R8. 8. 31	4							2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2				
	確定数								0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0					
災害ごみ関連								要望数（A）	4	0	0	0	0	0	0	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2			
								確定数（B）		0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
								不足数（A-B）	4	0	0	0	0	0	0	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2
総計								要望数（A）	1,366	0	0	217	217	217	217	249	249	295	298	298	298	298	298	298	298	298	298	298	298	322	322	322	322	322	322	322	322	322	322	322	322	322	322	322	322	322	299		
								確定数（B）	559	0	0	0	43	73	89	143	211	223	226	265	220	208	224	236	226	218	209	197	197	199	195	195	195	195	194	186	186	186	182	172	161	151	151	145					
								不足数（A-B）	807	0	0	217	174	144	128	106	38	72	72	33	78	90	74	62	72	80	89	125	125	123	127	127	127	128	136	136	136	140	150	161	171	171	154						

No.	局名	担当課名／応援都市名	業務名	業務内容	要望人数 ／派遣人数	始期	終期	延 べ	7/28	7/29	7/30	7/31	8/1	8/2	8/3	8/4	8/5	8/6	8/7	8/8	8/9	8/10	8/11	8/12	8/13	8/14	8/15	8/16	8/17	8/18	8/19	8/20	8/21	8/22	8/23	8/24	8/25	8/26	8/27	8/28	8/29	8/30	8/31						
99	先遣隊	災害対策本部	マネジメント業務					116	0	0	4	7	24	26	29	26	26	26	26	26	26	26	24	24	24	24	24	24	24	24	24	24	24	24	24	24	24	24	24	24	24	24	24	24	24	24			
	応援	松山市		※終期は仮置き	2人	R8. 7. 30	R8. 8. 31	12			2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2		
	応援	福井市			2人	R8. 7. 30	R8. 8. 2	8			2	2	2	2																																			
	応援	西予市			3人	R8. 7. 31	R8. 8. 3	12				3	3	3	3																																		
	政令	静岡市		※終期は仮置き	2人	R8. 8. 1	R8. 8. 31	8					2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2			
	政令	千葉市			2人	R8. 8. 1	R8. 8. 10	8					2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2																										
	政令	大阪市		※終期は仮置き	4人	R8. 8. 1	R8. 8. 31	16					4	4	4	4	4	4	4	4	4	4	4	4	4	4	4	4	4	4	4	4	4	4	4	4	4	4	4	4	4	4	4	4	4	4			
	政令	川崎市		※終期は仮置き	3人	R8. 8. 3	R8. 8. 31	6							3	3	3	3	3	3	3	3	3	3	3	3	3	3	3	3	3	3	3	3	3	3	3	3	3	3	3	3	3	3	3	3	3		
	対口	千葉県		※終期は仮置き	3人	R8. 8. 1	R8. 8. 31	12					3	3	3	3	3	3	3	3	3	3	3	3	3	3	3	3	3	3	3	3	3	3	3	3	3	3	3	3	3	3	3	3	3	3	3	3	
	対口	埼玉県		※終期は仮置き	2人	R8. 8. 1	R8. 8. 31	8					2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	
	対口	山梨県		※終期は仮置き	2人	R8. 8. 1	R8. 8. 31	8					2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	
	政令	堺市		※終期は仮置き	2人	R8. 8. 1	R8. 8. 31	8					2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	
	対口	東京都		※終期は仮置き	2人	R8. 8. 2	R8. 8. 31	6							2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2
	政令	仙台市		※終期は仮置き	2人	R8. 8. 3	R8. 8. 31	4								2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2

【対口支援】

1	東京都	受入先	業務名	業務内容	派遣人数	始期	終期	38	0	0	0	0	0	6	8	12	12	12	12	42	32	32	32	32	32	32	32	32	32	32	32	32	32	32	32	32	32	32	32	32	32	32	32	32	32	32	32	32	32	32	32	32	32	32	32	32	32	32	32	32	32	32	32	32	32	32	32	32	32	32	32	32	32	32	32	32	32	32	32	32	32	32	32	32	32	32	32	32	32	32	32	32	32	32	32	32	32	32	32	32	32	32	32	32	32	32	32	32	32	32	32	32	32	32	32	32	32	32	32	32	32	32	32	32	32	32	32	32	32	32	32	32	32	32	32	32	32	32	32	32	32	32	32	32	32	32	32	32	32	32	32	32	32	32	32	32	32	32	32	32	32	32	32	32	32	32	32	32	32	32	32	32	32	32	32	32	32	32	32	32	32	32	32	32	32	32	32	32	32	32	32	32	32	32	32	32	32	32	32	32	32	32	32	32	32	32	32	32	32	32	32	32	32	32	32	32	32	32	32	32	32	32	32	32	32	32	32	32	32	32	32	32	32	32	32	32	32	32	32	32	32	32	32	32	32	32	32	32	32	32	32	32	32	32	32	32	32	32	32	32	32	32	32	32	32	32	32	32	32	32	32	32	32	32	32	32	32	32	32	32	32	32	32	32	32	32	32	32	32	32	32	32	32	32	32	32	32	32	32	32	32	32	32	32	32	32	32	32	32	32	32	32	32	32	32	32	32	32	32	32	32	32	32	32	32	32	32	32	32	32	32	32	32	32	32	32	32	32	32	32	32	32	32	32	32	32	32	32	32	32	32	32	32	32	32	32	32	32	32	32	32	32	32	32	32	32	32	32	32	32	32	32	32	32	32	32	32	32	32	32	32	32	32	32	32	32	32	32	32	32	32	32	32	32	32	32	32	32	32	32	32	32	32	32	32	32	32	32	32	32	32	32	32	32	32	32	32	32	32	32	32	32	32	32	32	32	32	32	32	32	32	32	32	32	32	32	32	32	32	32	32	32	32	32	32	32	32	32	32	32	32	32	32	32	32	32	32	32	32	32	32	32	32	32	32	32	32	32	32	32	32	32	32	32	32	32	32	32	32	32	32	32	32	32	32	32	32	32	32	32	32	32	32	32	32	32	32	32	32	32	32	32	32	32	32	32	32	32	32	32	32	32	32	32	32	32	32	32	32	32	32	32	32	32	32	32	32	32	32	32	32	32	32	32	32	32	32	32	32	32	32	32	32	32	32	32	32	32	32	32	32	32	32	32	32	32	32	32	32	32	32	32	32	32	32	32	32	32	32	32	32	32	32	32	32	32	32	32	32	32	32	32	32	32	32	32	32	32	32	32	32	32	32	32	32	32	32	32	32	32	32	32	32	32	32	32	32	32	32	32	32	32	32	32	32	32	32	32	32	32	32	32	32	32	32	32	32	32	32	32	32	32	32	32	32	32	32	32	32	32	32	32	32	32	32	32	32	32	32	32	32	32	32	32	32	32	32	32	32	32	32	32	32	32	32	32	32	32	32	32	32	32	32	32	32	32	32	32	32	32	32	32	32	32	32	32	32	32	32	32	32	32	32	32	32	32	32	32	32	32	32	32	32	32	32	32	32	32	32	32	32	32	32	32	32	32	32	32	32	32	32	32	32	32	32	32	32	32	32	32	32	32	32	32	32	32	32	32	32	32	32	32	32	32	32	32	32	32	32	32	32	32	32	32	32	32	32	32	32	32	32	32	32	32	32	32	32	32	32	32	32	32	32	32	32	32	32	32	32	32	32	32	32	32	32	32	32	32	32	32	32	32	32	32	32	32	32	32	32	32	32	32	32	32	32	32	32	32	32	32	32	32	32	32	32	32	32	32	32	32	32	32	32	32	32	32	32	32	32	32	32	32	32	32	32	32	32	32	32	32	32	32	32	32	32	32	32	32	32	32	32	32	32	32	32	32	32	32	32	32	32	32	32	32	32	32	32	32	32	32	32	32	32	32	32	32	32	32	32	32	32	32	32	32	32	32	32	32	32	32	32	32	32	32	32	32	32	32	32	32	32	32	32	32	32	32	32	32	32	32	32	32	32	32	32	32	32	32	32	32	32	32	32	32	32	32	32	32	32	32	32	32	32	32	32	32	32	32	32	32	32	32	32	32	32	32	32	32	32	32	32	32	32	32	32	32	32	32	32	32	32	32	32	32	32	32	32	32	32	32	32	32	32	32	32	32	32	32	32	32	32	32	32	32	32	32	32	32	32	32	32	32	32	32	32	32	32	32	32	32	32	32	32	32	32	32	32	32	32	32	32	32	32	32	32	32	32	32	32	32	32	32	32	32	32	32	32	32	32	32	32	32	32	32	32	32	32	32	32	32	32	32	32	32	32	32	32	32	32	32	32	32	32	32	32	32	32	32	32	32	32	32	32	32	32	32	32	32	32	32	32	32	32	32	32	32	32	32	32	32	32	32	32	32	32	32	32	32	32	32	32	32	32	32	32	32	32	32	32	32	32	32	32	32	32	32	32	32	32	32	32	32	32	32	32	32	32	32	32	32	32	32	32	32	32	32
---	-----	-----	-----	------	------	----	----	----	---	---	---	---	---	---	---	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----

No.	局名	担当課名／応援都市名	業務名	業務内容	要望人数 ／派遣人数	始期	終期	延 べ	7/28	7/29	7/30	7/31	8/1	8/2	8/3	8/4	8/5	8/6	8/7	8/8	8/9	8/10	8/11	8/12	8/13	8/14	8/15	8/16	8/17	8/18	8/19	8/20	8/21	8/22	8/23	8/24	8/25	8/26	8/27	8/28	8/29	8/30	8/31					
9	札幌市	受入先	業務名	業務内容	派遣人数	始期	終期	16	0	0	0	0	4	4	4	4	4	7	7	3	3	3	3	3	3	3	3	3	3	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0			
	札幌市1	南区役所総務企画課	避難所運営	避難所における避難者の受け入れ	4人	R8. 8. 3	R8. 8. 7								4	4	4	4	4																													
	札幌市2	東区役所総務企画課	避難所運営	避難所における避難者の受け入れ	4人	R8. 8. 1	R8. 8. 2						4	4																																		
	札幌市3	中央区役所保健こども課	保健師活動	健康調査等	2人	R8. 8. 6	R8. 8. 16											2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2																			
	札幌市4	中央区役所保健こども課	保健師活動	健康調査等	1人	R8. 8. 6	R8. 8. 16											1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1																			
10	仙台市	受入先	業務名	業務内容	派遣人数	始期	終期	12	0	0	0	0	0	0	0	6	6	6	6	6	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	
	仙台市1	南区役所福祉課	り災証明書	罹災証明書発行	4人	R8. 8. 3	R8. 8. 7								4	4	4	4	4																													
	仙台市2	先遣隊災害対策本部	マネジメント業務		0	2人	R8. 8. 3	R8. 8. 31							2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2		
11	さいたま市	受入先	業務名	業務内容	派遣人数	始期	終期	6	0	0	0	0	0	0	0	3	3	3	6	3	3	3	3	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	さいたま市1	南区役所総務企画課	避難所運営	避難所における避難者の受け入れ	3人	R8. 8. 3	R8. 8. 6								3	3	3	3																														
	さいたま市2	南区役所総務企画課	避難所運営	避難所における避難者の受け入れ	3人	R8. 8. 6	R8. 8. 10											3	3	3	3	3	3																									
12	千葉市	受入先	業務名	業務内容	派遣人数	始期	終期	16	0	0	0	0	2	2	2	10	10	10	10	10	10	10	10	8	8	8	8	8	8	8	8	8	8	8	8	8	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
	千葉市1	南区役所総務企画課	避難所運営	避難所における避難者の受け入れ	8人	R8. 8. 4	R8. 8. 22									8	8	8	8	8	8	8	8	8	8	8	8	8	8	8	8	8	8	8														
	千葉市2	先遣隊災害対策本部	マネジメント業務		0	2人	R8. 8. 1	R8. 8. 10					2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2																									
13	横浜市	受入先	業務名	業務内容	派遣人数	始期	終期		0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	10	10	10	10	10	10	10	10	10	10	10	10	10	10	10	10	10	10	10	10	10	10	10	10	10	10	10	10		
	横浜市1	財政局税制課	被害認定調査	被災家屋の被害認定調査	10人	R8. 8. 7	R8. 8. 31												10	10	10	10	10	10	10	10	10	10	10	10	10	10	10	10	10	10	10	10	10	10	10	10	10	10	10			
14	川崎市	受入先	業務名	業務内容	派遣人数	始期	終期	6	0	0	0	0	0	0	0	3	3	7	7	7	7	7	7	7	7	3	3	3	3	3	3	3	3	3	3	3	3	3	3	3	3	3	3	3	3	3	3	
	川崎市1	西区役所総務企画課	避難所運営	避難所における避難者の受け入れ	4人	R8. 8. 5	R8. 8. 12											4	4	4	4	4	4	4	4																							
	川崎市2	先遣隊災害対策本部	マネジメント業務		0	3人	R8. 8. 3	R8. 8. 31							3	3	3	3	3	3	3	3	3	3	3	3	3	3	3	3	3	3	3	3	3	3	3	3	3	3	3	3	3	3	3			
15	相模原市	受入先	業務名	業務内容	派遣人数	始期	終期		0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	10	10	10	10	10	10	10	10	10	10	10	10	10	10	10	10	10	10	10	10	10	10	10	10	10	10		
	相模原市1	財政局税制課	被害認定調査	被災家屋の被害認定調査	10人	R8. 8. 9	R8. 8. 31													10	10	10	10	10	10	10	10	10	10	10	10	10	10	10	10	10	10	10	10	10	10	10	10	10				
16	新潟市	受入先	業務名	業務内容	派遣人数	始期	終期	80	0	0	0	0	20	20	20	20	20	20	20	20	20	20	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
	新潟市1	東区役所総務企画課	り災証明書	罹災証明書発行	2人	R8. 8. 3	R8. 8. 8								2	2	2	2	2	2																												
	新潟市2	南区役所福祉課	り災証明書	罹災証明書発行	3人	R8. 8. 1	R8. 8. 8						3	3	3	3	3	3	3	3																												
	新潟市3	南区役所福祉課	り災証明書	罹災証明書発行	1人	R8. 8. 3	R8. 8. 8							1	1	1	1	1	1	1																												
	新潟市4	北区役所総務企画課	り災証明書	罹災証明書発行	10人	R8. 8. 1	R8. 8. 2					10	10																																			
	新潟市5	北区役所総務企画課	り災証明書	罹災証明書発行	7人	R8. 8. 3	R8. 8. 8								7	7	7	7	7	7	7																											
	新潟市6	南区役所総務企画課	避難所運営	避難所における避難者の受け入れ	7人	R8. 8. 1	R8. 8. 8						7	7	7	7	7	7	7	7	7																											
17	静岡市	受入先	業務名	業務内容	派遣人数	始期	終期	40	0	0	0	0	2	2	16	20	20	20	20	16	16	16	16	16	16	16	16	16	16	16	16	16	16	16	16	16	16	16	16	16	6	2	2	2	2			
	静岡市1	中央区役所福祉課	り災証明書	住家り災証明書発行・交付	4人	R8. 8. 3	R8. 8. 7								4	4	4	4	4																													
	静岡市2	中央区役所総務企画課	避難所運営	避難所における避難者の受け入れ	10人	R8. 8. 3	R8. 8. 26								10	10	10	10	10	10	10	10	10	10	10	10	10	10	10	10	10	10	10	10	10	10	10	10	10									
	静岡市3	中央区役所保健こども課	保健師活動	健康調査等	3人	R8. 8. 4	R8. 8. 27									3	3	3	3	3	3	3	3	3	3	3	3	3	3	3	3	3	3	3	3	3	3	3	3	3	3							
	静岡市4	中央区役所保健こども課	保健師活動	健康調査等	1人	R8. 8. 4	R8. 8. 27									1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1								
	静岡市5	先遣隊災害対策本部	マネジメント業務		0	2人	R8. 8. 1	R8. 8. 31					2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2			
18	浜松市	受入先	業務名	業務内容	派遣人数	始期	終期	6	0	0	0	0	0	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	0			
	浜松市1	南区役所福祉課	り災証明書	罹災証明書発行	2人	R8. 8. 2	R8. 8. 30							2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2				
19	名古屋市	受入先	業務名	業務内容	派遣人数	始期	終期		0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	3	3	3	3	3	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
	名古屋市1	東区役所保健こども課	保健師活動	避難所の環境・健康支援及び保健衛生活動	2人	R8. 8. 6	R8. 8. 10											2	2	2	2	2																										
	名古屋市2	東区役所保健こども課	保健師活動	避難所の環境・健康支援及び保健衛生活動	1人	R8. 8. 6	R8. 8. 10											1	1	1	1	1	1																									
20	京都市	受入先	業務名	業務内容	派遣人数	始期	終期	24	0	0	0	0	4	4	8	8	8	8	8	8	8	8	8	8	8	8	8	8	8	8	8	8	8	8	8	8	8	8	8	8	4	4	4	4	4	0		
	京都市1	中央区役所総務企画課	避難所運営	避難所における避難者の受け入れ	4人	R8. 8. 3	R8. 8. 30								4	4	4	4	4	4	4	4	4	4	4	4	4	4	4	4	4	4	4	4	4	4	4	4	4	4	4	4	4					
	京都市2	中央区役所保健こども課	保健師活動	健康調査等	3人	R8. 8. 1	R8. 8. 25						3	3	3	3	3	3	3	3	3	3	3	3	3	3	3	3	3	3	3	3	3	3	3	3	3	3	3									
	京都市3	中央区役所保健こども課	保健師活動	健康調査等	1人	R8. 8. 1	R8. 8. 25						1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1									

No.	局名	担当課名／応援都市名	業務名	業務内容	要望人数 ／派遣人数	始期	終期	延 べ	7/28	7/29	7/30	7/31	8/1	8/2	8/3	8/4	8/5	8/6	8/7	8/8	8/9	8/10	8/11	8/12	8/13	8/14	8/15	8/16	8/17	8/18	8/19	8/20	8/21	8/22	8/23	8/24	8/25	8/26	8/27	8/28	8/29	8/30	8/31																																																																																																																																																																																																																																											
21	大阪市	受入先	業務名	業務内容	派遣人数	始期	終期	28	0	0	0	0	4	8	8	8	8	8	8	8	8	8	8	8	8	8	8	8	8	8	8	8	8	8	8	8	8	8	8	8	8	8	8	8	8	8																																																																																																																																																																																																																																								
	大阪市1	南区役所総務企画課	避難所運営	避難所における避難者の受け入れ	4人	R8. 8. 2	R8. 8. 31							4	4	4	4	4	4	4	4	4	4	4	4	4	4	4	4	4	4	4	4	4	4	4	4	4	4	4	4	4	4	4	4	4	4																																																																																																																																																																																																																																							
	大阪市2	先遣隊災害対策本部	マネジメント業務		4人	R8. 8. 1	R8. 8. 31						4	4	4	4	4	4	4	4	4	4	4	4	4	4	4	4	4	4	4	4	4	4	4	4	4	4	4	4	4	4	4	4	4	4	4	4																																																																																																																																																																																																																																						
22	堺市	受入先	業務名	業務内容	派遣人数	始期	終期	28	0	0	0	0	4	8	8	8	8	8	12	12	14	14	14	14	14	14	14	14	14	14	14	14	14	14	14	14	14	14	14	14	14	14	14	10	4	4	4	4																																																																																																																																																																																																																																						
	堺市1	西区役所福祉課	り災証明書	住家り災証明書発行・交付	2人	R8. 8. 9	R8. 8. 31														2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2																																																																																																																																																																																																																																						
	堺市2	南区役所総務企画課	避難所運営	避難所における避難者の受け入れ	2人	R8. 8. 1	R8. 8. 6						2	2	2	2	2	2																																																																																																																																																																																																																																																																				
	堺市3	南区役所総務企画課	避難所運営	避難所における避難者の受け入れ	6人	R8. 8. 7	R8. 8. 28												6	6	6	6	6	6	6	6	6	6	6	6	6	6	6	6	6	6	6	6	6	6	6	6	6	6	6	6	6	6																																																																																																																																																																																																																																						
	堺市4	東区役所保健こども課	保健師活動	避難所の環境・健康支援及び保健衛生活動	2人	R8. 8. 2	R8. 8. 27						2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2																																																																																																																																																																																																																																					
	堺市5	東区役所保健こども課	保健師活動	避難所の環境・健康支援及び保健衛生活動	2人	R8. 8. 2	R8. 8. 27						2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2																																																																																																																																																																																																																																				
	堺市6	先遣隊災害対策本部	マネジメント業務		2人	R8. 8. 1	R8. 8. 31						2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2																																																																																																																																																																																																																																			
23	神戸市	受入先	業務名	業務内容	派遣人数	始期	終期	6	0	0	0	0	0	0	0	3	3	13	13	13	10	10	10	10	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0																																																																																																																																																																																																																																			
	神戸市1	経済観光局商業金融課	り災証明書	り災証明書の発行・交付	10人	R8. 8. 5	R8. 8. 11											10	10	10	10	10	10	10																																																																																																																																																																																																																																																														
	神戸市2	北区役所総務企画課	保健師活動	避難所の環境・健康支援及び保健衛生活動	2人	R8. 8. 3	R8. 8. 7								2	2	2	2	2																																																																																																																																																																																																																																																																			
	神戸市3	北区役所総務企画課	保健師活動	避難所の環境・健康支援及び保健衛生活動	1人	R8. 8. 3	R8. 8. 7								1	1	1	1	1	1																																																																																																																																																																																																																																																																		
24	岡山市	受入先	業務名	業務内容	派遣人数	始期	終期	24	0	0	0	0	0	0	0	0	24	24	24	24	4	4	4	4	4	4	4	4	4	4	4	4	4	4	4	4	4	4	4	4	4	4	4	4	4	4	0	0	0	0																																																																																																																																																																																																																																				
	岡山市1	南区役所総務企画課	避難所運営	避難所における避難者の受け入れ	20人	R8. 8. 4	R8. 8. 7										20	20	20	20																																																																																																																																																																																																																																																																		
	岡山市2	南区役所保健こども課	保健師活動	避難所の環境・健康支援及び保健衛生活動	2人	R8. 8. 4	R8. 8. 28										2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2																																																																																																																																																																																																																																			
	岡山市3	南区役所保健こども課	保健師活動	避難所の環境・健康支援及び保健衛生活動	2人	R8. 8. 4	R8. 8. 28										2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2																																																																																																																																																																																																																																			
25	広島市	受入先	業務名	業務内容	派遣人数	始期	終期	3	0	0	0	0	0	0	0	0	3	6	6	6	13	13	13	13	13	13	13	3	3	3	3	3	3	3	3	3	3	3	3	3	3	3	3	3	3	3	3	3	3	3	3	3																																																																																																																																																																																																																																		
	広島市1	南区役所総務企画課	避難所運営	避難所における避難者の受け入れ	3人	R8. 8. 5	R8. 8. 7											3	3	3																																																																																																																																																																																																																																																																		
	広島市2	南区役所総務企画課	避難所運営	避難所における避難者の受け入れ	10人	R8. 8. 8	R8. 8. 14													10	10	10	10	10	10	10																																																																																																																																																																																																																																																												
	広島市3	中央区役所保健こども課	保健師活動	健康調査等	2人	R8. 8. 4	R8. 8. 31										2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2																																																																																																																																																																																																																																			
	広島市4	中央区役所保健こども課	保健師活動	健康調査等	1人	R8. 8. 4	R8. 8. 31										1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1																																																																																																																																																																																																																																			
26	福岡市	受入先	業務名	業務内容	派遣人数	始期	終期	44	0	0	0	8	8	8	8	12	8	8	8	12	8	8	8	8	4	4	4	4	4	4	4	4	4	4	4	4	4	4	4	4	4	4	4	4	4	4	4	4	4	4	4	4																																																																																																																																																																																																																																		
	福岡市1	経済観光局商業金融課	り災証明書	り災証明書の発行・交付	4人	R8. 7. 31	R8. 8. 4					4	4	4	4	4	4																																																																																																																																																																																																																																																																					
	福岡市2	経済観光局商業金融課	り災証明書	り災証明書の発行・交付	4人	R8. 8. 4	R8. 8. 8										4	4	4	4	4	4																																																																																																																																																																																																																																																																
	福岡市3	経済観光局商業金融課	り災証明書	り災証明書の発行・交付	4人	R8. 8. 8	R8. 8. 12													4	4	4	4	4																																																																																																																																																																																																																																																														
	福岡市4	南区役所保健こども課	保健師活動	避難所の環境・健康支援及び保健衛生活動	2人	R8. 7. 31	R8. 8. 31					2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2																																																																																																																																																																																																																																			
	福岡市5	南区役所保健こども課	保健師活動	避難所の環境・健康支援及び保健衛生活動	2人	R8. 7. 31	R8. 8. 31					2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2																																																																																																																																																																																																																																		
【指定都市】																																																																																																																																																																																																																																																																																						</

No.	局名	担当課名／応援都市名	業務名	業務内容	要望人数 ／派遣人数	始期	終期	延 べ	7/28	7/29	7/30	7/31	8/1	8/2	8/3	8/4	8/5	8/6	8/7	8/8	8/9	8/10	8/11	8/12	8/13	8/14	8/15	8/16	8/17	8/18	8/19	8/20	8/21	8/22	8/23	8/24	8/25	8/26	8/27	8/28	8/29	8/30	8/31																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																													
【その他相互協定等】																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																								

1 財政局の取組状況

① 住家被害認定調査

ア 事前調査

- ・被災家屋調査の準備として、7月29日から事前調査を実施し、7月31日をもって全区調査完了。
- ・中央区・東区・西区・北区においては、外壁の破損等の被害は見られるものの、大きな被害は確認できていない。
- ・南区において、富合町及び城南町を中心に住家の全壊、半壊等を多数確認。また、富合町の一部の地域では地盤被害を確認。（南区に被害が集中している状況。）

イ 被害認定調査

（申請受付件数）

- ・被害認定調査が必要なり災証明申請件数は、**8月3日現在 3,010件**。
内訳は下表のとおり。

	中央区	東区	西区	南区	北区	合計
申請件数	227件	335件	207件	1,997件	244件	3,010件

（対応状況）

- ・7月31日（金）被害認定調査を試験的に実施（システム入力等も不具合なし）
- ・8月1日（土）、2日（日）で体制整理（車両、資機材、人員など）
※南区のみ城南総合張所を拠点、他区は本庁舎を拠点に調査実施。
- ・3日（月）からローラー調査（南区域南の一部地域（約2,000戸））を開始【税務部職員30名】
- ・6日（木）から罹災申請に基づき南区を除く4区で個別調査を開始予定【経験者（他局応援、他都市応援）】
※南区はローラー調査が終わり次第、個別調査を開始予定
- ・被害認定調査結果の内訳は下表のとおり（8月3日時点）

全壊	大規模半壊	中規模半壊	半壊	準半壊	一部損壊	被害無し	未分類	合計
4件	0件	1件	2件	13件	201件	0件	2,789件	3,010件

② 被災者支援状況

- ・市税の減免（個人市民税、固定資産税、事業所税）については、現在制度設計中。
- ・納税猶予、所得課税証明書等の税関係証明書の交付手数料免除については、現時点で申請なし。

③ 災害対応予算について

- ・予算の流用が必要な場合、財政担当へメールや電話等で連絡することで対応中。
- ・各局に公共施設の復旧費、避難所運営に要する経費等について照会中。

(被災状況)



内田町



富合町小岩瀬



美登里町



富合町菰江



富合町榎津



富合町平原



城南町宮地



城南町隈庄



城南町碓



城南町阿高



城南町今吉野



1 被害状況

別紙「文化市民局所管・関連施設一覧」、「熊本城被害状況まとめ」のとおり

2 対応状況

上記の別紙に記載

3 今後の対応

(1) 所管施設及びイベントの対応方針

【施設】

・当面の間休館

熊本城内、市民会館（改修工事のため休館中）、健軍文化ホール、横井小楠記念館・四時軒、小泉八雲熊本旧居、立田自然公園、北岡自然公園

・8月4日開館

男女共同参画センターはあもにい

・8月5日開館予定

田原坂西南戦争資料館、御馬下の角小屋、夏目漱石内坪井旧居、徳富記念園、リデル・ライト両女史記念館、後藤是山記念館、夏目漱石大江旧居、洋学校教師ジェーンズ邸、熊本藩川尻米蔵、三賢堂、現代美術館、くまもと工芸会館

【イベント延期又は中止】

・交通安全教室、親子金融教育セミナー

・ヒューマンライツ・シアター

・熊本城文化財修復検討委員会

・竹の丸特別公開

・熊本城復旧基本計画検証委員会

・上記施設のイベント など ※広報課報告済み

(2) 災害ボランティアセンターの設置

・8月4日に支援活動を開始

・8月4日にボランティアの参加受付を開始。 ※8/4 市長記者会見で発表

・くまもとアプリで県内市町村の災害ボランティア募集情報を掲載。 ※8/4 市長記者会見で発表

(3) 拠点避難所の設置

・被害の甚大な南区を除く4区の避難所について、避難者数が減少していること、また、避難所設置から1週間が経過し、衣類の洗濯等への配慮など避難所の生活環境の改善を行い、支援の充実を図るために拠点避難所を設置する。拠点避難所の設置は、8月9日（日）に実施予定。

・拠点避難所の設置にあたって、避難者への周知と意向調査を実施するとともに、各区等の職員がすべての避難所を巡回し、住まいに関する相談対応や災害ボランティアの紹介・ホテル避難やみなし仮設住宅等の説明などの生活再建に向けた支援を実施する。

(4) 避難所における男女共同参画の視点の啓発

・8月2日（日）～避難所巡回。避難所チェックシート、ピクトグラム表示の活用を依頼。性暴力啓発チラシ、女性相談ポケットティッシュの配布。生理用品、尿取りパットを女子トイレに設置。

・各区に、男女共同参画視点での避難所運営に向けチェックシート活用を依頼。また、分散備蓄倉庫の生理用品について設置を依頼。



4 その他

●所管業務の対応方針（BCP）の優先順位

通常業務の縮小又は停止

【継続】

- ・最低限必要な施設管理事務（文化財課）
- ・大劇マイナンバーカードセンター・住居表示は窓口を縮小して運営（戸籍住民課）

●被災者支援について

・各種証明書の交付手数料の免除、マイナンバーカード等の再交付手数料の免除、パスポートの発給手数料等の減免 ※支援メニュー第2版に掲載（戸籍住民課）

・賃貸アパートからの退去、住宅修理工事等事業者とのトラブルや不審な電話・訪問などに関する相談受付（消費者センター）

・災害時物資供給協定企業より物資調達（4件）、無償提供（2件）

・避難所の食事

夕食：弁当（協定企業に発注）

朝食等：パン（支援物資）

※8月4日からは熊本市宿泊支援事業を利用されている方へも提供

※弁当の提供・管理について、健康福祉局と連携し、管理栄養士から助言を受けている。

①市管理施設

被害施設等	北岡自然公園・妙解寺跡
被害状況	塀屋根部分の崩落



被害施設等	北岡自然公園・妙解寺跡
被害状況	石橋欄干の落下



被害施設等	北岡自然公園・妙解寺跡
被害状況	灯籠の転倒・損壊



被害施設等	北岡自然公園・妙解寺跡
被害状況	墓石のずれ



被害施設等	立田自然公園・泰勝寺跡
被害状況	灯籠の倒壊



被害施設等	立田自然公園・泰勝寺跡
被害状況	玉垣の倒壊



②指定管理施設

被害施設等	祖崇廟納骨堂
被害状況	燭台等の転倒



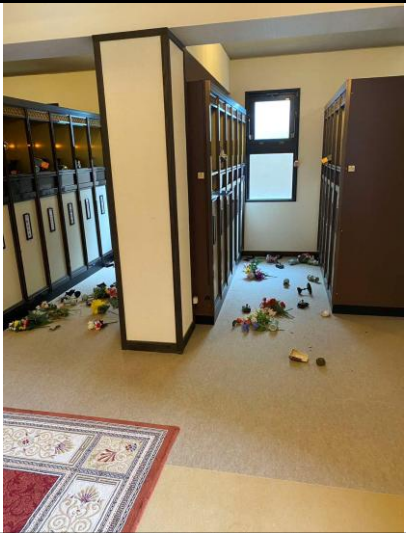
被害施設等	祖崇廟納骨堂
被害状況	造花等の落下・転倒



被害施設等	祖崇廟納骨堂
被害状況	墓碑の転倒



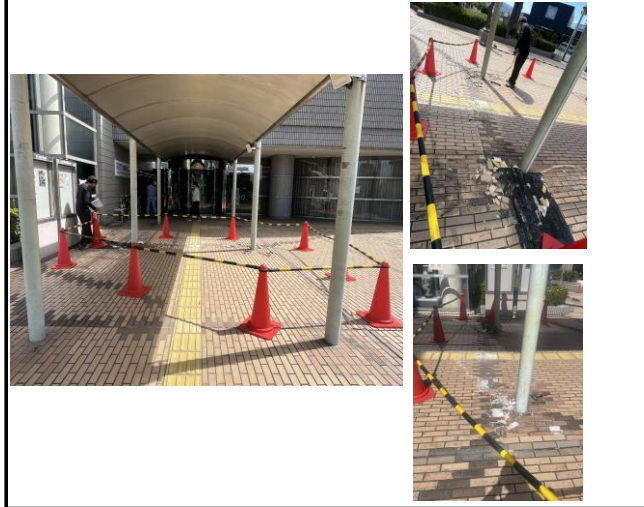
被害施設等	祖崇廟納骨堂
被害状況	造花等の落下



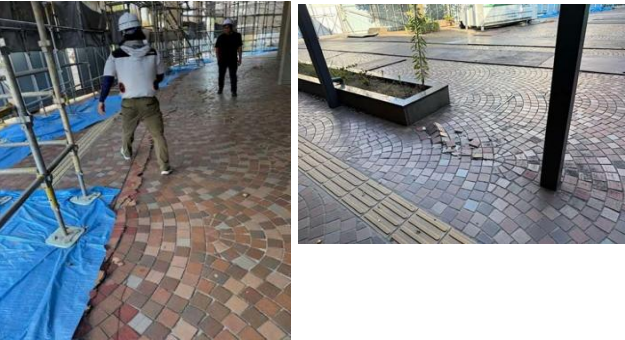
被害施設等	男女共同参画センターはあもにい
被害状況	コワーキングスペース天井ひび割れ



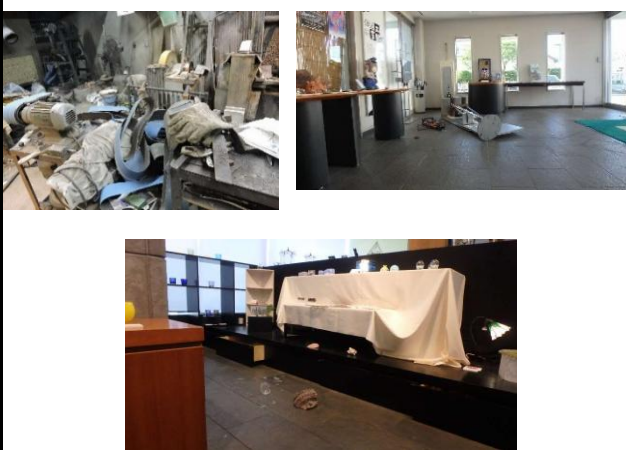
被害施設等	男女共同参画センターはあもにい
被害状況	正面玄関タイル



②指定管理施設

被害施設等	市民会館
被害状況	前庭タイル破損
	

被害施設等	健軍文化ホール
被害状況	ホール天井から落下物
	

被害施設等	くまもと工芸会館
被害状況	館内の破損
	

被害施設等	リデル、ライト両女史記念館
被害状況	壁のひび割れ、資料等の飛散
	

被害施設等	
被害状況	

被害施設等	
被害状況	

③記念館等

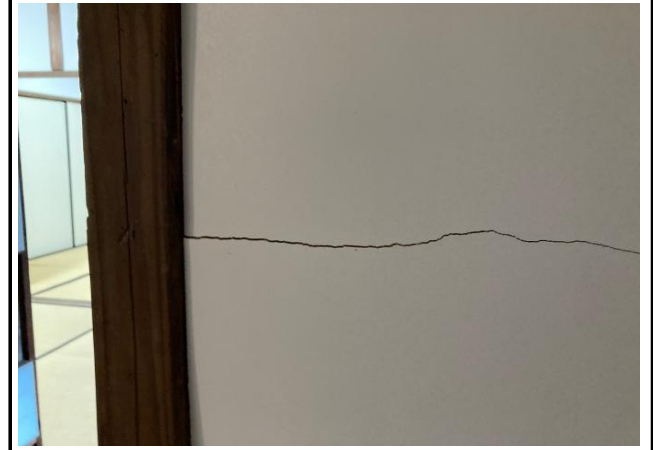
被害施設等	四時軒
被害状況	漆喰壁の崩落



被害施設等	横井小楠記念館
被害状況	横井小楠銅像の倒壊



被害施設等	夏目漱石内坪井旧居
被害状況	漆喰壁にひび



被害施設等	夏目漱石内坪井旧居
被害状況	庭園の石塔倒壊



被害施設等	小泉八雲熊本旧居
被害状況	壁漆喰の剥落



被害施設等	小泉八雲熊本旧居
被害状況	長押固定の外れ



④民間所有 指定文化財

被害施設等	大慈寺
被害状況	宝篋印塔の倒壊



被害施設等	大慈寺
被害状況	無銘層塔の倒壊



被害施設等	大慈寺
被害状況	木造釈迦如来坐像両脇侍立像の損傷及び転倒



被害施設等	吉田松花堂
被害状況	土蔵外壁に亀裂



被害施設等	吉田松花堂
被害状況	土蔵に亀裂



被害施設等	吉田松花堂
被害状況	主屋壁に亀裂



文化市民局 所管,関連施設一覧

	施設名	所管課 (関係課)	調査日	開館状況	負傷者有無 (ありorなし)	施設被害 (ありorなし)	被害等の詳細	対応状況	被害復旧の目途
1	マイナンバーカードセンター	戸籍住民課	7月28日	通常使用可	なし	なし			
2	マイナンバーセンター東区サテライト	戸籍住民課	7月30日	使用不可	なし	あり	施設の被災状況をサンビアン防災センターで巡回確認。施設内天井の一部破損。	7/28～8/31まで臨時休業	未定
3	ふれあい文化センター	ふれあい文化センター	7月28日	通常使用可	なし	なし	食器・コップ等の割れあり。		
4	植木ふれあい文化センター	人権政策課	7月28日	通常使用可	なし	なし			
5	あいぼーと	地域政策課	7月28日	通常使用可	なし	なし			
6	中央区公設公民館(3施設)	(生涯学習課)	7月28日	避難所開設中	なし	あり	【中央】1F～2F階段の壁にひび割れ、内壁にひび割れ・側面緑化に水漏れ・窓枠にひずみ【大江】内装材、設備などの剥がれや落下・室内壁のひび割れ		
7	東区公設公民館(3施設)	(生涯学習課)	7月28日	避難所開設中	なし	あり	【託麻】ホール天井開口部の枠のかけらが落下、図書室の書架の破損、内装材、設備などの剥がれや落下、【秋津】壁の亀裂、敷地内に地割れ、壁画タイル浮き、【東部】花器破損		
8	西区公設公民館(3施設)	(生涯学習課)	7月28日	避難所開設中	なし	あり	【花園】内装材の剥がれや落下、書架取付部分の壁破損、エアコンの不具合、外構タイルや建物設置面の破損		
9	南区公設公民館(6施設)	(生涯学習課)	7月28日	避難所開設中	なし	あり	【富合】ガラス割れ、天井からの水漏れ、玄関スロープ壁面コンクリートひび割れ、建物と基礎の間に隙間、彫刻・花器/書庫・時計破損、ホールの空調不能、【天明】一部基礎の損傷、タイルや土間コンクリートの剥がれ、【幸田】外壁タイルひび割れ、玄関スロープ付近地割れ、【南部】内装材、設備などの剥がれや落下、外装材、屋根材などの剥がれや落下、床タイル剥がれ、階段接続部に隙間、本棚損傷、【飽田】内装材、屋根材などの剥がれや落下、建物に接するコンクリートひび割れ、図書書棚倒壊破損、【城南】ロビーの空調配管の水漏れ、縁石のずれ、インターロッキングのずれ、外構の隆起・沈下		
10	北区公設公民館(4施設)	(生涯学習課)	7月28日	避難所開設中	なし	あり	【清水・北部・植木】内装材、設備などの剥がれや落下、【北部】蛍光灯と天井との間に隙間、【植木】床材の割れ、【清水】会議室天井隙間、玄関タイルひび割れ		
11	中央区地域コミセン(17施設)	地域政策課	7月28日		なし	あり	ホール天井のひび、空調故障、ドアの開閉不可等。		
12	東区地域コミセン(13施設)	地域政策課	7月28日		なし	あり	空調機の落下、茶碗・コップ等の割れあり。		
13	西区地域コミセン(14施設)	地域政策課	7月28日		なし	なし			
14	南区地域コミセン(12施設)	地域政策課	7月28日		なし	あり	エアコンからの水漏れ。室内のドアが開かなくなった。など。引き続き確認中。		
15	北区地域コミセン(20施設)	地域政策課	7月28日		なし	なし			
16	祖崇廟納骨堂	人権政策課	7月28日・29日		なし	あり	墓碑が位牌壇の中で転倒、造花等の落下。外観は目視では被害なし。	墓碑の転倒及び造花落下の復旧完了	
17	はあもにい	男女共同参画課	7月28日		なし	あり	正面玄関タイル破損、1階コワーキングスペースの天井ひび割れ	自動ドア故障(復旧済)、エレベーター故障(復旧済)	未定
18	熊本市民会館	文化政策課	7月28日		なし	あり	地下設備室で留め具破損、前庭のタイル破損,事務棟の中2階女子トイレ機械警備センサー破損、大ホール(客席)両側の壁面コンクリートはがれ多数		
19	熊本市現代美術館	文化政策課	7月28日		なし	あり	天井部から廊下に破片等の落ち	清掃等の対応済	
20	健軍文化ホール	文化政策課	7月28日		なし	あり	受水槽からの漏水、ホール天井裏のボルトやナット、コンクリート破片等が落下	受水槽からの漏水対応済	
21	くまもと工芸会館	文化政策課	7月28日		なし	あり	給水タンクの未作動、屋根瓦のズレ、エレベーター停止、会議室の天井部の一部が落下	エレベーターは業者に連絡済(順番待ちの状態)	
22	リデルライト両女史記念館	文化財課	7月28日	使用不可	なし	あり	壁にひび多数、ドアの開閉が不可	目視調査実施済み。現在休館中。今後の復旧について検討中。	8/5から開館予定
23	熊本城	熊本城総合事務所	7月28日	使用不可	なし	あり	石垣、構造物などの被害あり	目視調査実施済み。今後の復旧について検討中。	未定
24	田原坂西南戦争資料館	文化財課	7月28日	使用不可	なし	なし			8/5から開館予定
25	御馬下の角小屋	文化財課	7月28日	使用不可	なし	あり	漆喰壁クラック、取り合いひび割れ	目視調査実施済み。現在休館中。今後の復旧について検討中。	8/5から開館予定
26	夏目漱石内坪井旧居	文化財課	7月28日	使用不可	なし	あり	内壁漆喰にひび、園庭の石塔倒壊、馬丁小屋扉脱落、機械警備機器落下、洋室窓上部解放状態等	目視調査実施済み。現在休館中。今後の復旧について検討中。	8/5から開館予定
27	小泉八雲熊本旧居	文化財課	7月28日	使用不可	なし	あり	壁漆喰等剥落、長押固定のはずれにより障子に重量がかかり歪む、障子破れ	目視調査実施済み。現在休館中。今後の復旧・開館時期について検討中。	未定
28	徳富記念園	文化財課	7月28日	使用不可	なし	あり	【記念館】壁材の一部剥離、展示ケース損壊 【旧居】漆喰壁の一部剥離、浴室タイル剥がれ等	目視調査実施済み。現在休館中。今後の復旧について検討中。	8/5から開館予定
29	リデル、ライト両女史記念館	文化財課	7月28日	使用不可	なし	あり	壁にひび多数、ドアの開閉が不可	目視調査実施済み。現在休館中。今後の復旧について検討中。	8/5から開館予定
30	後藤是山記念館	文化財課	7月28日	使用不可	なし	あり	【記念館】本棚倒伏、展示物落下等 【旧居(淡成居)】玄関扉ゆがみ	目視調査実施済み。現在休館中。今後の復旧について検討中。	8/5から開館予定
31	夏目漱石大江旧居	文化財課	7月28日	使用不可	なし	あり	壁にひび多数	目視調査実施済み。現在休館中。今後の復旧について検討中。	8/5から開館予定
32	洋学校教師ジェーンズ邸	文化財課	7月28日	使用不可	なし	あり	壁にひび 照明器落下	目視調査実施済み。現在休館中。今後の復旧について検討中。	8/5から開館予定
33	石光真清生家	文化財課	7月28日	使用不可	なし	なし			8/5から開館予定
34	三賢堂	文化財課	7月28日	使用不可	なし	なし			8/5から開館予定
35	小島行在所	文化財課	7月28日	使用不可	なし	あり	外部漆喰ひび、ガラス割れ3枚	目視調査実施済み。今後の復旧について検討中。	8/5から開館予定
36	熊本藩外城蔵跡	文化財課	7月28日	使用不可	なし	あり	土壁一部剥落、避雷針同館金具ゆるみ、屋根筋交い損傷	目視調査実施済み。現在休館中。今後の復旧について検討中。	8/5から開館予定
37	四時軒	文化財課	7月28日	使用不可	なし	あり	漆喰壁の崩落、クラック複数、玄関扉・建具のズレ	目視調査実施済み。現在休館中。今後の復旧・開館時期について検討中。	未定
38	横井小楠記念館	文化財課	7月28日	使用不可	なし	あり	複数個所で地割れや破損、収蔵庫棚ズレ、クラック、資料の飛び出し(対応済)、高木第四郎像の転倒	目視調査実施済み。現在休館中。今後の復旧・開館時期について検討中。	未定
39	北岡自然公園	文化財課	7月28日	使用不可	なし	あり	石橋欄干の落下、塀の倒壊、墓石ズレ、下段の灯籠10基倒壊・その他のものズレや回転等(三つ御廟、山門、唐門は被害なし)	目視調査実施済み。現在休館中。今後の復旧・開館時期について検討中。	未定
40	立田自然公園	文化財課	7月28日	使用不可	なし	あり	灯籠・玉垣倒壊多数、四つ御廟外側囲いの木戸破損	目視調査実施済み。現在休館中。今後の復旧・開館時期について検討中。	未定
41	山伏塚	文化財課	7月29日	通常使用可	なし	あり	灯籠、地藏倒壊	目視調査実施済み。今後の復旧について検討中。	一部被害あるものの入園可能
42	叢柱園	文化財課	7月29日	通常使用可	なし	なし			
43	瑞巖寺	文化財課	7月29日	通常使用可	なし	あり	地藏堂前灯籠倒れ	目視調査実施済み。今後の復旧について検討中。	一部被害あるものの入園可能
44	大慈寺(民間施設)	(文化財課)	7月29日		なし	あり	永仁銘の層塔全体にずれ、宝篋印塔2基倒壊、門倒壊、霊屋基礎破損、無銘層塔倒壊、釈迦如来坐像ずれ、脇侍転倒、仏殿基礎破損、鎌倉仏寒巖象転倒、本堂等破損、その他石仏像の倒壊、ずれ	目視調査実施済み。今後の復旧について検討中。	未定
45	吉田松花堂	(文化財課)	8月1日		なし	あり	主屋の壁に亀裂、土蔵壁に亀裂、建具の変形、主屋と土蔵の接続部の崩壊ほか	目視調査実施済み。今後の復旧について検討中。	未定
46									
47									
48									
49									

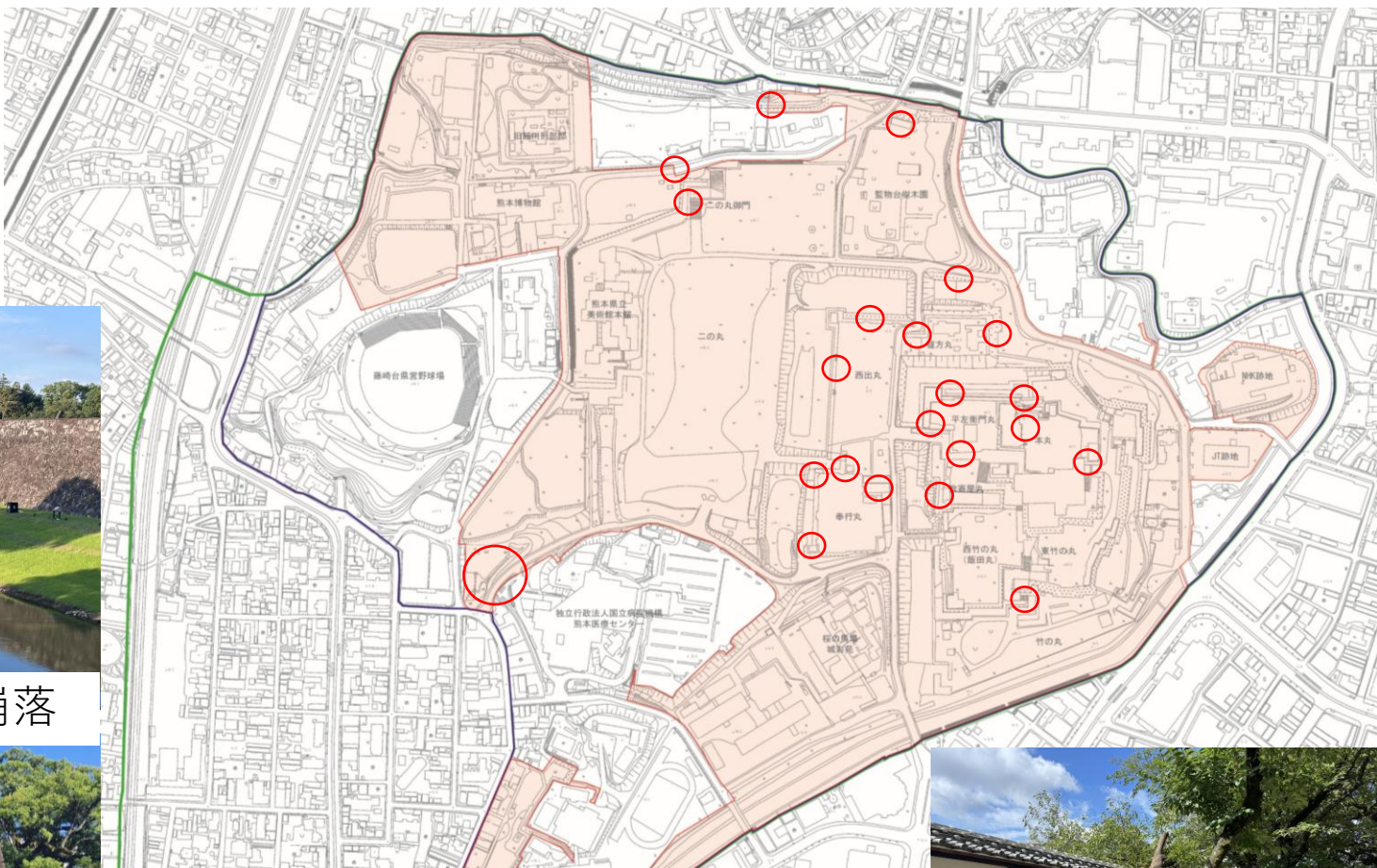
(R8. 8. 4 17時00分時点)



西出丸西側石垣 崩落



竹の丸石垣 崩落



- ・人的被害 → 来場者、スタッフ、工事関係者全員無事
- ・熊本城の営業 → 当面の間休園
- ・駐車場：桜の馬場バス駐車場、二の丸駐車場、三の丸第一駐車場、宮内駐車場は通常通り営業

・加藤神社入り口付近、棒庵坂は通行止め

- ・二の丸駐車場内の復興城主受付は7/31から再開
- ・復旧工事については現場の安全を確認のうえ順次再開予定
- ・こども文化会館～新堀橋間の市道について、8/4 7:30からこども文化会館側から三の丸駐車場まで通行可とする。



竹の丸 倒木
※7/30撤去済



加藤神社入口石垣 崩落



平左衛門丸石垣 崩落

・西出丸石垣ほか/崩落、変状等

【建造物被害】計11箇所
・天守閣ほか/土壁割れ等

【その他被害】 計 8 箇所
・清爽園法面／土砂崩れほか

令和8年(2026年)8月4日 正午時点

1 被害状況

(市有施設)

希望荘・・・建物の継ぎ目ズレ等

(民間施設)

①医療機関	80施設	水道管損傷等
②薬局	27施設	ライフライン障害等
③高齢者施設	258施設	停電・断水、建物被害等
④ささえりあ	1施設	漏水等
⑤障害福祉施設	91施設	停電・断水等
⑥救護施設	1施設	ガス停止



高齢者施設(施設内への被害)

2 対応状況と今後の対応

(1)被災状況等の情報収集

①医療機関

熊本県調整本部にリエゾンを派遣し、連携して県内の医療機関の情報収集。水・物資等の支援を実施。

②薬局

引き続き情報を収集し、必要な対応を行う。

③高齢者施設

被害程度が大きい南区の1施設(特別養護老人ホーム)については入所者52名を別施設に移送済。

④～⑥各施設

引き続き、各施設からの情報収集及び所管課からの現地確認等必要な対応を行う。



障害福祉施設(施設への被害)

(2)り災証明(住家)の被災者支援

・受付件数 3,716 件(窓口 2,586 件(未登録280件含む)、マイナ 1,130 件)8/3 終了時点
※詳細は別添のとおり

・8月8日(土)、9日(日)、11日(祝)について、り災証明申請の臨時窓口を各区福祉課、城南総合出張所に開設。

(3)熱中症対策

- ・避難所避難者、車中泊者等の熱中症対策のための物資を手配中。
- ・環境省の通知を受け、クーリングシェルター設置管理者へ積極的に開放するよう依頼。

(4)感染症・食中毒対策

- ・保健所チーム(感染症予防課・生活衛生課・食品保健課)で南区避難所を巡回中。
- ・避難所の感染対策・衛生環境(手洗い設備、トイレ、食品の保管状況等)の確認や助言。
- ・食中毒予防に関して、各避難所に対して弁当の消費期限の遵守、配布時までの適切な温度管理及びアレルギーの有無の確認について注意喚起を行った。
- ・炊き出しについての実施状況の確認を行い、食品衛生上の助言や指導を実施。

(5)令和8年熊本地震ペット救護本部(事務局:熊本県獣医師会)の設置

熊本県獣医師会、熊本県(健康危機管理課、熊本県動物愛護センター)、熊本市(動物愛護センターで構成するペット救護本部が本日8月4日設置。

①ペット同伴避難場所の状況

水前寺競技場(中央区水前寺 5 丁目)

・3世帯、犬2頭、猫6頭が避難中(8/3(月)17:00 時点)

・熊本市動物愛護推進協議会と連携し、動物病院医師による回診を実施。糞尿用のトレー等を貸与。

②九州動物学院(中央区本荘 6 丁目)

・授業開始のため8/2(日)で閉鎖

③火の君文化センター

・1 階ロビーに避難中の犬2頭にケージを貸出(7/31)

3 福祉避難所

(1)福祉避難所

・中央区避難者4世帯5名を福祉避難所(特別養護老人ホーム2施設、地域密着型1施設)で受入済。

(2)福祉こども避難所

・熊本かがやきの森支援学校0世帯となり、全員退去。

4 保健師等による巡回

要配慮者の健康観察を実施中。特に熱中症対策を強化。

8/3からは南区保健師チームに心理士も同行し、ストレスや悩み相談を行っている。

(1)巡回状況(8/3終了時点)

	避難者数	対応数	要配慮者
中央区 13か所	110	34	8
東区 11か所	66	29	13
西区 5か所	54	13	4
南区 18か所	296	29	14
北区 6か所	32	12	5



(2)巡回体制(8/4)

	保健師	薬剤師	歯科	栄養	事務	心理士	医師	合計
中央区	16		1		4			21
東区	6				3			9
西区	7		1	1				
南区	12	1	1	1	6	2	1	24
北区	12		1	2	3			18

※巡回体制には、宮崎市、松山市、京都市、北九州市、福岡市、静岡市、広島市、堺市、岡山市、神戸市、須崎市からの応援職員42名を含む。

5 入浴支援と宿泊支援

(1)入浴支援

・8月1日から入浴支援事業を市内の入浴施設23か所で開始。

・避難所に案内を掲示するとともに、在宅避難者や車中泊避難者も対象に実施。

・協力施設については随時追加予定。

(2)宿泊支援

・8月3日から避難生活(1次避難所・車中泊・在宅避難)が困難な方で、希望される方に市内宿泊施設を提供(2次避難)し、健康状態の悪化の防止や避難生活と自宅再建の両立等を支援する。

・宿泊施設の提供にあたっては、まず、高齢者・障がい者・妊産婦など要配慮者を優先し、それ以外の希望される方についても施設の空室状況に応じて順次案内する。

- ・宿泊施設入所状況7世帯13人が4施設に入所(8月4日時点)。

6 被災者支援制度

別添一覧表のとおり

7 その他

- ・義援金に係る口座受付を7月31日開始、募金箱は各区及び東京事務所設置済。
- ・DPAT(災害派遣精神医療チーム)派遣による、要支援者(精神)の選定を実施中。
- ・熊本市鍼灸マッサージ師会から施術の申出があり、明日8月5日19時から天明まちづくりセンター(避難者数:約20人)を訪問し、無料で施術を実施予定。
- ・各区保護課で保護受給世帯の安否確認中(中国残留邦人の安否確認済 7/29)

05-1 令和8年熊本地震 り災証明申請・発行状況

■ り災証明書申請件数・発行件数

2026年8月3日終了時点 速報値

	中央区	東区	西区	南区	北区	合計
窓口申請	163	289	195	1,765	174	2,586
発行済	100	141	77	312	76	706
電子申請	164	187	89	544	146	1,130
発行済	0	0	0	0	0	0
総申請件数	327	476	284	2,309	320	3,716
発行済	100	141	77	312	76	706
発行済割合	30.6%	29.6%	27.1%	13.5%	23.8%	19.0%

※窓口申請件数にはシステム未登録280件も含む(内訳:南区280件)

※発行済分は、即日発行を希望した判断を要しない一部損壊のみ。

05-2 健康福祉局被災者支援メニューリスト(令和8年熊本地震)

No.	支援メニュー名	支援概要	実施状況
1	り災証明書(住家)の発行	被災者からの申請に基づき、住家の被害認定調査等を実施し、調査結果に応じた「り災証明書」を交付	受付中
2	被災届出証明書(住家以外の被害)	り災証明書の対象とならない建物や家財などについて、被災の届出がなされたことを証明する被災届出証明書を交付	受付中
3	災害弔慰金	死亡された方(審査委員会において、災害関連死と認められた方を含む)のご遺族に対し、災害弔慰金を支給	受付中
4	災害障害見舞金	重度の障害を負った方(審査委員会において、災害により重度の障がいを受けたと認められた方を含む)に、災害障害見舞金を支給	受付中
5	災害見舞金(市独自)	重傷を負った方及び住家に一定以上の被害を受けた方に、災害見舞金を支給	受付中
6	災害援護資金貸付	世帯主に負傷又は住居・家財に損害があった世帯のうち、所定の要件を満たす世帯の世帯主に対し災害援護資金を貸し付け	準備中
7	被服、寝具その他生活必需品の支給	被災された方に、被服、寝具その他生活必需品の支給	準備中
8	国民健康保険料の減免	国民健康保険の保険料について、被害状況に応じて減免	受付中
9	国民健康保険医療費の一部負担金(窓口負担)の還付	災害や失業など特別な理由により、収入が一定額以下になった場合は、申請により一部負担金(医療機関の窓口で支払う額)の減免や徴収猶予	受付中
10	後期高齢者医療保険料の減免	令和8年熊本地震により支払いが困難になった後期高齢者医療の保険料について、被害状況に応じて減免	受付中
11	後期高齢者医療制度一部負担金の減額・免除及び徴収猶予	令和8年熊本地震により支払いが困難になった一部負担金について減額・免除・徴収猶予	受付中
12	国民年金保険料の免除	令和8年熊本地震により支払いが困難になった一部負担金について減額・免除・徴収猶予	受付中
13	介護保険料の減免	災害等により住宅・家財等の財産について、著しい損害を受けたことが原因での納付が困難になった場合、申請により介護保険料を減免	受付中
14	介護保険サービス利用料の減免	令和8年熊本地震に被災された方について、介護保険サービスの利用料(1～3割負担分)の減免	受付中
15	介護保険 特定福祉用具の再購入	令和8年熊本地震による家屋倒壊などにより使用できなくなった特定福祉用具の再購入に要する費用を支給	受付中
16	市民税の減免に伴う自立支援医療、補装具、日常生活用具給付事業の自己負担額の減額	自立支援医療等の給付事業を利用される方等で市民税減免を受けた場合に、減免後税額で利用者負担額を算出・減額	受付中
17	特別児童扶養手当などの災害特例措置	住宅・家財等の財産価格の概ね2分の1以上の損害を受けた場合、損害月から翌年7月までの当該手当を全額支給する特例措置	受付中
18	障がい者の福祉用具の再給付	家屋倒壊などにより使用できなくなった福祉用具の再給付	受付中

05-2 健康福祉局被災者支援メニューリスト(令和8年熊本地震)

No.	支援メニュー名	支援概要	実施状況
19	宿泊支援事業	宿泊施設への避難を希望される方を対象に市内宿泊施設を提供	受付中
20	無料入浴支援事業	自宅や避難所などで入浴することが困難な方を対象に協力施設での無料入浴支援	受付中
21	こころの健康相談	被災後の様々な心の不調や症状など、こころの健康に関する相談の電話・SNSでの対応	受付中
22	生活にお困りの方の相談	家計が苦しい等の生活維持が困難な場合に、ひとりで抱え込まないための生活自立支援センターでの相談への対応	受付中
23	感染症に関する相談	被災された方等からの感染症や避難所等での感染対策に関する相談への対応	受付中
24	食品に関する衛生相談	被災された方等からの食品の取扱い、保存方法、食中毒、被害を受けた食品関係施設の衛生管理等に関する相談への対応	受付中
25	事業者の施設、使用水、器具の消毒に関する衛生相談	熊本市内で営業を行う食品関係事業者等の施設、使用水、器具の消毒など食品に関する衛生相談への対応	受付中

令和 8 年（2026 年）8 月 4 日 15 時 時点

1 被害状況

（1）人的被害状況について

【市立保育園・中央児童発達支援ルーム】 施設数 1 施設（春日保育園）／20 施設

⇒職員 1 名：園児をかばい顔を負傷、受診済(軽傷)

園児 1 名：保護者へ引渡し、受診済(軽傷)

（2）施設被害状況について

【児童館・児童室】 被害施設数 4 施設／14 施設

（主な被害内容）外壁ひび・崩落、地盤沈下 他

（現在休館施設）城南児童館（8/4～一部開館）、大江児童室、五福児童室、託麻児童館、東部児童館、
秋津児童館、西部児童館、花園児童館、南部児童館、幸田児童館、天明児童室、清水児童館、
龍田児童館

※城南児童館以外の施設については、避難所開設に伴う休館。

【子育て支援センター・街なか子育て広場】 被害施設数 7 施設／19 施設

（主な被害内容）壁ひび、出入口扉脱落、建具のずれ 他

（現在休館施設）城南子育て支援センター

【こども文化会館】 被害施設数 1 施設／1 施設

（主な被害内容）外壁ひび、天井材破損 他

（現在休館施設）こども文化会館（8/4～一部開館）

【あいばる】 被害施設数 1 施設／1 施設

（主な被害内容）天井パネル剥離

（現在休館施設）なし

【市立保育園・中央児童発達支援ルーム】 被害施設数 14 施設／20 施設

（主な被害内容）園庭ひび 他

（現在休館施設）なし

【私立保育施設等】 被害施設数 103 施設／264 施設

（主な被害内容）壁ひび、パネル剥離 他

人的被害（骨折、擦過傷 他）

（現在休館施設）なし

【児童養護施設・乳児院・助産施設等】 被害施設数 0 施設／31 施設（民間施設）

（主な被害内容）なし

（現在休館施設）なし

城南児童館

こども文化会館



池上保育園

清水保育園

菱形保育園



2 対応状況と今後の対応

(1) 被災者支援制度について

【令和 8 年熊本地震被災者支援メニュー 掲載済み】

種別	支援メニュー
住まい再建	ひとり親家庭への貸付（住宅）
減免・猶予	保育料の減免
減免・猶予	熊本市母子父子寡婦福祉資金貸付の償還の猶予
減免・猶予	児童養護施設等・障害児入所施設の措置費負担金の減免
減免・猶予	未就学児を対象とした受け入れ
減免・猶予	児童扶養手当の災害特例措置
減免・猶予	市民税の減免に伴う小児慢性特定疾病医療支援の自己負担上限月額額の減額

(2) 施設利用について

・公立子育て支援センター全 10 カ所、私立子育て支援センター 8 カ所中 7 カ所を再開している。城南児童館、こども文化会館は館内一部を再開している。こども局 Instagram 等を通じて周知を行っていく。

(3) 幼児健診について

・各区役所保健こども課で実施する 1 歳 6 か月児及び 3 歳児健康診査については 8/7 まで中止。

(4) こどもホットラインの周知について

・ 8 月 4 日（火）避難者数の多い、南区の 3 避難所（火の君文化センター、城南老人福祉センター、アスパル富合）を巡回。こどもホットラインのポスター掲示や相談カード配布。

令和8年（2026年）8月4日14時 時点

1 被害状況

（所管施設）

- ・ 東部クリーンセンター → 2階休憩室の天井板の一部が落下、建物周辺の亀裂
- ・ 東部環境工場 → 水高架タンク破損（水漏れ）、ごみピット上部外壁側面破損
- ・ 西部環境工場 → 破碎機の故障
- ・ 東部交流センター → マンホール隆起、室内空調機ダクト損壊、外壁損傷

2 対応状況

- ・ 東部クリーンセンター、東部環境工場、東部交流センターは、復旧の目途は未定であるが長期にはならない見込み。
- ・ 西部環境工場の破碎機は使用を再開（引き続き修理は必要なため手配中）。

3 今後の対応

●被災者支援

（1）災害ごみの特別収集を実施（期間：7月29日（水）～）

【45ℓの袋に入る大きさのごみ】

燃えるもの・燃えないものに分けて、普段ご利用のごみステーションに通常のごみとは分けて出す。

【家電4品目（テレビ・冷蔵庫・洗濯機・エアコン）】

地震で被害を受けたものに限り無料で回収（ごみゼロコールに事前申込、大型ごみ処理券は不要）



（2）ごみ処理手数料の減免（期間：7月29日（水）～）

地震により発生した災害ごみ（災害が直接起因して発生したごみに限る）を市の処理施設に搬入する際の廃棄物処理手数料を減免（免除）

（3）ブロック、瓦等のがれき撤去（期間：7月30日（木）13時～）

【撤去の対象となるもの】

地震により発生したブロック、瓦等のがれき

※ただし、撤去のために解体作業が必要なものは除く。

(4) 事業所からの災害ごみの処分費用減免（期間：7月30日（木）～ ※事前相談が必要）

【減免の対象となる災害ごみ】

- ① 可燃性のごみ（リサイクルできないもの）
- ② 不燃性のごみ（埋立ごみ、業務で使用していた小型家電類など）
- ③ 業務で使用していた家電4品目（テレビ・冷蔵庫・洗濯機・エアコン）

(5) 飲用井戸水等の水質検査（期間：7月29日（水）から受付開始）

飲用している井戸に被害があった世帯に対して、無料で飲用井戸水の水質検査を実施。

8月3日現在、検査実施件数68件　うち、検査終了件数33件

※飲用不適の井戸使用者には、使用を控え、市販のミネラルウォーターや上下水道局の応急給水、民間事業者が提供する飲料用の災害用井戸の利用を案内している。

(6) 災害用井戸の協力依頼

協定を締結している全100社に被災状況の確認と協力依頼を実施、75事業所が提供可能な状況。
（提供できない理由は井戸の故障や敷地内の安全確保ができない等）

飲料用　提供　29事業所（中央区： 8、東区： 2、西区： 2、南区： 9、北区： 8）

生活用水提供　46事業所（中央区：14、東区：12、西区： 7、南区： 7、北区： 6）

※飲料用可否のための水質検査は完了

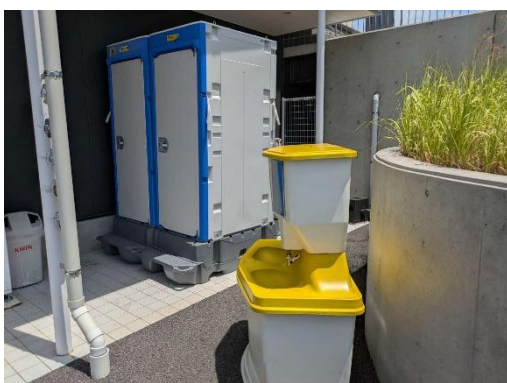


【左：災害用井戸】

(7) 仮設トイレ

城南地域の断水を踏まえ、7/29（水）に地域の避難所3か所（杉上小学校、火の君文化センター、城南老人福祉センター）に洋式仮設トイレを設置。

避難者数及び水道復旧の状況を踏まえ杉上小学校の2基は撤去。火の君文化センターは避難者数の増加を踏まえ5基から7基に増設。城南老人福祉センターは2基を維持。



4 その他

(1) 業務方針 (BCP)

【主な非常時優先業務・優先通常業務】

- ・ 廃棄物の特別収集
- ・ 環境工場におけるごみの受入
- ・ 廃棄物の減免処理
- ・ 井戸等の水質検査 等

※通常業務としての届出等の窓口受付業務等は実施

(2) 重油漏洩事故対応

7/28 (火) 南区美登里町で農業用重油タンク転倒事故発生 (約 900L 漏洩)

市及びタンク所有者により吸着マットを定期的に交換し流出防止対策を実施。

7/29 (水) タンク所有者により水路の重油をバキューム車にて回収。現時点で下流への流出なし。

7/30 (木) 新たな油の流出なし。今後、タンク所有者により油で汚染された土壌を撤去予定。

令和8年（2026年）8月4日 14時00分 時点

1 被害状況

※別紙のとおり

2 対応状況

- ・各所管施設の閉館状況については別紙参照。

※クロスポイントは、7月30日から入居者限定で利用を再開。ただし、不特定多数の来場者を対象とするイベント・セミナー等の開催は当面の間中止。

※くまもと森都心プラザは、8月3日から図書館（3Fのみ）、駅前子育てひろば（3F）及び学習室（4F）の利用を再開。8月4日から図書館（4F）も利用再開。

※熊本市動植物園は8月4日から通常開園。

- ・商業金融課内およびクロスポイントにて相談窓口を7月29日設置済み

※ 相談件数 8件（8月4日9時00分時点）

- ・7月30日から店舗・事業所等の「り災証明書」の申請受付を開始

※ 申請件数 400件 発行件数 336件（8月4日12時00分時点）

	中央区	東区	西区	南区	北区	計
申請数	201	46	37	90	26	400
発行数	182	38	32	58	22	332
発行割合	90.5%	82.6%	86.5%	64.4%	84.6%	83.0%

- ・市内企業等については、60団体 48企業に被害状況等を確認しているところ。従業員の負傷や建物損傷の声あり。

- ・市内各企業の営業状況については最終頁の一覧のとおり。

3 今後の対応

- ・火の国まつり及び江津湖花火大会は中止。

- ・熊本城に関連するイベントについては、「熊本城 REVIVAL2026」夏ノ彩～歩みの十燈～、城彩苑夜市、熊本城特別見学ツアー、熊本城ツアー“夏の陣”、竹の丸特別公開は中止。

- ・市内宿泊施設については、地震後の宿泊状況等に関するヒアリングを適宜実施中。

- ・くまもと森都心プラザの会議室等については、復旧次第、8月7日から順次利用再開予定。

- ・熊本城ホールは8月5日から再開予定。各催事の実施については主催者が個別に判断。

- ・スポーツ施設は8月5日から再開予定。（被害の大きい施設や避難所開設中の施設を除く）

- ・学校施設の夜間開放事業は安全確認・受入れ準備が出来次第、8月8日から順次利用再開予定。
（被害の大きい学校や避難所開設中の学校は除く）

4 その他

【車中泊の状況について】

- ・競輪場：8月3日をもって閉鎖。

- ・アクアドーム：76台のうち11台に避難者を確認（物資集積関係者の車両あり）

- ・可能な限りエコノミークラス症候群防止の声かけを実施。

【避難所等における物資の取扱いについて】

- ・ 国からのプッシュ支援については、早期に避難所へ届ける。
- ・ 物資集積センター開設後は、避難所からの要請に応じて必要な物資を供給する「プル型」に移行する。
- ・ 物資集積センターについて、8月1日10時に開設済。
- ・ 物資集積センターでの受入れや配送状況については、別添資料を参照。

【WOTA社の簡易シャワー器等について】

- ・ 7月31日、市総合体育館に搬入済（シャワー28台）
 ※8月4日時点でシャワー約150台、手洗器約20台搬入済、今後も順次搬入予定
 （並行して県南自治体の支援のため随時搬出中）
- ・ 8月1日、火の君文化センター避難所に2台設置済
 ⇒自衛隊のシャワーが稼働しているため、城南老人福祉センターへの移設を調整中

令和8年熊本地震における営業状況一覧（8.4調査） 14:00 時点

企業・店舗名	休業有無 (熊本市内エリア)	店舗再開及び休業状況	再開阻害要因	混雑・商品陳列等状況	その他
株式会社 ミスターマックス	無	全店舗営業 ※一部店舗にて営業制限あり	-	目立った混雑はなし。 店舗によっては、店頭で一部商品のみ販売、品薄により一部商品の個数制限あり	
株式会社 コスモス薬品	有	1店舗（城南店）以外の市内店舗営業再開 【休業中】城南店	建物被害	品薄になっている可能性は高いが、ニーズが高いと思われる商品（水・食料品・加工食品等）は、可能な範囲で多めに供給していく予定。	※県内120店舗中9店舗休業（再開未定）
株式会社 ゆめマート熊本	有	9店舗営業再開。 それ以外の市内4店舗休業（再開未定）。 【営業再開】城山店、清水店、水前寺駅店、武蔵ヶ丘店、帯山店、熊本新町店、近見店、新外店	建物被害	店舗において目立った混雑なし。 水・食料品については、市内を中心に需要が増加しているものの、現時点では供給は維持されている。一方、長期化した場合の安定供給については不透明である。 なお、パンについては、メーカー工場の製造停止により供給不足が生じている。	【休業中】龍田店、九品寺店、島崎店、えつ店（※改装のため5/4より休業）
株式会社 イズミ	有	3店舗営業再開 それ以外の市内3店舗休業（再開未定） 【営業再開】ゆめマート大江（7/31）サニー水前寺店、サニー桜木店	建物被害	交通状況により一部商品配送に影響あり。 SNSやHPにて休業・再開周知。	【休業中】ゆめタウンはません、ゆめタウンサンビアン、ゆめマート田崎
ダイノブ (株式会社 台信商店)	無	営業再開（閉店時間繰上げ営業）	-	目立った混雑はなし。 水・食料品については供給が維持されているが、パンについては、供給元である山崎製パンの工場被災に伴う製造停止により、供給不足が生じている。（再開に3ヶ月以上を要する。）	
イオン九州 株式会社	有	17店舗営業再開 それ以外の市内1店舗休業（再開未定） 【営業再開】（一部営業時間制限）（マックスバリュ）ココサダ、サンロード店、御幸館田店、国府店、帯山店、新託麻店、熊本北店、神水店、西熊本店、長瀬店、内坪井店、田崎店、（ザ・ビッグ）熊本南店、桜木店、川尻店、熊本東本町、新土河原店	建物被害	目立った混雑はないものの、一部の商品については品薄状態である。	【休業店舗】（マックスバリュ）新戸島店
株式会社 ロッキー	無	営業再開 （城南店、八代古閑中店については営業時間短縮）	-	目立った混雑はなし。 発災前の発注商品は届いてるが、今後メーカー側から発送される商品については不透明。	
株式会社 セブン-イレブン・ジャパン 南九州ゾーン	無	県内18店舗程度が休業（停電・断水の影響） ※宇城市と八代市による店舗被害大	建物被害	目立った混雑はなし。 供給は維持されている。しかし、パンについては、プライベートブランド商品の供給は維持されているものの、熊本県内の製パンメーカーの操業停止により全体的に品薄となっている。そのため、商品が陳列された後、短時間で完売する状況が見られる。	株式会社セブン-イレブン・ジャパンにて、被災地救援のため、支援物資のお届けと店頭募金による募金活動の実施（7/29～） 店内の清掃等のために他県より応援が来ている。
ウェッキー (協同組合植木ショッピングプラザ)	無	通常営業	-	目立った混雑はなし。	20～30本瓶が破損したほか、天井が一部崩落しているが営業に影響なし。
株式会社 鶴屋百貨店	無	通常営業 （フーディーワン4店舗含む） ※本館7階レストラン・時短営業（午前11時から午後7時）	-	目立った混雑はなし。 フードコート・地下店舗は、平時よりは多い。	※八代店のみ休業（再開未定）
アミュープラザくまもと (株式会社 JR熊本シティ)	無	8/3より営業再開（一部店舗を除く）	設備点検	目立った混雑はなし。	
サクラマチクマモト (九州産交ランドマーク 株式会社)	無	7/31～8/3まで商業エリアを時間短縮にて営業 8/4より通常営業（一部店舗休業あり）	-	目立った混雑なし。 ファミリーマートの食料品は品薄状況。	【8/4より再開】 (B1F)シュークリーム専門店 ウルル (R1F)Garden Cafe & Bar CRAIC 【休業】再開未定 (B1F)マクドナルド (3F)ハビタ

物資集積センターの状況

日付	受 入	配 送
8 / 1 (土)	●高知県須崎市：水500ml 9264本（386箱） ●プッシュ：水2L624本（104箱）、菓子パン840個、惣菜パン2160個	●南区避難所：水500ml 3408本（142箱）
8 / 2 (日)	●石川県七尾市：水2L 3420本（570箱）、簡易トイレ100個 ●プッシュ：Tシャツ他衣類 4580着（95箱）、ハンドソープ他生活用品 3112個（134箱）、モバイルバッテリー他電化製品 132個（4箱）	●全区避難所（56か所）：水2L 1266本（211箱）、菓子パン840個（70箱）、惣菜パン2160個（60箱）
8 / 3 (月)	●あいおいニッセイ同和損保：水500ml 480個（20箱）、簡易トイレ 500個(5箱)、生理用品 500個(1箱) おにぎり 250個(10箱)、ウェットティッシュ500個(1箱) ●新玉自動車：飲料150箱	●全区避難所(54か所)：スポーツドリンク500ml 1259本（72箱）、ゼリー1001個（76箱）、水500ml 133本、延長コード1個、ハンドソープ10個
8 / 4 (火)	●松山市：ブルーシート2500枚、スポットクーラー5台 ●有限会社イトウ：プラスチックコップ 1000 個(2箱)、ドリンクホルダー500個(2箱)、ドッグスリーブ4000枚(1箱)、ひらくし5000本(1箱) ●プル：パン3000個(365箱) ●NPO法人ブリアー：水2L50箱 お茶500ml240箱 ●株式会社伊藤園熊本支店：お茶480箱	●宇城市：ブルーシート1000枚 ●各区役所：ブルーシート900枚
8 / 5 (水)	●株式会社いけうち：ミストファン15台 ●DXホールディングス：水2L 660箱 ●福島県相馬市：水2L 436箱、非常時セット50箱	
8 / 6 (木)	●株式会社龍角散：服薬ゼリー 4万個、のど飴 75520個	
8 / 7 (金)	●NPO日本もったいない食品センター：軍手・タオル48箱 ●三和紙工株式会社：タオル 1400枚(30箱)、紙皿5箱	

経済観光局所管施設一覧

通番	施設名	施設電話番号	所管課	施設被害状況	被害概要 (被害ありの場合)	今後の対応① (被害復旧関係)	今後の対応② (開館状況、イベント実施予定等)	※被害ありの場合 復旧の目処について	備考
1	熊本市職業訓練センター	096-325-6947	雇用対策課	被害なし			8/1開館		2026/7/31 14:20更新 2026/8/3 9:00更新
2	熊本市事業内高等職業訓練校	096-366-2384	雇用対策課	被害なし			8/1開館		2026/7/31 14:20更新 2026/8/3 9:00更新
3	勤労者福祉センター	096-345-3511	雇用対策課	被害あり	体育室南側の高所に設置されたガラスブロック壁の目地材の一部が剥離・落下、施設外の歩行タイル割れ		当面の間、利用停止（閉鎖） 基本避難所	未定	2026/7/29 9:45報告 2026/7/31 14:20更新 2026/8/3 9:00更新 2026/8/4 11:30更新
4	計量検査所	096-369-0610	経済政策課 計量検査所	被害なし			通常通り		7/29 6:41報告 外壁剥がれなし、空調、水廻りも異常なし
5	流通情報会館	096-377-2091	商業金融課	被害あり	展示場の天井一部が落下	8/3落下物の回収及び安全点検実施	8/4開館 (展示場以外)	未定	2026/8/3 10:30更新
6	食品交流会館	096-245-5111	経済政策課	被害あり	多目的ホールの天井の一部がはがれる、自動ドアの故障		7/29閉館（当面の間臨時休館） 7/29料理教室中止 8/2西里校区夏まつり中止	未定	7/30 2:00追記 8/4 9:30追記
7	くまもと森都心プラザ	096-355-7400	起業・新産業支援課	被害あり	全館壁紙はがれ、モルタル割れ、エスカレーター1・2号機出入口金属板浮き上がり及び建物躯体に亀裂あり、空調・エスカレーター・エレベーター停止、ホール移動観覧席格納不可、3F・4F図書館内釣り看板破損等		クロスポイントについては、被害が軽微であったこと及び相談窓口を開設していることから7月30日から入居者限定で利用を再開（不特定多数の来場者を対象とするイベント・セミナー等については、当面の間中止）施設の安全が確認された3F図書館、駅前子育てひろば、4F学習室については、8/3から利用を再開。 8/4から4F図書館も利用を再開。	未定	8/4 17:00更新
8	峠の茶屋	096-328-2393	観光政策課	被害なし			7/29は閉鎖（内部の詳細確認を行う）当面の間、閉鎖	未定	8/3 10:22更新
9	わくわく座（観光案内所→城彩苑駐車場含む）	096-288-5600	観光政策課	被害あり	本館屋根瓦の落下、駐車車両3台に屋根の一部落下、館内壁亀裂、天井材一部落下、空調不調、飲食店におけるガス供給停止		7/29は閉鎖（当面の間、閉鎖）→当面の間、閉鎖 屋根及び館内の被害状況の詳細調査を検討中 危険個所の立ち入り制限 観光案内所は8/1から再開見込	未定	8/1 15:00更新
	城彩苑観光案内所	096-322-5060	観光政策課	被害あり	クロスひび割れ		安全確認後、8/1再開		8/4 10:45更新
	多目的交流施設（城彩苑観光案内所併設）	096-288-5600	観光政策課	被害あり	内装壁ひび割れ	修繕予定	当面の間、閉鎖	未定	8/4 11:12更新
10	熊本駅総合観光案内所	096-327-9500	観光政策課	被害なし			8/1再開見込		8/1 15:00更新
11	熊本城ホール	096-312-3737	誘致戦略課	被害あり	搬入・搬出用エレベーター内に12名幽閉されている→無事脱出 館内壁亀裂、空調不調などその他数か所の被害	利用停止中	8/5再開見込み	未定	8/3 9:30更新 被害状況は、休館後の詳細調査後に確認。安全面の問題なし。 ※休館中の主な催事 7/21～8/21 おどろきワンダーランド（展示ホール） 7/31～8/2 さらば青春の光（シビックホール） 8/1 吉川晃司コンサート（メインホール） 8/2 鈴木雅之コンサート（メインホール）※11/4に延期

経済観光局所管施設一覧

通番	施設名	施設電話番号	所管課	施設被害状況	被害概要 (被害ありの場合)	今後の対応① (被害復旧関係)	今後の対応② (開館状況、イベント実施予定等)	※被害ありの場合 復旧の目処について	備考
12	辛島公園地下駐車場	096-328-2923	誘致戦略課	被害あり	泡消火水槽のボールタップの異常	修繕予定	通常通り	未定	8/3 9:30更新
13	辛島公園地下自転車駐車場	096-328-2923	誘致戦略課	被害なし			通常通り		
14	辛島公園地下通路	096-328-2923	誘致戦略課	被害あり	漏水発生力所あり	修繕予定	通常通り	未定	8/3 9:30更新
15	熊本市動植物園	096-368-4416	動植物園	被害あり	・メリーゴーラウンド柱損傷 ・日本庭園灯籠倒壊 ・西門外側擁壁の一部損壊 ・アナグマ舎付近ポンプからの溢水 ・ゾウ舎、サイ舎、レッサーパンダ舎等における壁面・扉・軒等の破損 ・カビバラ舎及びゾウ観覧通路ガラスのひび割れ ・園内通路のクラック		当面の間、利用停止（閉鎖） →8月4日から通常開園。 被害状況の詳細調査を実施中。危険箇所への立入制限等の安全対策を実施し、応急措置及び復旧方法を検討中。	未定	8/4 9:00更新
16	熊本市総合体育館・青年会館	096-385-1010	スポーツ振興課	被害あり	・大体育室の天井が何枚か剥がれ落ち ・中体育室の天井 ・その他各所天井浮きあり	利用停止中	当面の間、利用停止（閉鎖）	未定	7/28 21:15更新（スポ振所管分） 7/29 15:14更新（スポ振所管分） 7/31 14:15更新（スポ振所管分）
17	明德グラウンド	096-328-2724	スポーツ振興課	被害なし		利用停止中	当面の間、利用停止（閉鎖） →8月5日～再開予定		8/4 9:00更新（スポ振所管分）
18	清水スポーツセンター	096-328-2724	スポーツ振興課	被害なし		利用停止中	当面の間、利用停止（閉鎖） →8月5日～再開予定		8/4 9:00更新（スポ振所管分）
19	龍田体育館	096-328-2724	スポーツ振興課	被害なし		利用停止中	当面の間、利用停止（閉鎖） →8月5日～再開予定		8/4 9:00更新（スポ振所管分）
20	新屋敷テニスコート	096-328-2724	スポーツ振興課	被害なし		利用停止中	当面の間、利用停止（閉鎖） →8月5日～再開予定		8/4 9:00更新（スポ振所管分）
21	河内グラウンド	096-328-2724	スポーツ振興課	被害なし		利用停止中	当面の間、利用停止（閉鎖） →8月5日～再開予定		7/29 10:08更新（スポ振所管分） 8/4 9:00更新（スポ振所管分）
22	熊本城公園テニスコート	096-328-2724	スポーツ振興課	被害なし		利用停止中	当面の間、利用停止（閉鎖） →8月5日～再開予定		8/4 9:00更新（スポ振所管分）
23	飽田公園運動施設	096-328-2724	スポーツ振興課	被害なし		利用停止中	当面の間、利用停止（閉鎖） →8月5日～再開予定		8/4 9:00更新（スポ振所管分）
24	天明体育館	096-328-2724	スポーツ振興課	被害なし		利用停止中	当面の間、利用停止（閉鎖） →8月5日～再開予定		7/31 15:30更新（スポ振所管分） 8/4 9:00更新（スポ振所管分）
25	天明グラウンド	096-328-2724	スポーツ振興課	被害あり	照明の根元部分に亀裂	利用停止中	当面の間、利用停止（閉鎖） →8月5日～再開予定	復旧済(7/31)	7/29 13:55更新（スポ振所管分） 7/31 9:00更新（スポ振所管分） 7/31 15:30更新（スポ振所管分） 8/4 9:00更新（スポ振所管分）
26	城山運動施設	096-328-2724	スポーツ振興課	被害あり	コートにひび割れ	利用停止中	当面の間、利用停止（閉鎖） →8月5日～再開予定	復旧済(7/31)	7/29 10:21更新（スポ振所管分） 7/31 9:00更新（スポ振所管分） 7/31 15:30更新（スポ振所管分） 8/4 9:00更新（スポ振所管分）
27	田原スポーツ公園グラウンド	096-328-2724	スポーツ振興課	被害なし		利用停止中	当面の間、利用停止（閉鎖） →8月5日～再開予定		8/4 9:00更新（スポ振所管分）
		096-328-2724	スポーツ振興課	被害なし		利用停止中	当面の間、利用停止（閉鎖） →8月5日～再開予定		8/4 9:00更新（スポ振所管分）
28	吉松スポーツ公園グラウンド	096-328-2724	スポーツ振興課	被害なし		利用停止中	当面の間、利用停止（閉鎖） →8月5日～再開予定		7/29 11:33更新（スポ振所管分） 8/4 9:00更新（スポ振所管分）
29	城山公園運動施設	096-328-2724	スポーツ振興課	被害なし		利用停止中	当面の間、利用停止（閉鎖） →8月5日～再開予定		8/4 9:00更新（スポ振所管分）

経済観光局所管施設一覧

通番	施設名	施設電話番号	所管課	施設被害状況	被害概要 (被害ありの場合)	今後の対応① (被害復旧関係)	今後の対応② (開館状況、イベント実施予定等)	※被害ありの場合 復旧の目処について	備考
30	富合雁回館	096-328-2724	スポーツ振興課	被害あり	①体育室（アリーナ）・二階観覧席 天井・壁付照明orスピーカー 落下箇所あり ②玄関ホール内下駄箱 倒壊し破損あり ③階段などタイル剥がれあり ④会議室 照明外れあり ⑤建屋周辺に地割れなどが発生 ⑥雁回館西側井戸より、水の吹き上がりあり（通常、人が立ち入る場所ではない） ⑦給水管破損(8/3)	利用停止中	当面の間、利用停止（閉鎖）	未定	7/28 21:15更新（スポ振所管分）
31	富合雁回公園	096-328-2724	スポーツ振興課	被害あり	停電 →2027/07/30 復電済み	利用停止中	当面の間、利用停止（閉鎖） →8月5日～再開予定	復旧済(7/30)	7/29 9:40更新（スポ振所管分） 7/30 15:44更新（スポ振所管分） 8/4 9:00更新（スポ振所管分）
32	富合屋外運動場	096-328-2724	スポーツ振興課	被害なし		利用停止中	当面の間、利用停止（閉鎖） →8月5日～再開予定		8/4 9:00更新（スポ振所管分）
33	高グラウンド	096-328-2724	スポーツ振興課	被害あり	木製遊具に亀裂	利用停止中	当面の間、利用停止（閉鎖） →8月5日～再開予定	未定	7/29 12:08更新（スポ振所管分） 8/4 9:00更新（スポ振所管分）
34	寺迫地区健康文化施設	096-328-2724	スポーツ振興課	被害なし		利用停止中	当面の間、利用停止（閉鎖） →8月5日～再開予定		7/29 9:55更新（スポ振所管分） 8/4 9:00更新（スポ振所管分）
35	熊本市田迎公園運動施設	096-379-6020	スポーツ振興課	被害あり	受水槽漏水	利用停止中	当面の間、利用停止（閉鎖） →8月5日～再開予定	未定	7/28 21:15更新（スポ振所管分） 8/4 9:00更新（スポ振所管分）
36	熊本市南部総合スポーツセンター	096-358-4311	スポーツ振興課	被害なし		利用停止中	当面の間、利用停止（閉鎖） →8月5日～再開予定		8/4 9:00更新（スポ振所管分）
37	熊本市総合屋内プール	096-358-2711	スポーツ振興課	被害あり	プール可動床に不具合が発生	利用停止中	当面の間、利用停止（閉鎖） 委託業者へ調査・復旧依頼中	調査・復旧依頼中	【車中泊_7/28 20:40時点】10台（67台中エンジン付き）、物資要望なし 【車中泊_7/29 0:30時点】21台（70台中エンジン付き） 【車中泊_7/29 9:26時点】11台・11名（48台中エンジン付き） 【車中泊_7/29 16:00時点】11台・12名（41台中エンジン付き） 【車中泊_7/30 9:35時点】1台・1名（55台中エンジン付き） 【車中泊_7/30 15:30時点】6台・7名（47台中エンジン付き） 【車中泊_7/31 14:15時点】4台・4名（39台中エンジン付き） 【車中泊_8/1 12:00時点】2台・2名（49台中エンジン付き） 【車中泊_8/2 13:00時点】9台・9名（79台中エンジン付き） 【車中泊_8/3 9:25時点】3台・3名（45台中エンジン付き） 【車中泊_8/4 9:00時点】7台・7名（56台中エンジン付き） 【車中泊_8/4 15:00時点】11台・15名（76台中エンジン付き） 8/4 15:00更新（スポ振所管分）
38	熊本市城南総合スポーツセンター	0964-28-7985	スポーツ振興課	被害あり	【体育館】 ①自動ドア破損 ②内外壁多数破損 ③建具破損 ④可動壁ズレ ⑤防煙垂れ壁ガラス割れ ⑥外部コンクリートスロープ等多数破損 ⑦置き屋根鉄骨柱脚部のベースコンクリート破損 【弓道場】 ⑧外壁割れ	利用停止中	当面の間、利用停止（閉鎖）	未定	7/29 16:51更新（スポ振所管分）
39	植木弓道場	096-328-2724	スポーツ振興課	被害あり	駐車場の壁に亀裂有り	利用停止中	当面の間、利用停止（閉鎖） →8月5日～再開予定	未定	7/29 11:22更新（スポ振所管分） 8/4 9:00更新（スポ振所管分）
40	北岡自然公園弓道場	096-328-2724	スポーツ振興課	被害あり	①壁は落下 ②塀沿いの地割れ ③女子トイレ壁落下 ④控室屋根部分 ⑤渡り廊下の建物接続部に1cm程度のズレ有り	利用停止中	当面の間、利用停止（閉鎖） →8月5日～再開予定	④復旧済(7/30) その他未定	7/28 21:15更新（スポ振所管分） 7/29 12:20更新（スポ振所管分） 7/29 14:03更新（スポ振所管分） 8/3 9:45更新（スポ振所管分） 8/4 9:00更新（スポ振所管分）

経済観光局所管施設一覧

通番	施設名	施設電話番号	所管課	施設被害状況	被害概要 (被害ありの場合)	今後の対応① (被害復旧関係)	今後の対応② (開館状況、イベント実施予定等)	※被害ありの場合 復旧の目処について	備考
41	武蔵塚武道場	096-328-2724	スポーツ振興課	被害なし		利用停止中	当面の間、利用停止（閉鎖） →8月5日～再開予定		8/4 9:00更新（スポ振所管分）
42	川尻武道館	096-328-2724	スポーツ振興課	被害あり	①断水中→復旧 ②舗装が下がっている箇所あり	利用停止中	当面の間、利用停止（閉鎖） →8月5日～再開予定	①復旧済(7/29) ②未定	7/29 9:46更新（スポ振所管分） 7/29 14:08更新（スポ振所管分） 8/4 9:00更新（スポ振所管分）
43	北部武道館	096-328-2724	スポーツ振興課	被害あり	・天井と壁の間に埋め込まれている石膏ボード（19×60cm）が四方八方で落下 ・畳・板にその破片が散乱 ・武道館玄関右の壁に、6～7本の亀裂あり	利用停止中	当面の間、利用停止（閉鎖） →8月5日～再開予定	未定	7/28 21:15更新（スポ振所管分） 8/4 9:00更新（スポ振所管分）
44	熊本市託麻スポーツセンター	096-388-6177	スポーツ振興課	被害なし		利用停止中	当面の間、利用停止（閉鎖） →8月5日～再開予定		8/4 9:00更新（スポ振所管分）
45	水前寺野球場	096-381-9323	スポーツ振興課	被害あり	エントランス、内部階段壁の意匠タイル欠落。 その他浮きあり。	利用停止中	当面の間、利用停止（閉鎖）	未定	7/29 14:51更新（スポ振所管分）
46	水前寺競技場	096-381-9323	スポーツ振興課	被害あり	多目的トイレの洗面台脱落 男子トイレ前の天井に浮きあり	利用停止中	当面の間、利用停止（閉鎖）	未定	7/28 21:15更新（スポ振所管分） 7/29 15:15更新（スポ振所管分）
47	熊本市植木中央公園	096-288-3343	スポーツ振興課	被害なし		利用停止中	当面の間、利用停止（閉鎖） →8月5日～再開予定		8/4 9:00更新（スポ振所管分）
48	清水新地野球場	096-328-2724	スポーツ振興課	被害あり	グラウンドに亀裂あり	利用停止中	当面の間、利用停止（閉鎖） →8月5日～再開予定	復旧済(7/31)	7/29 14:48更新（スポ振所管分） 7/31 9:00更新（スポ振所管分） 7/31 15:30更新（スポ振所管分） 8/4 9:00更新（スポ振所管分）
49	清水新地テニスコート	096-328-2724	スポーツ振興課	被害なし		利用停止中	当面の間、利用停止（閉鎖） →8月5日～再開予定		8/4 9:00更新（スポ振所管分）
50	北部公園運動施設	096-328-2724	スポーツ振興課	被害あり	グラウンドに亀裂あり	利用停止中	当面の間、利用停止（閉鎖） →8月5日～再開予定	復旧済(7/29)	7/29 15:07更新（スポ振所管分） 8/4 9:00更新（スポ振所管分）
51	今熊公園運動施設	096-328-2724	スポーツ振興課	被害なし		利用停止中	当面の間、利用停止（閉鎖） →8月5日～再開予定		8/4 9:00更新（スポ振所管分）
52	北部体育館	096-328-2724	スポーツ振興課	被害あり	東側の屋根の底部分が垂れてめくれている	利用停止中	当面の間、利用停止（閉鎖） →8月5日～再開予定	未定	7/29 9:35更新（スポ振所管分） 8/4 9:00更新（スポ振所管分）
53	明德体育館	096-328-2724	スポーツ振興課	被害あり	①軒天破損 ②壁ひび割れ（クラック） ③内壁タイルの浮き	利用停止中	当面の間、利用停止（閉鎖） →8月5日～再開予定	未定	7/31 9:00更新（スポ振所管分） 8/4 9:00更新（スポ振所管分）
54	植木総合スポーツセンター	096-273-0800	スポーツ振興課	被害あり	【管理人事務所】 ①管理人事務所入り口に亀裂 【武道場】 ②武道場基礎の部分に亀裂 ③トイレの壁のタイル破損 ④外玄関のタイル破損 ⑤屋内高窓の開閉ができない 【グラウンド】 ⑥グラウンド照明用電柱の埋め込み部コンクリートとグラウンド砂地との境に亀裂	利用停止中	当面の間、利用停止（閉鎖） →8月5日～再開予定	⑤復旧済(7/30) ⑥復旧済(7/31) その他未定	7/28 21:15更新（スポ振所管分） 7/29 16:57更新（スポ振所管分） 8/3 9:45更新（スポ振所管分） 8/4 9:00更新（スポ振所管分）
55	城南B & G海洋センター	0964-28-6928	スポーツ振興課	被害あり	①外部コンクリート階段等多数破損 ②建具破損 ③笠木破損 ④プール漏水 ⑤鉄鋼壁ブレース緩み ⑥靴箱破損	利用停止中	当面の間、利用停止（閉鎖）	未定	7/29 16:51更新（スポ振所管分）
56	塚原グラウンド	0964-28-3206	スポーツ振興課	被害あり	断水でトイレ使用不可（張り紙実施） →2026/07/30復旧済み →2026/7/31再度断水 →復旧済み	利用停止中	当面の間、利用停止（閉鎖） →8月5日～再開予定	復旧済(7/30) 再度断水(7/31)→ 復旧済み(7/31)	7/29 9:40更新（スポ振所管分） 7/30 13:49更新（スポ振所管分） 8/3 9:17更新（スポ振所管分） 8/3 13:55更新（スポ振所管分） 8/4 9:00更新（スポ振所管分）
57	江津湖サイクリングロード	096-328-2724	スポーツ振興課	被害なし					7/29 15:41更新（スポ振所管分）

経済観光局所管施設一覧

通番	施設名	施設電話番号	所管課	施設被害状況	被害概要 (被害ありの場合)	今後の対応① (被害復旧関係)	今後の対応② (開館状況、イベント実施予定等)	※被害ありの場合 復旧の目処について	備考
58	熊本競輪場	096-383-5215	競輪事務所	被害あり	・西側1,2F自動ドア故障 ・エレベーター揺れ感知により停止 ・メインスタンド屋外屋根浮き ・メインスタンド3F天井材散乱	利用停止中	7月31日より再開予定 (サービスセンターは当面の間、利用休止8/3再開)	・自動ドア故障： 7/29復旧済 ・エレベーター： 7/30復旧済 ・その他：8/9復旧見込	【車中泊_7/28 20:45時点】0台 【車中泊_7/29 0:20時点】3台7名 【車中泊_7/29 4:20時点】5台14名 【車中泊_7/29 9:30時点】0台 【車中泊_7/30 23:30時点】2台3名 【車中泊_7/30 9:30時点、15:00時点】0台 【車中泊_7/31 0:30時点】2台3名 【車中泊_7/31 9:30時点】0台 【車中泊_8/1 0:30時点】2台2名 【車中泊_8/1 13:00時点】0台 【車中泊_8/2 0:30時点】0台 【車中泊_8/2 13:00時点】0台 【車中泊_8/3 0:30時点】0台 【車中泊_8/3 9:00時点】0台 ※8/3 17:00をもって閉鎖
59	本庁舎8階フロア			被害あり	・ロッカーなど倒れている ・棚のものなど落下 ・防煙ガラスの落下、破損 →女子トイレの水が流れない →解消			未定	8/2更新

令和8年（2026年）8月4日（火）14時00分 時点

1 被害状況と対応状況について

① 農業用排水機場について

調査状況	・ 7月29日に市内すべての農業用排水機場39箇所を調査 ・ 8月1日夜間の地震後、南区の農業用排水機場22箇所を調査（結果：異常なし）
被害状況	自動運転に必要な不可欠である水位計の8箇所では異常（手動運転への切り換えにより運転は可能である。）
対応状況	6箇所では復旧完了。残りの2箇所は <u>8月5日（水）復旧予定。</u>

② 農道、農地、水路等について（写真①）

調査状況	・ 秋津、画図、富合、城南地区などを中心に市内全域を調査 ・ 8月1日夜間の地震を受け、城南地域のため池（3か所）の点検（結果：異常なし）
被害状況	・ 秋津地域で農道のひび割れ、水路護岸の破損、大豆圃場の地割れ ・ 画図地域で農道舗装板のひび割れ ・ 富合地域（平原・榎津）及び城南地域（碓・赤見）で排水路の護岸の破損 ・ 城南地域で新地ため池の堤体のひび割れ ・ 河内地域で農道において落石 ・ <u>松尾地域で園地において石垣の崩れ</u> ・ 天明地域でハウス設置ほ場において地下水が滲出 ・ <u>天明地域の六間堰で水門の遠隔制御システムの不具合（手動により運転可能）</u> ・ 御幸地域で農道のひび割れ、噴砂、水田の渇水
対応状況	・ 農道のひび割れについては仮修繕及び道路通行止め対応中 ・ 破損した水路の護岸に繋がる道路を通行止め ・ 城南地域の新地ため池については、安全水位までの水抜きが7月31日に完了 ・ 御幸地域の渇水については、 <u>8月3日からポンプを設置し給水開始</u> ・ 河内地域の落石については、 <u>8月4日に撤去し、通行止めを解除</u> ・ 引き続き被害状況の調査を行う
その他	・ 城南地域の農業集落排水施設について、数か所でマンホール周辺の路面沈下を確認したので、詳細を調査中。 <u>また、施設内での漏水を確認、原因調査中。</u>

【農地、農道、水路等の被害件数とりまとめ】

地域名	被害件数				被害状況	対応状況
	農地	農道	水路・ため池	合計		
秋津地域	4	25	7	36	○農地の地割れ:4件 ○農道のひび割れなど:土地改良区25件 ○水路の破損:市管理7件	○農地については経過観察 ○農道の仮復旧:2件 ○水路については排水能力が保たれているため対応なし
画図地域	0	5	0	5	○農道舗装板の破損:市管理5件	○農道の仮復旧:1件
富合地域	0	2	130	132 (前日比+7)	○農道の破損:市管理2件 ○水路の破損:市管理37件 土地改良区93件	○農道1件については、通行止め ○その他については、事業にて復旧予定
城南地域	0	7	85	92 (前日比+16)	○農道の破損:市管理4件 土地改良区3件 ○水路の破損:市管理6件 土地改良区76件 ○ため池:3件	○農道1件については、応急復旧済み ○その他については事業にて復旧予定
御幸地域	3	2	2	7	○農地の隆起:3件 ○農道のひび割れ、噴砂等:2件 ○水路の破損:2件	○事業にて復旧予定
河内地域	0	2	0	2	○農道への落石:2件	○落石撤去済、通行止め解除(8/4~)
松尾地域	0	0	1	1	○水路の破損:1件	○事業にて復旧予定
小島地域	0	0	2	2	○水路の破損:2件	○事業にて復旧予定
飽田地域	0	3	1	4	○農道の破損:3件 ○水路の破損:1件	○農道については、注意喚起措置済み ○水路については事業にて復旧予定
天明地域	1	1	2	4 (前日比+2)	○農地への地下水滲出:1件 ○農道の破損:1件 ○水路の破損:2件	○農道については、応急復旧済み
西南土地改良区 (松尾、小島、飽田、天明など)	0	10	51	61 (前日比+11)	○農道の破損:土地改良区10件 ○水路の破損:土地改良区51件	○軽微な損傷については、多面組織で補修予定
合計	8	47	281	346 (前日比+36)		

③ 農畜産物等について

調査状況	県、JA、市と連携し情報収集を実施
被害状況	・西区芳野地域で梨が落下し、 <u>52a</u> で被害 ・重油タンクの破損、転倒に起因する作物等への影響はなし
対応状況	・梨の被害量について調査中 ・引き続き被害状況の調査を行う

④ 農業生産施設等について (写真②)

調査状況	県、JA、市と連携し情報収集を実施
被害状況	・畜舎の傾斜及び畜舎付帯設備の一部損壊 ・農業用倉庫及び農業用機械の破損 ・飽田地域で野菜選果場の選果レーンや予冷库のシャッター等の破損 ・秋津地域及び富合地域でカントリーエレベーター等が一部損壊
対応状況	引き続き被害状況の調査を行う

⑤ 漁港について（写真③）

調査状況	市が管理する 3 漁港を調査
被害状況	舗装のひび割れなど確認できるが、大きな被害なし

⑥ 漁業施設について（写真③）

調査状況	海面 7 漁協、及び内水面 3 漁協等を調査 小島、川口の干潟漁場を調査（結果：影響なし）
被害状況	・ホイストクレーンの傾き（2 箇所） ・ノリ乾燥機の位置ずれによる動作不良（4 箇所） ・漁船の転覆（1 隻） ・錦鯉及び金魚の飼育施設の損壊 ・養鰻施設の損壊

2 被災者支援について

① 農業被害（農作物、農業用施設等の被害等）に関する各種窓口の設置

② り災証明書（農水産業関係）の発行

〇り災証明受付件数（～8/3）

	項目	7/29～8/2	8/3	合計
南区	受付件数	26	16	<u>42</u>
	うち畜舎	4	0	4
	うち倉庫	22	14	36
	うち機械	2	1	3
	うち農地	1	0	2
	うちハウス	0	2	2
西区	受付件数	3	2	<u>5</u>
	うち畜舎	1	1	2
	うち倉庫	1	0	1
	うち機械	1	0	1
	うち農地	0	1	1
東区	受付件数	0	2	<u>2</u>
	うち倉庫	0	2	2
	うち機械	0	1	1
市全体受付件数		29	20	<u>49</u>

〇り災証明発行件数：2 件

3 その他

① 城南町物産館「火の君マルシェ」については、停電等の影響により休館していたが、施設の安全が確認されたことから、8月1日より営業を再開した。

【令和 8 年熊本地震の被害状況写真のまとめ】

写真①農道、農地の被害状況



ため池の堤体のヒビ割れ（南区城南町/新地ため池）



農道への落石（西区河内町）※8/4 撤去済



農道舗装板の破損（東区秋津）



農道舗装板の仮修繕（東区秋津）



水路護岸の破損（南区富合町）



水路の崩落（南区城南町）



※県央広域本部からの提供写真

農業用ハウス内の地下水滲出（南区奥古閑町）

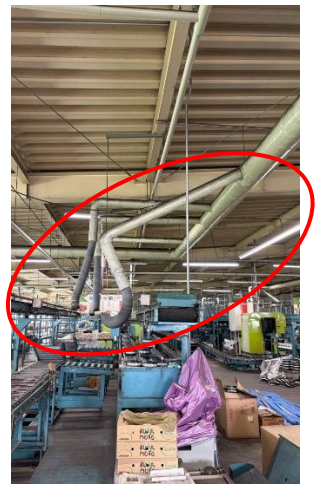
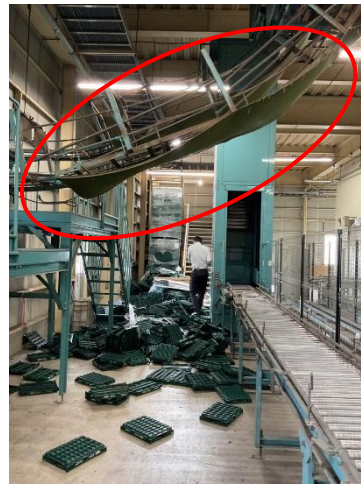


大豆圃場の地割れ（東区秋津）

写真②農業生産施設等の被害状況



牛舎の傾斜（南区域城南町）



※県央広域本部からの提供写真

野菜選果施設の損壊（南区会富町）

写真③漁港、漁業施設の被害状況



漁港の舗装のヒビ割れ（南区川口町）



ホイストクレーンが陸地側に傾斜（南区海路口町）

令和8年（2026年）8月4日17時半 時点

1 被害状況

熊本駅白川口駅前広場	・シェルターの柱4本に亀裂あり ・照明3基が不点灯 
熊本都市バス本山営業所	壁の剥離、電気の落下
熊本都市バス上熊本営業所	建物間のジョイント部に軽度な隙間発生
武蔵塚自転車駐車場	3F 壁面 軽度なひび割れ 長さ：1m程度 幅：5mm程度
市営住宅	・断水 4 団地 ・地面が一部割れ水噴出 2 団地 ・停電 2 団地 ・一部水道管破断 1 団地 ・受水槽から水漏れ 1 団地 ・舗装面の隆起、ひび割れ等 9 団地 ・エキスパンジョイントの破損 2 団地
道路	① 道路亀裂による通行不能(県道熊本嘉島線)1 件 ・国による充填材注入完了 南区土木にて舗装仮復旧に着手済 ※(8/7 頃 規制解除予定)  ② 建物倒壊による道路封鎖(市道内田町第13号線)1件 ③ 事前通行規制(市道京町1丁目宮内第1号線ほか)9 件※1 件追加 ④ 新水前寺駅エレベータ故障(2基のうち1基)
河川	① 操作盤転倒(間島団地排水機場) 1 件 ② 場内クラックあり(小島中須排水機場) 1 件  ③ 排水ポンプの動作不良(2台のうち1台)(八分字調整池) 1 件
公園	① 園路等の亀裂(水前寺江津湖公園ほか)7公園 ② 建物の破損(坪井川緑地ほか)3公園 ③ 石碑等の破損(武蔵塚公園ほか)3公園 ④ 倒木(和泉貢緑地)1公園
学校樹木	・倒木(若葉小学校) 1本

2 対応状況

花畑広場	帰宅困難者支援 7月30日17時閉鎖 熊本城ホールシビックホール及びエントランスロビーにて190名受け入れ、190名退所(内外国人 59 名) 水・食料(7/28 夜～7/30 昼まで計6回)・毛布を配布済
熊本駅白川口駅前広場	・交通規制により安全については確保済 ・不点灯照明3基の修繕完了(8/1)
熊本都市バス本山営業所 熊本都市バス上熊本営業所	現場で安全確認済
武蔵塚自転車駐車場	壁面付近の安全対策済
市営住宅	水道管破損等については応急処置完了
道路	通行止め
公園	カラーコーン設置等
学校樹木	撤去済み

3 今後の対応

熊本駅白川口駅前広場	シェルターの柱について点検済(7月29日、30日)。 応急復旧準備中。 本復旧について、調査・設計継続中。
熊本都市バス本山営業所 熊本都市バス上熊本営業所	修繕予定
武蔵塚自転車駐車場	ひび割れ部分を補修予定
市営住宅	詳細調査のうえ、本復旧が必要なものは順次対応予定
道路	①応急対応中(8/7 目途に規制解除予定)、本復旧は国が対応予定 ②撤去準備中(8/7 目途に規制解除予定) ③熊本城と中央区土木にて 8/5 片側交互通行に向けて対応中 8/4 新町方面から三の丸駐車場間 規制解除 地権者等との協議後に対応 ④不良ワイヤー部品納品後(8/5)取替予定
河川	①7月30日仮復旧完了 ②8月3日補修完了 ③7月30日復旧完了
公園	7月31日応急対応済み。修繕予定。
学校樹木	7月30日対応済み。

4 その他

■現在の対応状況

項目名	対応状況
応急危険度判定	税部門による調査で被害の大きかった城南地区(宮地、下宮地、隈庄)について、税部門と併せてプッシュ型の応急危険度判定を実施中。加えて、これまで行っている要請のあった箇所についても引続き実施。
被災宅地危険度判定	パトロールの結果、被災宅地が確認されたため、熊本市被災宅地危険度判定実施本部を設置(南区の緑川以南エリアの要請者を優先実施。受付期間 7月30日～8月7日予定)
大規模盛土	7/29に大規模盛土造成地(対策施設)9 箇所の現地調査完了(異常なし) 8/1 に大規模盛土造成地 91 箇所の現地調査完了(軽微な変状 1 箇所) 応急対策依頼済み
老朽空き家パトロール	市が把握している老朽空き家(管理不全状態で周囲に影響を与える可能性がある状態)についてパトロール実施中(道路への影響がある場合は応急対策済み)
道路パトロール及び応急対応	緊急輸送道路完了(異常なし ※8/1 21:47 震度 4 発生後、西区・南区パトロール実施) 生活道路及び通報箇所のパトロール実施中 災害協定に基づき、(一社)熊本都市建設業協会に南区管内の応急対応実施中
橋梁点検	災害協定に基づき、 船場橋・大甲橋については、(一社)建設コンサルタンツ協会に依頼し、緊急点検完了(異常なし) 緊急輸送道路等の橋梁・トンネル点検については、 (一社)プレストレスト・コンクリート協会及び(一社)熊本県測量設計コンサルタンツ協会にて点検を実施中
排水機場	都市建設局管理の全排水機場について点検完了
市有建築物の被害対応	① 発災後、避難所などの被害部分の応急対応実施(27件対応済) ②-1 7月30日より被害を受けた市有建築物(116施設)について復旧に向けて調査を実施(8月3日時点19施設調査済 8月末調査完了見込み) ②-2 加えて、8月1日より、再開検討中の施設のうち施設所管課の要望により、調査を実施(8月3日時点5施設実施済)

■被災者支援

○住家の緊急の修理(被害の拡大の防止)

修理対象例 雨漏り又は雨漏りのおそれがある住家屋根へのブルーシート等の展張

住宅の外壁や窓硝子へのベニヤ板等による簡易補修による風雨の侵入の防御

アパートやマンション等の外壁材(タイルやモルタル等)落下防止ネットの展張

限度額 1世帯あたり 56,400円以内

申込期限 令和8年8月7日まで ※なお、同年8月末頃まで延長する方向で、国(内閣府)と協議予定

相談件数 電話相談多数(100件規模)、並行して電子メール・対面窓口での対応を展開中(7月末～)

受付件数 写真や申し込み資料ほか受領 10件超(8月3日時点)

○被災した住宅の応急修理

対象範囲 屋根等の基本部分、床や壁、ドア等の開口部、上下水道等の配管・配線、トイレなど

大規模半壊、中規模半壊、半壊の場合 →1世帯あたり 757,000円以内

準半壊の場合 →1世帯あたり 367,000円以内

申込期限 令和8年10月27日まで(※完了期限も同日)

※なお、令和9年(2027年)1月27日まで延長する方向で、国(内閣府)と協議予定

(原則:発災日から3ヶ月以内 → 国の災害対策本部が設置された場合は6ヶ月以内)

相談件数 電話相談多数(数十件規模)、並行して電子メール・対面窓口での対応を展開中(7月末～)

受付件数 写真や申し込み資料ほか受領3件(8月3日時点)

○賃貸型応急住宅の供与

賃貸住宅・不動産関係団体より、供給可能戸数、家賃等の情報受領(7/29～8/1)

熊本県と同一の要件(家賃・供与期間等)で実施する方向で内閣府と最終調整完了

8/4(火)からHPにて制度の周知開始。受付開始日については調整中

○建設型仮設住宅の供与

候補地(南区11か所)の現況を確認済、11か所とも被害等は見受けられず建設については支障なし

建設地及び建設戸数について検討中

○市営住宅の一時提供

市営住宅59戸(うち南区方面15戸)(目的外使用許可(一時入居))

8/3(月)から市HP等で募集案内開始、市内在住者は8/6(木)から受付、市外在住者は8/9(日)から受付

○老朽空き家除却促進事業補助(最大40万円)

建築後一定期間を経過した老朽空き家(戸建の住宅)の除却工事費への補助

※所有者など個人を対象とし、除却工事後は敷地全体を更地にする必要あり

○老朽危険空家等除却促進事業補助(最大60万円)

倒壊の恐れのある危険な空家の除却工事費への補助

※所有者など個人を対象とし、除却工事後は敷地全体を更地にする必要あり

○開発許可申請等に係る手数料免除

○建築確認申請・完了検査申請手数料等の免除

■各公共交通モードの運行状況

〈8月3日16:00時点〉

【運行中】

・熊本市電、熊本電鉄電車、熊本都市バス、熊本電鉄バス、熊本バス、乗合タクシー

AIデマンドタクシー、チャリチャリ※1、九商フェリー、熊本フェリー※2

※1 発災直後よりチャリチャリ(パターシタイプ)を臨時で50台増車

※2 徒歩乗船口破損のため復旧作業中

徒歩での乗船(8/1より再開)は、階段のある臨時ルートでの案内(車椅子での乗船不可)

【運行中(一部運休)】

・九州産交バス・産交バス※1、JR九州※2※3

※1 路線バスは、8/1より通常運行(高速特急・快速は一部運休)

※2 新幹線は、熊本駅より下り方面(鹿児島・八代方面)は運休中

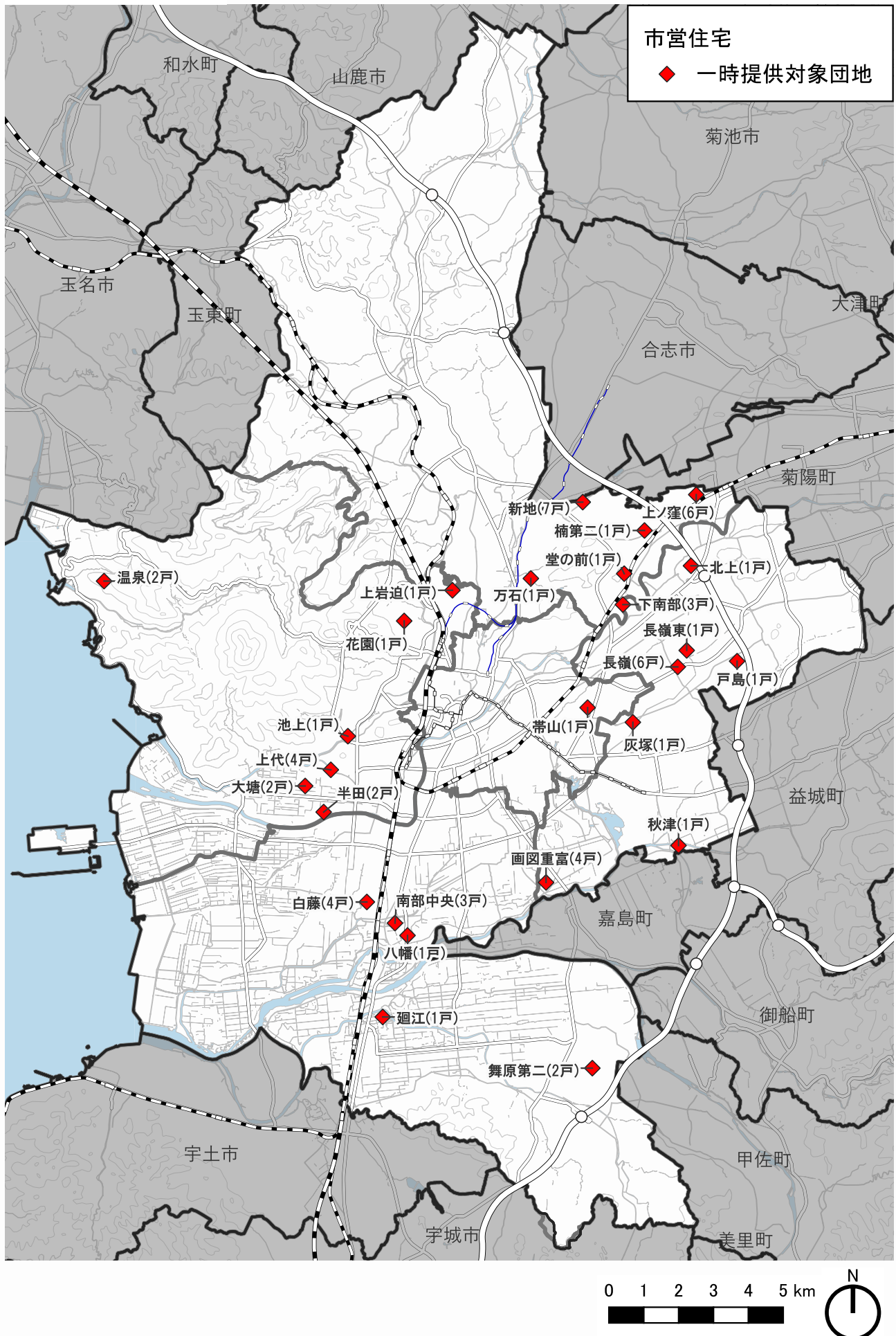
※3 在来線は、宇土～八代駅間は運休中、熊本～宇土駅間は本数を減らして運行中

【運休】

・熊本城周遊バス(しろめぐりん)※

※運行経路が全面通行止めから片側交互通行となったタイミングで、運行を再開する予定。

■一時提供対象団地位置図 S=1/150,000



1 被害状況

【学校】

★被害が確認された学校

8月4日 16時00分時点 109校

主な被害状況の詳細は別紙「11-1 【教育委員会】施設の主な被害状況」に記載

★学校施設の応急危険度判定

○7月29日から応急危険度判定を実施。145校中 145校実施済み。

実施日	実施（予定）校	対象棟	判定結果		職員体制
			危険	要注意	
7/29	16校	172棟	3棟	20棟	21名 (他課応援9名)
7/30	51校	563棟	0棟	45棟	31名 (他課応援10名)
7/31	64校	685棟	1棟	37棟	31名 (他課応援15名)
8/3	14校	160棟	0棟	6棟	10名 (他課応援3名)
合計		1,580棟	4棟	108棟	延べ94名 (他課応援48名)

※8月3日で終了。他課応援職員数は7月28日（11名分）を含む。

※判定済 危険4棟（京陵中（特別教室棟）、下益城城南中（武道場）（体育館）、
中島小（渡り廊下））

2 対応状況

○教育委員会所管の公共施設について

- ・金峰山自然の家 施設断水解消。7/29より通常営業。
- ・博物館、市立図書館、植木図書館は8/4（火）から再開。
とみあい図書館、城南図書館、塚原歴史民俗資料館は当面の間休館。
- ・児童育成クラブの状況
（7/30）開設：69クラブ、2,336人が利用。開設不可：11クラブ（避難所として利用中の施設等）
（7/31）開設：78クラブ（利用児童3,511人）。開設不可：2クラブ（避難所として利用中の施設等）
（8/1）開設：79クラブ、（利用児童484人）。開設不可：1クラブ（城東小）※施設の安全確保等
（8/5）開設：全80クラブ
- ・教育相談室：8/3（月）から相談業務再開
- ・総合ビジネス専門学校：7/30（木）、31（金）臨時休校。→8/3（月）学校再開
- ・福井市小学生交流事業：中止（福井からの申し入れ）。
- ・ハイデルベルク市青少年交流事業：7/31～予定通り実施（全員参加）

3 今後の対応

- ・「心のケア」が必要な児童生徒を把握しカウンセリングを実施。
- ・避難所からの問合せに対し、夜間電話対応体制

4 その他

○BCP に基づき、優先通常業務を実施。

○被災者支援について

- ・教科書及び学用品の支給（指導課・学務支援課）
- ・就学援助制度（学務支援課）
- ・熊本市奨学生の募集（家計の急変等）（学務支援課）
- ・熊本市奨学金貸付金の返還の猶予（学務支援課）
- ・こどもたちの心のケア（総合支援課）
- ・公営の児童育成クラブの利用者負担金の減額（放課後児童育成課）
- ・被災児童生徒の指定校変更・区域外就学許可（学務支援課）

※令和8年度熊本地震被災者支援メニューを更新に合わせて随時「すぐる」にて配信

○避難者に対する炊き出し支援

- ・支援期間 8/1(土)～8/14（予定）
- ・支援企業 シダックス大新東ヒューマンサービス(株)（給食調理業務受託業者）
- ・支援場所 アスパル富合（8/1）、火の君文化センター（8/2～8/14）
- ・支援内容 提供食数 200食程度/日（夕食）

○学校聞き取りによる市立学校児童生徒の安否確認について

■児童生徒安否確認状況_2026.7.31 安否確認完了

単位：人

校種	児童生徒数	無事	負傷	調査中
1. 小学校	38,776	38,753	23	0
2. 中学校	19,389	19,382	7	0
3. 高等学校	1,390	1,388	2	0
4. 幼稚園	143	143	0	0
5. 特別支援学校	159	159	0	0
6. 専修学校	117	117	0	0
計	59,974	59,942	32	0

■負傷等の内訳

校種	軽症者	重症者	計
1. 小学校	22	1	23
2. 中学校	7	0	7
3. 高等学校	2	0	2
4. 幼稚園	0	0	0
5. 特別支援学校	0	0	0
6. 専修学校	0	0	0
計	31	1	32

※重症者は全治1か月以上の負傷者を計上

令和 8 年（2026 年）8 月 4 日 14 時 30 分 時点

※下線部は前回からの変更箇所

1 災害発生状況（7/28 地震発生～）

（1）区別発生状況（ ）内は地震に起因する事案

	火 災 ※焼損程度	救 助 ※内容	救 急
中央区	2(1) ※ぼや 1	6(4) ※ 建物閉 4 (EV 等)	<u>307</u> (18)
東 区	2(2) ※半焼 1 ぼや 1	<u>4</u> (2) ※ 建物閉 2	<u>249</u> (19)
西 区	1(0)	1(1) ※ 建物閉 1	<u>143</u> (7)
南 区	2(2) ※半焼 2	<u>4</u> (2) ※ 建物閉 2	<u>215</u> (30)
北 区	0	<u>1</u> (0)	<u>168</u> (2)
合 計	7(5) ※半焼 3 ぼや 2	<u>16</u> (9)	<u>1082</u> (76)

（2）人的被害（地震関連）の概要

- ・重症者 ：2 名（概要：てんぷら油で熱傷（中央区）、地震で転倒し手首負傷・大量出血（南区））
- ・中等症者：48 名
- ・軽症者 ：11 名

（3）避難所及び車中泊の救急搬送状況一覧

避難所					平均年齢
救急件数	重症	中等症	軽症	不搬送	<u>76.57</u> 歳
<u>14</u> 人	0 人	<u>12</u> 人	1 人	1 人	

※地震で負傷後に避難所で悪化、避難所での転倒負傷、気分不良、下肢痙攣など。

車中泊				
救急件数	重症	中等症	軽症	不搬送
<u>3</u> 人	<u>0</u> 人	<u>2</u> 人	<u>1</u> 人	<u>0</u> 人

（4）地震関連の熱中症の救急搬送状況一覧

熱中症				
救急件数	重症	中等症	軽症	不搬送
<u>5</u> 人	<u>0</u> 人	<u>2</u> 人	<u>3</u> 人	<u>0</u> 人

※中等症：80 代女、70 代男 軽症：60 代女、10 代男、10 代女

2 対応状況

（1）消防局の体制

7/31 17：00 消防局初動準備体制（約 350 名態勢）に切り替え

（2）消防団等の活動状況

【7 月 30 日】

- ・機能別団員（防災サポーター） 避難所運営支援 40 名
- ※余震が続く中で防災サポーターの安全を確保できない、避難所とのミスマッチ（避難所職員が十分足りている）等の課題が生じたため、31 日以降は避難所への派遣を中止する。

【8 月 4 日】

- ・機能別団員（防災サポーター） 避難所運営支援 12 名
- ※派遣区：中央区 4 名 南区 4 名 北区 4 名

(3) 管轄外での活動（県内応援隊）

- ・八代 ○救急需要増加への対応（24 時間体制）

熊本市 1 隊 3 名 その他各消防本部救急隊 4 隊 12 名 ※八代にて待機

- 断水による火災への対応（24 時間体制）

熊本市 4 隊 14 名（指揮車 1 台、タンク車 2 台、水槽車 1 台） ※熊本市にて待機

※参考：緊急消防援助隊

- 現在活動中の部隊情報

救急部隊 5 県（福岡、佐賀、大分、宮崎、鹿児島）約 100 名規模、

航空部隊 3 県 4 機が自県で待機

3 今後の対応

- ・管内の災害対応については、通常体制にて対応。
- ・八代市に救急隊 1 隊を継続派遣。断水による火災への対応

4 その他

- ・現在閉館している広域防災センターについては、8 月 5 日以降に開館予定。

5 消防活動の様子**【機能別消防団の活動（段ボールベッドの組立・搬送）】****【緊急消防援助隊（救急部隊の様子）】**

令和 8 年（2026 年）8 月 4 日 16 時 00 分時点

1 被害状況

- ・負傷者なし
- ・施設（車両やレール等）の被害なし
- ・大江局舎における局会議室壁面の変形、執務室天井・壁面の破損、トイレの便器損傷、エレベータ停止（8/1 復旧）
- ・上熊本車庫における執務室壁面の破損、自動ドアの不具合
- ・熊本駅前交番前の電車信号における進行信号の不具合：7/29 対応完了
- ・上熊本車両工場における内壁ボード脱落、鉄骨柱耐火ボード破損・脱落、敷地内一部地盤沈下
- ・上熊本車両工場内ピット入口レールの一部に変位あり（現在のところ基準値内であり通行可）

2 対応状況

日付	時刻	対応状況
7 月 28 日	16:27	地震発生
	16:40	交通局総務課 安否確認済
	17:01	交通局運行管理課（営業所除く） 安否確認済
	18:30	交通局営業所 安否確認済
	18:51	施設安全確認済（上熊本車両基地除く）
	20:15	施設安全確認済（上熊本車両基地）
	22:20	全車両入庫完了
7 月 29 日	5:50	始発より全線で運行を開始
	12:09	日本郵政前カーブにおけるレールの一部損傷のため区間運休
	13:30	補修が完了し安全性が確認されたため区間運休解除
	22:19	西区震度 4 の速報を受け注意運行を実施
	22:30	市内震度 3 以下の続報を受けて注意運行を解除

3 今後の対応

①所管施設及びイベントの対応方針

特になし

②所管業務の対応方針（BCP）

〔7 月 28 日〕全線運休

〔7 月 29 日〕全線運行再開（地震の発生状況等により随時判断）

- ・始発より全線で通常どおり運行を開始
- ・なお、始発便は安全確保のため通常より速度を落として運行
- ・利用者には、時間に余裕をもってお越しいただくよう公式 X で事前に周知

※今後、震度 5 強以上の強い揺れが発生した場合は、安全確認のため運行を見合わせる場合あり

③被災者支援について

特になし

4 その他

- ・ 災害ボランティア輸送支援（運賃無料の取扱い）
市災害ボランティアセンターで登録を行った方を対象とした優待乗車証の配布を本日より開始
- ・ 一日乗車券等の払戻手数料減免

令和 8 年（2026 年）8 月 4 日 17 時 30 分 時点

※前回からの変更点は下線

【上水道】

1. 管路施設…管路の破断により漏水が生じることで断水の原因となるもの

8月3日 19:30 で市内全域の断水は解消(広報済)

宅内水道配管に被害を受けた避難者向けの相談窓口案内チラシを避難所へ掲示

2. 取水井戸…井戸周辺の地盤のズレ等により水に砂が混じり濁水の原因となるもの

8月3日 16:00 で市内全域の濁水は解消(広報済)

3. 応急給水

城南町火の君文化センターに給水車1台を配置

南区の豊田小学校および北区の西里小学校において、既設の貯水機能付給水管等へ充水

小学校2校は本日 12:00 をもって給水所を閉鎖。火の君は本日限りでの閉鎖を検討したが、引き続き開設

4. 支援の現状

- ・日本水道協会(日水協)の枠組みで給水支援を要請
- ・日水協本部及び国交省からもリエゾン派遣
- ・なお、日水協熊本県支部として県内他自治体への給水支援の調整を行っている

【下水道】

1. 管路施設

- ・被害と対応状況

管路延長 2,836 kmのうち 1,718 kmの詳細調査を完了、1.2 kmに滞水などを確認(8月5日完了予定)

- ・市民への影響

下水道の使用に影響はない

- ・今後の対応

確認された滞水などは、後日管内のカメラ調査を行い、異常が確認された場合は対策を実施

2. 浄化センター、中継ポンプ場

- ・被害と対応状況

東部浄化センターの比較的大きな被害があった1系列は、残る2系列で運用可能なため、復旧工事完了まで運転を停止

東部浄化センター汚泥消化タンクで汚泥輸送管の破損、漏水を確認。復旧方法について検討中
その他施設の被害は、通常の水処理を継続しつつ復旧作業中

- ・市民への影響

下水道の使用に影響はない

- ・今後の対応

東部浄化センターの1系列は設計、復旧工事を予定

その他施設は、復旧作業を継続

【工業用水道】

- ・被害と対応状況
導水管の漏水について応急復旧工事を完了、通水再開
- ・企業への影響
受水企業への影響はなし(8月3日からタチバナ化成が一部操業開始)
- ・今後の対応
操業再開に伴う給水の状況の変化を注視

【被災者支援】

- ・住家が準半壊以上の被害を受けた方の水道料金及び下水道使用料の2か月分を減免

【他の自治体(県南)への支援】

1.上水道

- ・日本水道協会(日水協)からの要請により、8月1日より3日まで八代市へ先遣隊5名を派遣(応急復旧に係る体制整備や復旧計画の立案を実施)
- ・本日より、現地本部3名、現場対応3班(1班2名体制)、補助要員2名、管工事組合3班体制で通水・漏水調査・修理を実施

< 応急復旧支援状況 >

< 派遣人数 > 8月1日 8月2日 8月3日 8月4日 8月5日 8月6日

派遣人数	5	5	5	11		
延べ人数	5	10	15	26		

< 漏水修理件数 >

件数						
----	--	--	--	--	--	--

2.下水道

- ・現地本部3名、調査班 3 班(1 班 4 名体制)、計 15 名を八代市へ派遣し、他都市の支援隊とともに管路被災調査(460km)を実施中。
- ・8月2日は調査計画の立案、現地確認
- ・8月3～4日で市内全域を対象に詳細調査の範囲を絞り込むため、スクリーニング調査を実施
- ・抽出した管路を対象に5日から詳細調査に着手予定

支援状況

< 派遣人数 > 8月2日 8月3日 8月4日

派遣人数	15	15	15
延べ人数	15	30	45

< スクリーニング調査(km) >

調査延長	0	258.8	
累計調査延長	0	258.8	
残延長(L=460 km)	460	201.2	

8月5日 8月6日

詳細調査へ移行

令和8年（2026年）8月4日12時 時点

1 被害状況

1. 入院患者や職員の被害：熊本市民病院、植木病院、芳野診療所ともになし
2. 施設の被害
 - (1) 熊本市民病院

①病院棟・立体駐車場渡り廊下一部損壊



②正面玄関前縁石破損



- (2) 植木病院：事務室エアコンドレン管からの水漏れなどの軽微な被害あり
- (3) 芳野診療所：被害なし

2 対応状況

1. 熊本市民病院

(1)被災した救急患者の受入（(2)を除く）

・7月28日18時26分 トリアージブース設置（7月29日7時に閉鎖）

・救急患者受入状況：総計79名

重症：0名、中等症：20名、軽症：59名（総務省消防庁の基準による）

(2)被災した医療機関からの入院患者等の受入

・熊本総合病院：9名、熊本労災病院：2名、八代北部地域医療センター：2名
宇城総合病院：1名

(3)熊本労災病院へ DMAT 職員3名を派遣（7月28日～7月30日）



イエローゾーンでの救急患者対応



ヘリ搬送による熊本総合病院の患者受入

2. 植木病院、芳野診療所：特になし

3 今後の対応

- ・被災した医療機関からの入院患者の受入等、状況に応じた対応を継続

4 その他

- ・所管業務の対応方針（BCP）

熊本市民病院、植木病院、芳野診療所ともに7月29日より通常診療を実施

1 被害状況

- ・ 所管施設（中央・大江・五福公民館、土木センター、コミセン）に大きな被害なし。
- ・ 道路等の被害状況（交通規制を伴わないもの）については、別添1・位置図のとおり

2 対応状況

- ・ 道路等の被害に対する対応状況は、別添1・位置図のとおり

3 今後の対応

- ・ 引き続き、被害状況の把握に努め、適切に対応していく。

4 その他

①所管施設及びイベントの対応方針

- ・ 所管公民館（中央、大江、五福）は避難所として供用中のため、公民館での講座等を中止。

②所管業務の対応方針

災害対応業務を最優先にあたるため、通常業務は BCP に基づき、窓口数及び対応職員数を減らして対応中。

中央区役所福祉課から罹災証明担当主幹を南区へ派遣（8月2日）。

③避難所の状況（8月4日 6：00 現在）

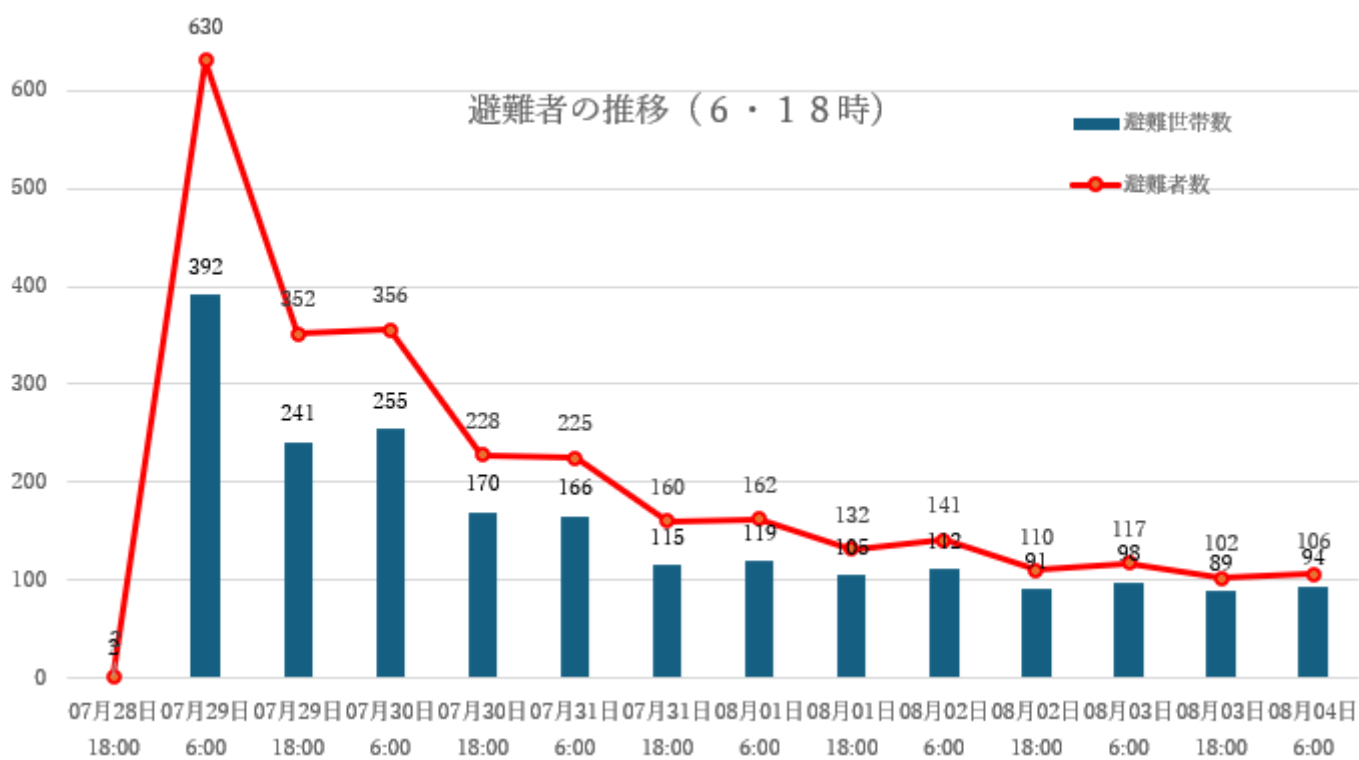
開設避難所 12 箇所 （←前日 13 箇所）（開設 11 箇所、ペット避難所 1）
（避難所は全て空調が整っている）

世帯数 94 世帯 （←前日 98 世帯）

人 数 106 人 （←前日 117 人）

静岡市からの応援職員 10 人を配置（8月3日～）

京都市からの応援職員 4 人を配置（8月4日～）

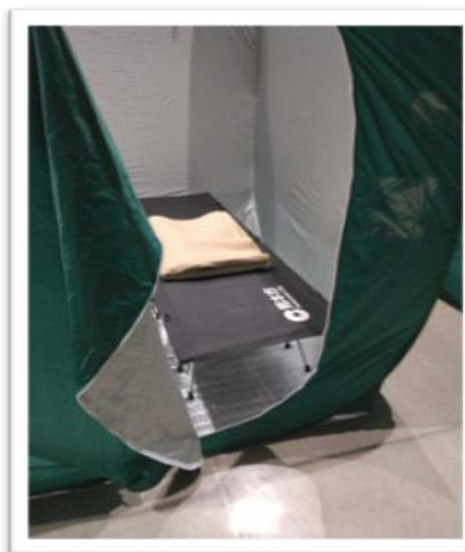




写真①感染症対策(大江公民館)



写真② 静岡市応援職員(中央公民館)⇒



写真③ 避難所ベッドの様子(左から 春竹小学校、京陵中学校、五福公民館)

8/4 (火) 避難所の様子 (中央区)

- ・南区で感染症が発生しているため、中央区は感染症予防対策を実施。(写真①)
- ・静岡市応援職員の協力のもと避難所を運営
- ・避難所生活を快適に過ごすため設置した簡易ベッドの様子

- ・避難所への避難者を対象としたアンケート調査については、回収後、分析を行った。
この結果をもとに、避難者一人ひとりに寄り添った支援につなげていく。
- ・避難所ごとに衛生環境のヒアリングを実施（8月2日）。
衛生環境、食事・飲料水の提供、居住環境、運営体制等について、適切な状況にあることを確認済み。

④保健師の巡回

- ・事前に開設中の避難所電話連絡を行い、要支援者の報告があった8か所を7班で巡回を行った。
緊急対応が必要な方はいなかった。（7月28日 22：45）
- ・6班で中央区内の38避難所を巡回。要支援者への架電（125件）を実施。（7月29日）
- ・専門職（管理栄養士、歯科衛生士）が避難所巡回開始。（7月29日）
栄養士巡回⇒避難所の食品の管理状況、避難者の栄養状況等を確認し、個別に指導を行っている。
歯科巡回 ⇒口腔衛生の状況を確認し、個別に指導を行っている。
（水道があるため歯磨き等はできている。）
- ・福祉避難所へのトリアージ5件
- ・3班で中区内の12避難所を巡回（7月30日）
- ・3班で中央区内の11避難所を巡回（7月31日）
- ・栄養4か所 歯科3か所の避難所を巡回（7月31日）
- ・2班で中央区内の7避難所を巡回（8月1日）
- ・2班で中央区内の5避難所を巡回（8月2日）京都市より応援1チーム対応。
- ・保健師チーム（市2班、他都市応援2班）中央区の14避難所を巡回（8月3日）
- ・栄養7か所、歯科5か所の避難所を巡回。（8月3日）

⑤まちづくりセンター地域担当職員の活動

- ・保健こども課の保健師と一緒に校区を巡回（7月29日～）。
- ・校区自治協会長等から、地域の被害状況のヒアリングや地域の巡回を実施。

⑥保護課の対応

- ・保護受給者の安否確認等を継続中。（7月29日～）

⑦被災者支援関係

- ・地震被害を受けたごみの処理手数料の減免（7月29日から受付）
- ・り災証明（7月30日から窓口受付）
＜り災証明対応状況（7月30日～8月3日）＞
電話相談…220件
窓口対応…273件（即日発行：107件 / 調査希望：138件 / 相談のみ：28件）
- ・静岡市からの応援職員4人を配置（8月3日～）
- ・り災証明の窓口を土日（8/1～8/2）も開庁

8月1日（土）9時～16時	受付件数：14件
2日（日）9時～16時	受付件数：16件
<u>3日（月）9時～16時</u>	受付件数： <u>136件</u>



り災証明受付の様子（8月4日）中央区役所福祉課



井芹都市下水路



落下した石橋の対応を文化財課と協議中

龍神橋

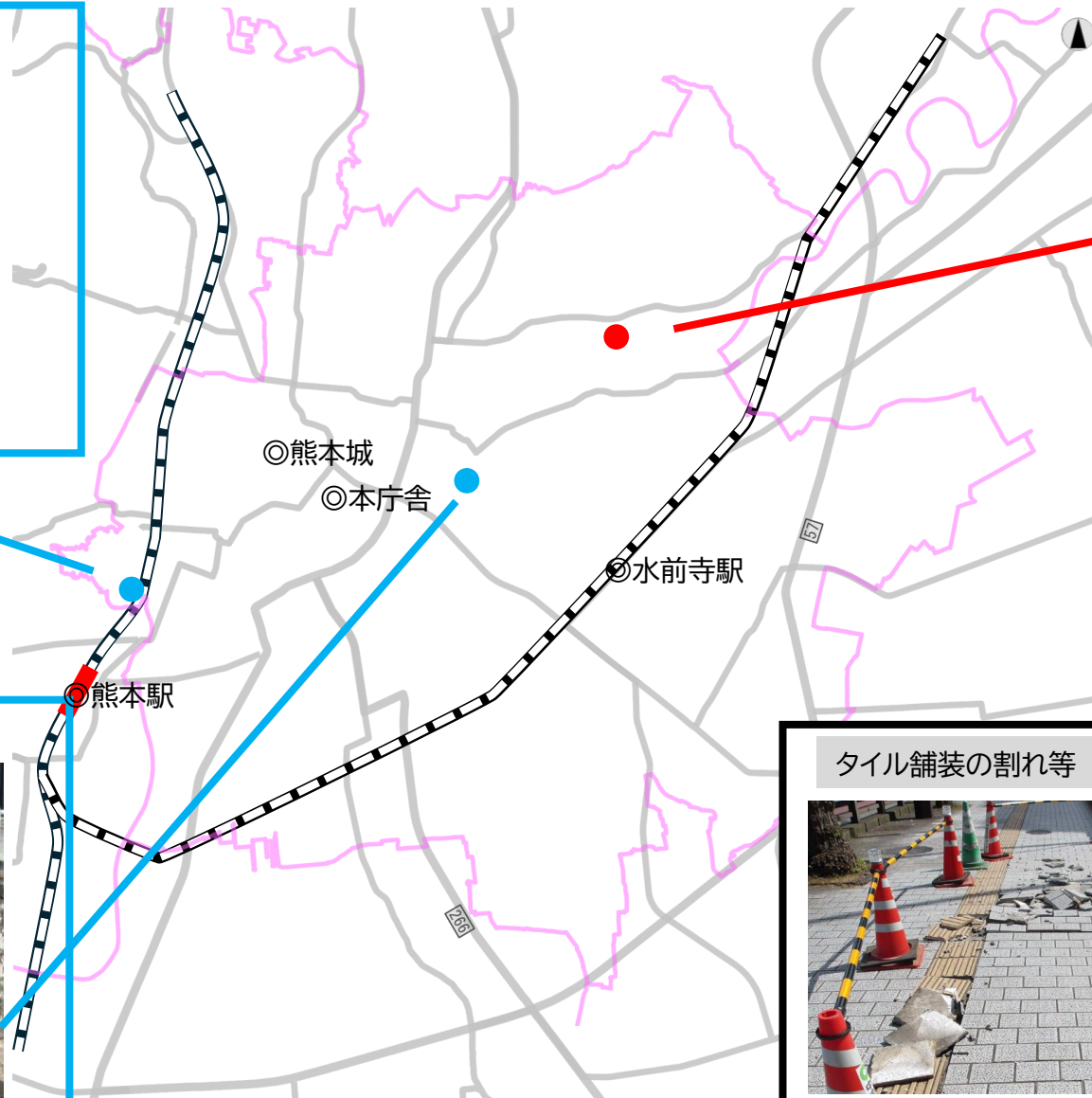


補修に向けて関係機関と調整中

大井手川護岸ひび割れ



補修に向けて調整中



タイル舗装の割れ等



応急措置完了。本復旧に向けた対応を調整中



①道路照明(デザイン灯)

- ・ 中心市街地周辺、熊本高森線(電車通り、県庁通り)の点検を終え、異常ないことを確認済

②橋梁

- ・ 龍神橋において伸縮装置周辺の地覆コンクリートのひび割れ(通行には支障なし)
- ・ 子飼橋において伸縮装置周辺の地覆カバー破損(通行には支障なし)
- ・ その他の白川にかかる橋梁及び御幸橋の点検を終え、異常ないことを確認済
- ・ その他の橋梁については、随時点検中

③トンネル、大型カルバート

- ・ 段山トンネル、子飼橋アンダーパスカルバートの点検を終え、異常ないことを確認済

④歩道橋

- ・ 中央区管内の12か所の歩道橋の点検を終え、異常ないことを確認

⑤水路関係

- ・ 藻器堀川、天明新川、旧天明新川、坪井川の護岸の点検を終え、異常ないことを確認済
- ・ 大井手川は護岸のひび割れを1か所確認→土木センターで対応予定
- ・ 井芹都市下水路で文化財課所管の石橋の部材が落下。文化財課と対応を協議中

令和8年(2026年)8月4日12時 時点

1 被害状況及び対応状況

- ・沼山津3丁目浄福寺門の倒壊：カラーコーンで交通規制済(車両通行止)
(8/1 浄福寺により撤去完了、13 時 10 分規制解除)
- ・託麻まちづくりセンターホール天井一部のはげ落ち：
和室・茶室・研修室 ABC を避難場所として対応
- ・新生1丁目の電話線垂れ1件：九州電力へ連絡済
- ・沼山津1丁目の電柱の変圧器損傷他 3 件：九州電力へ連絡済
- ・沼山津 4 丁目の電話柱の傾斜1件：NTT に連絡済み(8/1)
- ・水前寺江津湖公園管理棟の窓破損：破損部応急処置
- ・上南部1丁目路面損傷 他41件：42件は現地調査し補修等完了
- ・秋津町秋田の西無田橋の橋梁支承の損傷：8/3 以降に詳細調査予定
- ・秋津町秋田の県管理道路(画図秋津線)路面損傷:県で対応済
- ・沼山津4丁目の倒壊しそうな住宅:空き家対策課へ連絡済
- ・漏水 4 件(広木町・沼山津・秋津町秋田・戸島町)：水道維持課へ漏水補修依頼済
- ・秋津町秋田の石碑倒壊：敷地内へ移動・カラーコーンにて養生済
- ・小楠公園の石垣のはらみ：カラーコーンで養生。後日修繕を検討。
- ・倒壊した危険ブロック塀(24件) ➡ 立入禁止措置など 24件すべて対応済
- ・建築指導課から提供の危険ブロックリスト(16 件) ➡ 現場確認済み 16 件(損傷なし・規制不要)
- ・沼山津 3 丁目個人宅ブロック塀の破損:周囲にカラーコーン設置し注意喚起

2 区の取り組み状況について

- ・避難所運営について
本日(8/3)までに 22避難所を閉鎖
避難者状況 47世帯 59人
- ・8/1 夕食から弁当を提供
- ・備蓄用飲料水と備蓄食料は提供中
- ・熱中症対策及び感染症予防対策実施中

【保健師の巡回】

- ・北九州市・堺市からの応援職員を受入れ巡回中。
- ・在宅の要配慮者へ電話及び訪問のフォローを実施
- ・保健師による地域巡回
- ・宿泊支援事業の案内
- ・自治会との連絡
- ・2班で東区管内の避難所専門職(保健師 4 名)が巡回。
- ・福祉避難所へのトリアージ 3 件。(8/1)
- ・2班で東区管内の6避難所を専門職(保健師 4 名)が巡回。
- ・対応件数18件(8/2)

- ・3班で東区管内の11避難所を専門職(保健師6名)が巡回。
- ・対応件数29件(8/3)
- ・2班で東区管内の11避難所を専門職(保健師4名)が巡回。(8/4)



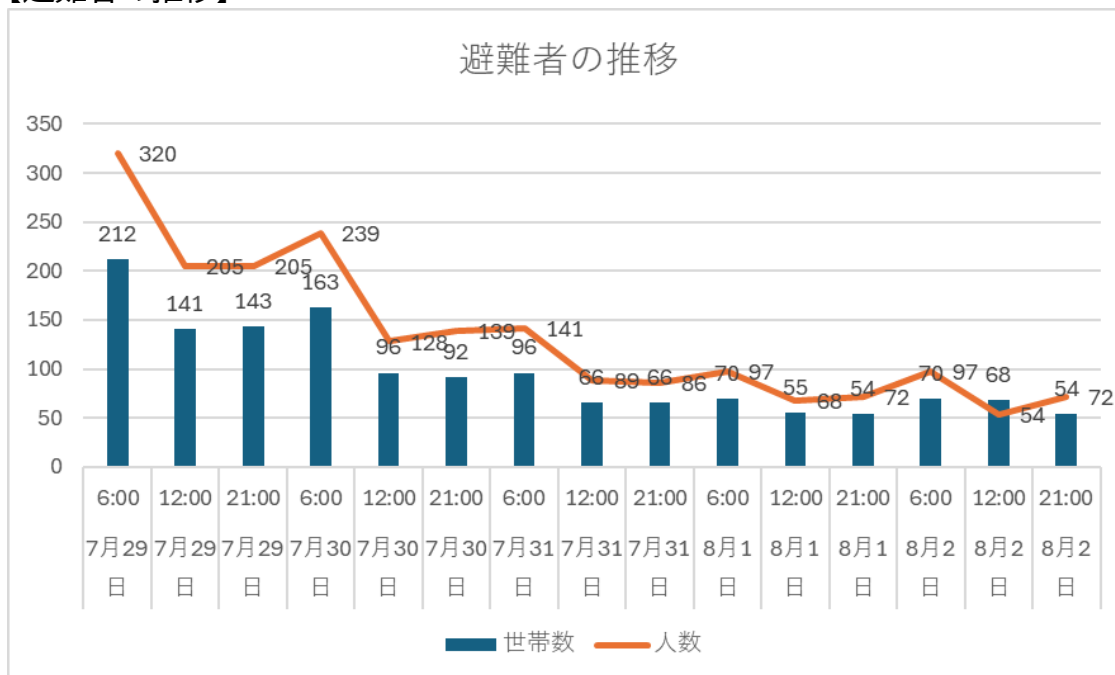
〈避難所巡回の様子〉



〈他都市派遣との打ち合わせ〉



【避難者の推移】



【避難所の状況】



【避難者が帰宅できない理由について】

- ・停電中でエアコンの使用ができないため。
- ・自宅の壁にヒビが入っているため転居先を探しているため。
- ・家具が倒れ高齢のため片づけができないため。
- ・余震が続いていて不安なため。
- ・夜に大きな地震がきたら不安なため。

令和8年(2026年)8月4日 14時00分 時点

1 被害状況

【西区所管の公共施設】

- (1) 西区役所（敷地内の路面タイルの隆起、ひび割れ）⇒つまづく恐れのある隆起部分にカラーコーン設置
- (2) 西部公民館（本棚の倒壊）⇒撤去済
- (3) 花園まちづくりセンター（ホールのエアコン不具合）⇒復旧し、エアコン使用可能
- (4) 河内まちづくりセンター
 - ・ブレーカーが落ち空調が効かない ⇒復旧し、エアコン使用可能
 - ・3階会議室空調の吹き出し口から漏水 ⇒業者依頼中
 - ・地下駐車場照明漏電 ⇒8/5 業者来所予定
 - ・太陽光発電設備の送電用配線支持架台の転倒 ⇒8/5 業者来所予定
 - ・郷土資料室の歴史文書棚の倒壊 ⇒文化財課が確認し対応中
 - ・3階ホール換気扇脱落 ⇒対応部署確認中
- (5) 旧松尾西小学校（漏水）⇒教育委員会で漏水箇所を特定し修理予定

【土木センター所管の土木施設】

- (1) 空家家屋倒壊の恐れによる通行止め（西区島崎5丁目）⇒未定
- (2) 歩道の段差解消等（西区中原町他2件）⇒補修完了
- (3) 建築指導課から提供の危険ブロック点検（21箇所）⇒点検終了（損傷なし）
- (4) 市道河内町河内松尾町上松尾第1号線の雑石積崩落（西区上松尾）⇒応急措置完了



被災状況



応急措置済

2 対応状況

- (1) 指定避難所への避難者

避難所開設数 5 か所避難者数 27 世帯 46 人

※前回報告：6 避難所に 34 世帯 56 人

（全ての避難所でエアコン対応の部屋使用）

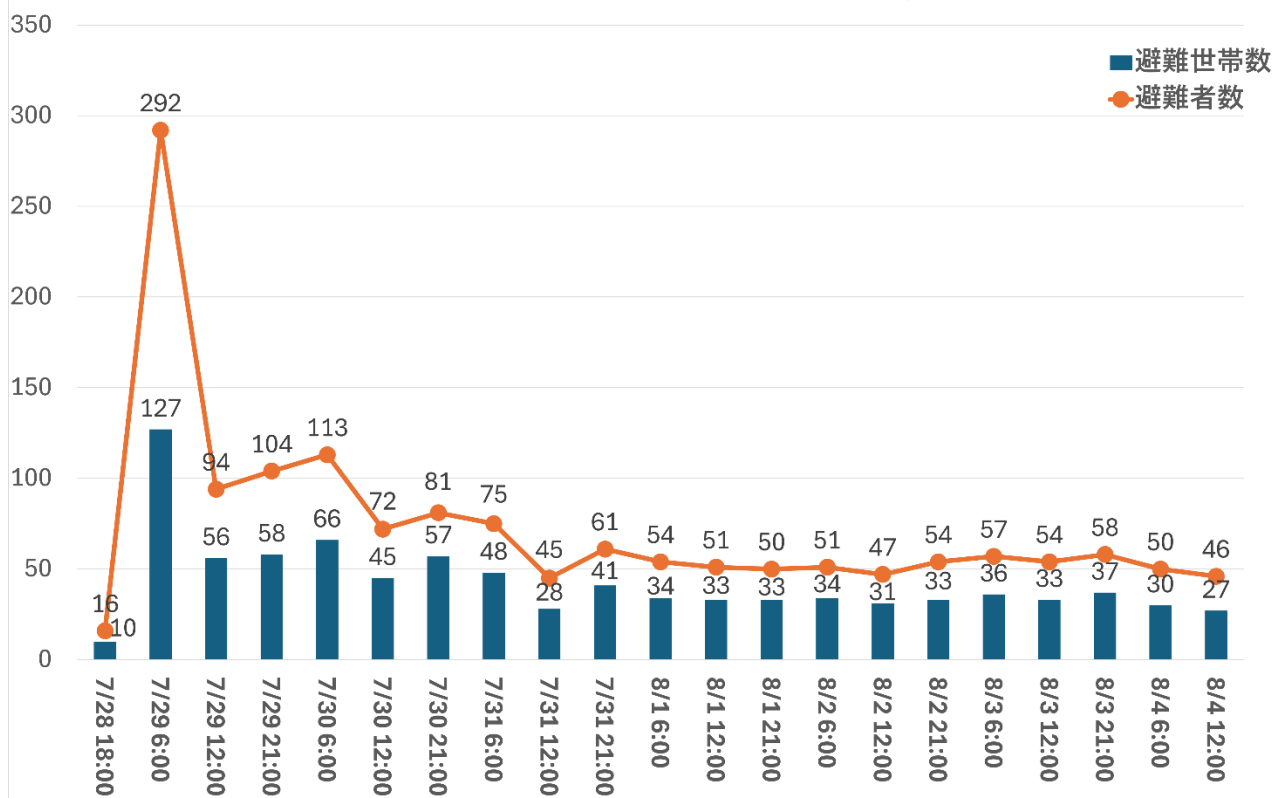
○西部公民館



○花園公民館



避難者の推移（6・12・21時）



(2) 保健師による指定避難所の巡回など

①これまで、指定避難所 50 か所(延)を巡回。

本日は、保健師 2 チーム体制（栄養士含む）で全避難所を巡回。現時点で感染症、熱中症等の体調不良者なし。各避難所には、トイレ・食事・避難所の生活衛生、口腔ケア（肺炎予防含む）の環境整備を実施。

宿泊支援事業について、避難所担当職員とともに相談、対応中。

②保健師が把握している在宅の要支援者への電話フォローを継続実施
(399 世帯 498 人に実施済)

<健康相談>



<健康体操案内>

(3)生活保護受給者の安否確認 7/29～

(4)罹災証明申請窓口の開設 7/30～

受付件数 297 件 (8 月 4 日 13 時現在)



3 今後の対応

- ・ 所管施設について、安全性の確認が取れた施設から順次再開
- ・ 拠点避難所への移転に関する意向調査を実施

4 その他

令和 8 年（2026 年）8 月 4 日 14 時 時点

1 被害状況

○南区役所管内所管施設被害状況について

- ・区役所庁舎 一部損傷（ガラス破損・断水再発生）
- ・富合まちづくりセンター 一部損傷（漏水）、ホール空調運転不能
- ・城南まちづくりセンター 一部損傷（断水・ガラス破損）

○南区土木センター管内 土木施設被害状況について

【被害状況】

【対応状況】

- ・沿線建物倒壊による道路通行止め 3 路線
 - 南区川口町 1651-1 地先 市道川口町第 14 号線 がれき撤去し通行止め解除済
 - 南区内田町 1295 地先 市道内田町第 13 号線 地権者と協議中のため復旧未定
 - 南区城南町宮地 1113-2 市道宮地第 8 号線 通行止め解除済
- ・道路照明等転倒 1 か所
 - 南区南高江 2 丁目 374-4 地先 県道川尻宇土線 撤去完了済
- ・マンホールの隆起による道路損傷（水道管漏水）1 か所
 - 南区出仲間 8 丁目 776-2 地先 国道 266 号 復旧済
- ・舗装路面に縦断方向の亀裂が発生（緑川右岸堤防）
 - 南区野田 1 丁目 542-8 地先 主要地方道熊本嘉島線 関係機関協議中のため復旧未定
- ・道路のひび割れ 1 か所
 - 南区海路口町 3633 地先 海路口町市道 復旧済
- ・橋のジョイント及び道路との段差
 - 城南町隈庄 869 地先 市道阿高沈目第 1 号線 復旧済
 - 城南町沈目 1626-1 地先 市道舞原沈目第 1 号線 復旧済
 - 城南町沈目 1450-1 地先 市道阿高沈目第 1 号線 復旧済
 - 城南町築地 927 地先 市道坂野築地第 1 号線 復旧済
 - 城南町鰐瀬 2864-4 地先 市道鰐瀬第 3 号線 復旧済
- ・舗装路面に横断方向の亀裂が発生
 - 南区富合町榎津 645-1 市道杉島榎津第 1 号線 復旧済

2 対応状況

○南区役所管内避難状況について 避難世帯数 174 世帯、避難者数 303 人

- ・避難所開設 17 か所（全 43 か所中）
- ・新たに閉鎖した避難所は、隈庄小、御幸小の 2 か所。隈庄小は、断水し、エアコンも故障、御幸小は、断水し避難所としての継続が不可となった。なお、2 か所とも避難者は無
- ・開設不可の 7 避難所については、建物の損傷、断水及びエアコン設置の無い避難所
- ・開設済 36 か所の避難所のうち、避難所運営委員会参集済が 6 か所、断水 5 か所
- ・停電と断水のため、熱中症予防として、車中泊への誘導を行い、移動手段の無い方については、消防団により近隣避難所へ移送完了（47 人）
- ・停電していた城南地域避難所 4 か所の電気復旧により、全避難所のエアコン利用可能となった
- ・そのため、消防団にて移送先から、元の避難所への再移送対応済
- ・断水中の 5 か所の避難所についても、備蓄用飲用水と備蓄食料にて朝食対応済
- ・避難者が多く、断水している火の君文化センターへ、アイシン九州（株）の災害時協力井戸水を使用し給水対応を行い、併せて、仮設トイレ 5 基を設置した

○保健師による避難所巡回（要配慮高齢者・乳児の把握、感染対策や健康状態の確認）

- ・7/28 基本避難所 6 か所 3 班体制で巡回

・7/29～ 開設避難所17か所及び車中泊者へ巡回中

○他都市からの応援状況

・7/31(金)より、現在まで、岡山市ほか 9 自治体にて、避難所運営、り災証明受付などに支援いただいている。

3 今後の対応

・災害対応を最優先に行い、業務を縮小し対応する。

4 その他

○所管施設及びイベントの対応方針について

- ・区役所庁舎は、断水が続いている。
- ・まちづくりセンター・公民館は、避難場所となっている。
- ・公民館主催イベント等は、全て中止する。

○所管業務の対応方針について(BCP)

・災害対応を最優先に行い、南区の BCP にそって対応する。

○地域の被害状況聞き取り(主な町内自治会)【7/29 時点】

- ・富合町杉島地区 埋立地が多いため液状化で泥土が噴出している箇所がある。
- ・富合町木原地区 屋根瓦落下や外壁の一部損壊等。地区の 1/3 程度で被害発生している。
- ・城南町本町地区 崖崩れ箇所あり。断水解消。

○罹災証明書受付件数 1732 件(入力済 1454 件) 8/3 時点
受付窓口を拡充し対応する
(土・日開設:南区役所・城南総合出張所)

○災害ごみ減免受付件数 18 件 8/3 時点

○保健師の巡回で把握したこどもへの支援物資については対応済。

南区避難所別職員動員名簿

19-1

【南区】 (8月4日～8月6日)【8月3日 17:00】 南区内避難所 17か所 避難世帯 188世帯 避難者数 327名 他都市応援職員 174名 各局職員 37名 南区職員 33名

	避難所名	8/3 17:00時点 避難世帯数 避難者数	8/4(火)						8/5(水)						8/6(木)					
			8:15～17:15			17:00～8:30			8:15～17:15			17:00～8:30			8:15～17:15			17:00～8:30		
			局	所属課	氏名	局	所属課	氏名	局	所属課	氏名	局	所属課	氏名	局	所属課	氏名	局	所属課	氏名
1	アクアドーム	5 10	政策局			政策局			政策局			他都市応援職員(岡山市)			政策局			他都市応援職員(岡山市)		
						他都市応援職員(岡山市)						他都市応援職員(岡山市)						他都市応援職員(岡山市)		
						他都市応援職員(岡山市)														
2	川尻小学校	3 7	政策局			政策局			政策局			他都市応援職員(岡山市)			政策局			他都市応援職員(岡山市)		
						他都市応援職員(岡山市)						他都市応援職員(岡山市)						他都市応援職員(岡山市)		
						他都市応援職員(岡山市)														
3	下益城城南中学校	6 12	総務局			総務局			総務局			他都市応援職員(岡山市)			総務局			他都市応援職員(岡山市)		
						他都市応援職員(岡山市)						他都市応援職員(岡山市)						他都市応援職員(岡山市)		
						他都市応援職員(岡山市)														
4	杉上小学校	2 5	総務局			総務局			総務局			他都市応援職員(岡山市)			総務局			他都市応援職員(岡山市)		
						他都市応援職員(岡山市)						他都市応援職員(岡山市)						他都市応援職員(岡山市)		
						他都市応援職員(岡山市)														
5	田迎西小学校	7 13	総務局			総務局			総務局			他都市応援職員(岡山市)			総務局			他都市応援職員(岡山市)		
						他都市応援職員(岡山市)						他都市応援職員(岡山市)						他都市応援職員(岡山市)		
						他都市応援職員(岡山市)														
6	富合中学校	4 8	都市建設局			都市建設局			都市建設局			他都市応援職員(岡山市)			都市建設局			他都市応援職員(岡山市)		
						他都市応援職員(岡山市)						他都市応援職員(岡山市)						他都市応援職員(岡山市)		
						他都市応援職員(岡山市)														
7	力合小学校	6 6	都市建設局			都市建設局			都市建設局			他都市応援職員(岡山市)			都市建設局			他都市応援職員(岡山市)		
						他都市応援職員(岡山市)						他都市応援職員(岡山市)						他都市応援職員(岡山市)		
						他都市応援職員(岡山市)														
8	力合中学校	2 2	都市建設局			都市建設局			都市建設局			他都市応援職員(岡山市)			都市建設局			他都市応援職員(岡山市)		
						他都市応援職員(岡山市)						他都市応援職員(岡山市)						他都市応援職員(岡山市)		
						他都市応援職員(岡山市)														
9	富合小学校	4 8	南区避難所担当職員						南区避難所担当職員						南区避難所担当職員					
			他都市応援職員(総社市)			他都市応援職員(西予市)			他都市応援職員(総社市)			他都市応援職員(西予市)			他都市応援職員(総社市)			他都市応援職員(西予市)		
			他都市応援職員(総社市)			他都市応援職員(西予市)			他都市応援職員(総社市)			他都市応援職員(西予市)			他都市応援職員(総社市)			他都市応援職員(西予市)		
						他都市応援職員(西予市)						他都市応援職員(西予市)						他都市応援職員(西予市)		
10	豊田小学校	7 8	南区避難所担当職員						南区避難所担当職員						南区避難所担当職員					
			他都市応援職員(松山市)			他都市応援職員(札幌市)			他都市応援職員(松山市)			他都市応援職員(札幌市)			他都市応援職員(松山市)			他都市応援職員(札幌市)		
			他都市応援職員(松山市)			他都市応援職員(札幌市)			他都市応援職員(松山市)			他都市応援職員(札幌市)			他都市応援職員(松山市)			他都市応援職員(札幌市)		
			他都市応援職員(松山市)			他都市応援職員(札幌市)			他都市応援職員(松山市)			他都市応援職員(札幌市)			他都市応援職員(松山市)			他都市応援職員(札幌市)		
			他都市応援職員(札幌市)			他都市応援職員(札幌市)			他都市応援職員(札幌市)			他都市応援職員(札幌市)			他都市応援職員(松山市)			他都市応援職員(札幌市)		
11	飽田まちづくりセンター・公民館	3 3	飽田まちづくりセンター・公民館						飽田まちづくりセンター・公民館						飽田まちづくりセンター・公民館					
			政策局			政策局						政策局						政策局		
12	天明まちづくりセンター・公民館	11 20	天明まちづくりセンター・公民館						天明まちづくりセンター・公民館						天明まちづくりセンター・公民館					
			政策局			他都市応援職員(岡山市)						他都市応援職員(岡山市)						他都市応援職員(岡山市)		
						他都市応援職員(岡山市)						他都市応援職員(岡山市)						他都市応援職員(岡山市)		
			南部まちづくりセンター・公民館						南部まちづくりセンター・公民館						南部まちづくりセンター・公民館					
13	南部まちづくりセンター・公民館	7 8	他都市応援職員(千葉市)			他都市応援職員(千葉市)			他都市応援職員(千葉市)			他都市応援職員(千葉市)			他都市応援職員(千葉市)			他都市応援職員(千葉市)		
			他都市応援職員(千葉市)			他都市応援職員(千葉市)			他都市応援職員(千葉市)			他都市応援職員(千葉市)			他都市応援職員(千葉市)			他都市応援職員(千葉市)		
			他都市応援職員(千葉市)			他都市応援職員(千葉市)			他都市応援職員(千葉市)			他都市応援職員(千葉市)			他都市応援職員(千葉市)			他都市応援職員(千葉市)		
14	幸田まちづくりセンター・公民館	13 28	幸田まちづくりセンター・公民館						幸田まちづくりセンター・公民館						幸田まちづくりセンター・公民館					
			他都市応援職員(千葉県)			他都市応援職員(千葉県)			他都市応援職員(千葉県)			他都市応援職員(千葉県)			他都市応援職員(千葉県)			他都市応援職員(千葉県)		
			他都市応援職員(千葉県)			他都市応援職員(千葉県)			他都市応援職員(千葉県)			他都市応援職員(千葉県)			他都市応援職員(千葉県)			他都市応援職員(千葉県)		
			他都市応援職員(千葉県)			他都市応援職員(千葉県)			他都市応援職員(千葉県)			他都市応援職員(千葉県)			他都市応援職員(千葉県)			他都市応援職員(千葉県)		
15	アスパル富合・富合公民館	21 35	アスパル富合・富合公民館						アスパル富合・富合公民館						アスパル富合・富合公民館					
			南区避難所担当職員						南区避難所担当職員						南区避難所担当職員					
			他都市応援職員(総社市)			他都市応援職員(大阪市)			他都市応援職員(総社市)			他都市応援職員(大阪市)			他都市応援職員(総社市)			他都市応援職員(大阪市)		
			他都市応援職員(総社市)			他都市応援職員(大阪市)			他都市応援職員(総社市)			他都市応援職員(大阪市)			他都市応援職員(総社市)			他都市応援職員(大阪市)		
			他都市応援職員(総社市)						他都市応援職員(総社市)						他都市応援職員(総社市)					
			他都市応援職員(総社市)						他都市応援職員(総社市)						他都市応援職員(総社市)					
16	城南老人福祉センター	28 57	南区避難所担当職員						南区避難所担当職員						南区避難所担当職員					
			他都市応援職員(堺市)			他都市応援職員(岡山市)			他都市応援職員(堺市)			他都市応援職員(岡山市)			他都市応援職員(堺市)			他都市応援職員(岡山市)		
			他都市応援職員(堺市)			他都市応援職員(岡山市)			他都市応援職員(堺市)			他都市応援職員(岡山市)			他都市応援職員(堺市)			他都市応援職員(岡山市)		
17	火の君文化センター	59 97	火の君文化センター						火の君文化センター						火の君文化センター					
			南区避難所担当職員						南区避難所担当職員						南区避難所担当職員					
			他都市応援職員(新潟市)			他都市応援職員(新潟市)			他都市応援職員(新潟市)			他都市応援職員(新潟市)			他都市応援職員(新潟市)			他都市応援職員(新潟市)		
			他都市応援職員(新潟市)			他都市応援職員(新潟市)			他都市応援職員(新潟市)			他都市応援職員(新潟市)			他都市応援職員(新潟市)			他都市応援職員(新潟市)		
			他都市応援職員(新潟市)			他都市応援職員(新潟市)			他都市応援職員(新潟市)			他都市応援職員(新潟市)			他都市応援職員(新潟市)			他都市応援職員(新潟市)		

1 対応状況

(1) 避難所開設状況

避難所開設数 41 か所 → 4 か所

7/31（金） 34 避難所を閉鎖

8/1（土） 1 避難所を閉鎖（榆木小学校）

8/4（火） 2 避難所を閉鎖（食品交流会館、高平台小学校）

避難者数 （前回報告：6 避難所に 避難者数 21 世帯 35 人）

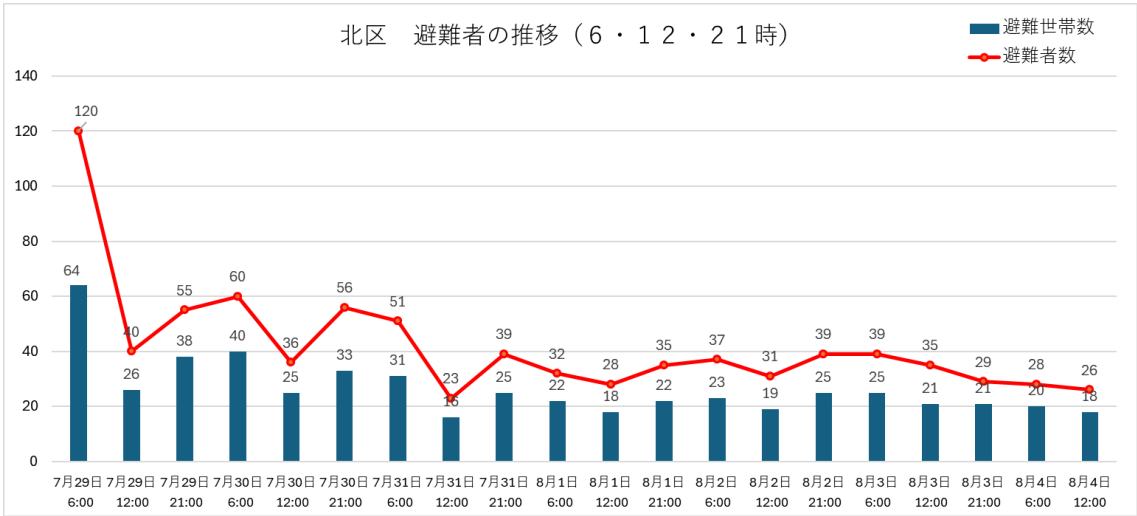
4 避難所に 17 世帯 25 人



(避難所の様子)



避難者数の推移



避難所運営状況

避難所名	避難世帯	避難者数	避難所環境							食事
			水	電気	トイレ	空調	ベッド配置数	入浴施設	キッチン	
1 植木文化センター	4	7	○	○	○	○	20	×	○	夕食提供 朝食は希望があれば 備蓄食提供料を提供
2 北部まちづくりセンター	1	2	○	○	○	○	8	×	○	
3 清水まちづくりセンター	10	13	○	○	○	○	15	×	○	
4 龍田まちづくりセンター	2	3	○	○	○	○	13	×	○	
合計	17	25					56			

※ベッド：希望する避難者全員に提供している

※入浴：無料入浴施設のチラシを配布

(2) 保健師による避難所巡回

- ・保健師 3 チームで 3 か所の避難所を巡回 (8/4 午前)。要配慮者 1 名。
余震不安で避難していた世帯のうち数世帯が退所し、避難者数は減少している。



(保健師による避難所巡回の様子)

(3) 公民館貸館・主催講座予約者への対応

8/6 (木) 予約分まで中止の連絡済、8/9 (日) 予約分まで中止の連絡中。

2 今後の対応

(1) 所管施設及びイベントの対応方針

避難所となっているまちづくりセンターや公民館については、避難所運営業務を優先する。
公民館貸館・主催講座については、8/9 (日) までの予約分について中止とする。

3 その他

(1) 避難者からのヒアリング

○帰宅できない理由

- ・余震が不安
- ・家財が散乱している
- ・ガスを利用しているが、イオンの爆発があったこともあり、恐怖心がある
- ・マンションの上の階のため余震の揺れが大きく眠れない。
- ・マンションが水浸して寝ることができない。
- ・ペットが余震で逃げ回ってかわいそう。(車中泊)

(2) 他都市からの応援職員

避難所運営 : 福井市職員 3 名 (8/2~)
り災証明受付 : 新潟市職員 10 名 (8/2)
→ 9 名 (8/3) ※1 名は南区へ
→ 7 名 (8/4~) ※2 名は東区へ
保健師避難所巡回 : 神戸市職員 3 名 (8/3~)

令和 8 年（2026 年）8 月 4 日 14 時 時点

1 被害状況

農業委員会事務局 大きな被害なし（キャビネットの転倒）

監査事務局 大きな施設被害なし（PC モニター等の倒れあり）

人事委員会事務局 大きな被害なし（大型金庫の転倒あり）

選挙管理委員会 大きな被害なし

議会局

6 階 倉庫 天井剥落 2 か所
南側階段（大規模漏水）

5 階 都市整備委員会室 音響機器移動、窓際天井の剥落
経済委員会室 柱材崩落 1 か所 音響機材移動、窓際天井の剥落
特別委員会室 天井裏配管破損漏水（委員長席側）
東側倉庫天井配管より漏水
トイレ前 天井照明脇より漏水
水屋 配管から漏水（音で確認）
環境委員会室 スクリーン破損
傍聴席入口ロビー 物倒れ

4 階 給湯室
自民党控室（A 室前）配管スペースで漏水（音で確認）

3 階 壁面絵画の破損

2 階 トイレ天井剥落
総務委員会室 時計の破損
議運理事会室 東側天井から漏水
壁面にひび割れ
予算決算委員会室前ロビー 配管の大規模漏水（談話室まで被害あり）、
壁面のひび割れ
予算決算委員会室 天井剥落（パネル落下あり）、天井ひび割れ
音響機材の損傷
図書室 蔵書の散乱
トイレ 壁面にひび割れ

1 階ロビー 天井剥落
階段壁面ひび割れ

2 対応状況

(議会)・議会棟の漏水については対応済(管財課)

- ・その他被害については、再点検し、今後対応予定
- ・8月3日(月)の「高校生議会」を中止
- ・8月4日(火)より議会図書室を再開

(人委)・7月29日(水)に実施予定だった熊本市職員採用(選考)試験【夏試験】二次試験(消防職)の延期を決定し、受験予定者に電話及びメールにて連絡済。併せてホームページにも掲載周知済。

・8月1日(土)～5日(水)に実施予定だったその他職種の熊本市職員採用(選考)試験【夏試験】二次試験についても延期を決定し、受験予定者にメールで連絡済。併せてホームページ、SNS等で掲載周知済。

・8月24日(月)に開催予定だった「熊本市役所 仕事まるわかりセミナー」の中止を決定し、ホームページやSNS等で掲載周知済。

3 今後の対応

4 その他

(議会)・委員会の行政視察の中止可否検討(厚生委員会7月28日～30日⇒29日帰熊)

- ・議会業務の実施については、議会棟の被害状況を含め、正副議長と検討中

(農委)・応援対策部として災害応急業務を再優先で実施。

- ・通常窓口業務の実施については、応援対策部の業務の状況によって検討。

(人委)・応援対策部として災害応急業務を再優先で実施。

(選管)・応援対策部として災害応急業務を再優先で実施。

(監査)・応援対策部として災害応急業務を再優先で実施。